

分野別事業展開

平成27年度に展開する8分野の主な施策

第1

地域で安心して子供を産み育てられる社会を目指します

- 1 子育てと仕事の両立に向け、多様な保育サービスの整備を加速します
- 2 妊娠期からの切れ目のない子育て支援を推進します
- 3 特に支援を必要とする子供と家庭への対応を強化します

第2

高齢者が健康で自分らしく暮らせる社会を目指します

- 1 住み慣れた地域での継続した生活を支える地域包括ケアシステムの構築を推進します
- 2 高齢者の多様なニーズに対応する施設や住まいを確保します
- 3 認知症に関する総合的な施策を推進します

第3

障害者が安心して暮らせる社会の実現を目指します

- 1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します
- 2 医療支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します
- 3 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します

第4

都民の生活を支える取組を推進します

- 1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けて支援します
- 2 福祉人材の確保・育成・定着への取組を充実します
- 3 ユニバーサルデザインの考え方方に立ったまちづくりを進めます

第5

ライフステージを通じた健康づくりの取組を推進します

- 1 がんを含めた生活習慣病の予防、健康づくりを支援します
- 2 難病患者の療養生活を支援します
- 3 自殺対策を総合的に推進します

第6

超高齢社会に対応するため、都民の安心を支える医療提供体制の整備を進めます

- 1 都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します
- 2 安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を整備します
- 3 がんを含めた生活習慣病の医療連携体制や、在宅療養支援体制の整備を進めます
- 4 医療人材の確保、育成を支援します

第7

多様化する健康危機から都民を守ります

- 1 新型インフルエンザ、デング熱やエボラ出血熱をはじめとする新興・再興感染症等の発生・流行に備え万全の対策を講じます
- 2 危険ドラッグの速やかな排除を目指し、規制、監視指導、普及啓発を強化します
- 3 健康危機から都民を守る体制の充実を図ります

第8

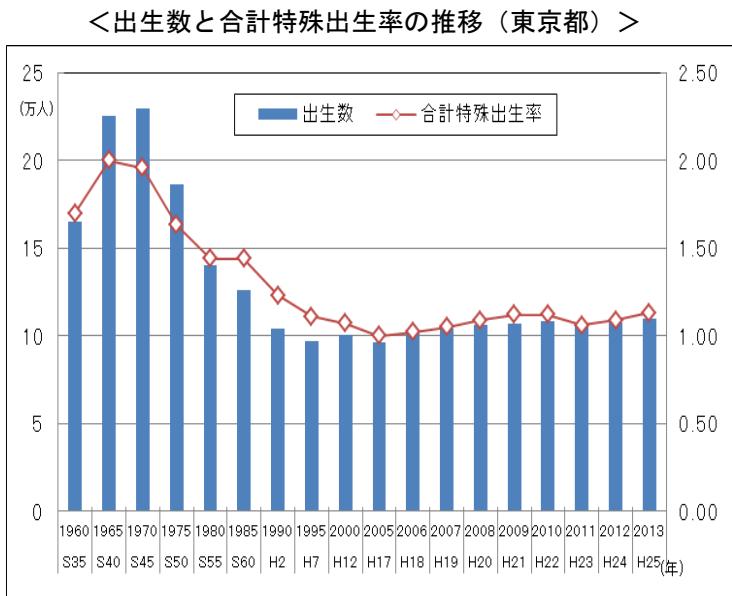
広域的な自治体としての役割を着実に果たします

- 1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します
- 2 区市町村の主体的な施策展開を支援します
- 3 新たな時代に合わせた都立施設改革を推進します

第1 地域で安心して子供を産み育てられる社会を目指します

(子供と家庭を取り巻く状況)

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、地域や家庭の子育て力が低下しており、いわゆる「育児の孤立化」が進んでいることや、子育てに不安を抱える家庭が増加していること等が指摘されています。また、保育所等に子供を預けたいと希望しながら預けられない状況や、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等から、子供がほしいという希望が叶えにくくなっています。
- こうした中、少子化が急速に進行しています。都においては、転入人口超過により年少人口が増加していますが、合計特殊出生率は平成17年に1.00と過去最低を記録し、平成25年は1.13と増加しているものの、依然として低い水準となっています。
- 少子化の要因には、未婚化・晩婚化、初産年齢の上昇、夫婦の出生力の低下などがあると言われています。結婚や出産は、一人ひとりの価値観や人生観に深く関わるものであり、社会が強制すべきものではありませんが、いかなる時代・状況にあっても、子供を産み育てたいと望む人たちが安心して子育てし、子供たちが健やかに成長していく環境を整備することは、行政をはじめ社会全体が連携して取り組んでいくべき課題です。

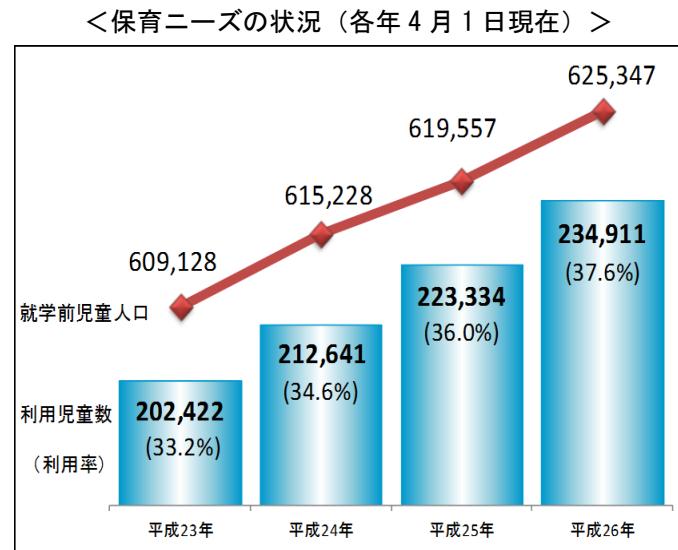


(都の取組)

- 「次世代育成支援対策推進法」を踏まえ、平成17年4月に「次世代育成支援東京都行動計画（前期）」を、平成22年4月には「次世代育成支援東京都行動計画（後期）」を策定し、施策を展開してきました。

(保育サービスの充実)

- 平成29年度末までの待機児童解消を目指し、認可保育所・認証保育所・認定こども園・家庭的保育事業等の多様な保育サービス、社会福祉法人・株式会社等の多様な設置主体による整備を進めています。
- 平成26年4月の都内の保育サービス利用児童数は、前年から11,577人増加し、234,911人となりました。3年連続で1万人以上増加したものの、就学前児童人口の流入や共働き世帯の増加等により保育ニーズが増大した結果、待機児童数は、前年と比べ555人増加し、都全体で8,672人となっています。
- 待機児童の解消に向け、更に保育サービスの拡充を加速させていくとともに、病児・病後児保育等の多様なニーズに対応したサービスを充実させていくことも重要です。



(子育て支援サービスの充実)

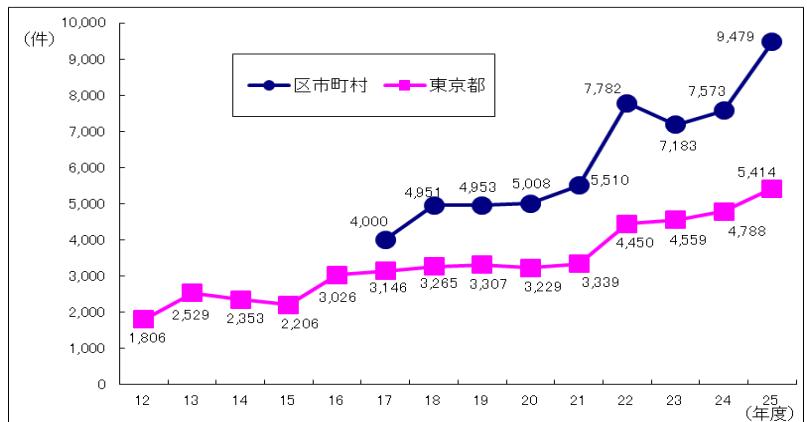
- 子育てに不安を抱える妊婦や子育て家庭を支援するため、妊娠や出産に関する電話相談、親同士の交流や相談支援等を行う子育てひろばの充実、支援が必要な妊産婦を保健師等が継続的に相談に応じる取組等を行っています。
- 子供と子育て家庭をしっかりと支えていくためには、妊娠・出産・子育て期に至るまで切れ目ない、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援の更なる充実が必要です。

(特に支援が必要な子供と家庭への支援)

- 社会的養護の下にある子供が、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、家庭的養護（養育家庭等、ファミリーホーム、グループホーム）を推進しています。また、専門性の強化や本体施設の小規模化等、子供一人ひとりにきめ細かなケアを行う施設を支援しています。
- 平成25年度の児童虐待相談件数は、東京都5,414件、区市町村9,479件となっており、年々増加しています。

- 社会的養護を必要とする子供は、過去5年間3,900人台で推移しており、児童養護施設や乳児院、養育家庭などで暮らしています。

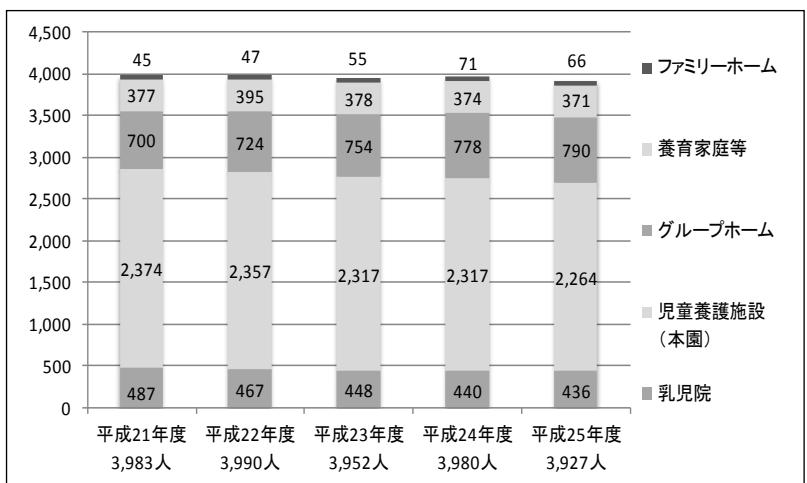
<虐待対応状況（東京都・区市町村）>



- 子供が抱える課題は一人ひとり異なるため、本人や保護者等の状況に合わせ、養育家庭等、ファミリーホーム、グループホーム、施設の中で、より適切な養育環境を提供していくことが必要です。

- また、ひとり親家庭の親と子供に対しても、各家庭の状況を踏まえた上で、安定した生活が送れるよう支援していく必要があります。

<社会的養護の下で育つ児童の推移（東京都）>



(新たな計画の策定)

- 平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることになりました。
- 社会的養護については、社会保障審議会児童部会がとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」に掲げた目標の実現に向け、都道府県において推進計画を策定する方針が国から示されました。
- また、都においては、平成26年12月に、今後の都政運営の新たな指針として、おむね10年間を計画期間とする「東京都長期ビジョン」をとりまとめました。
- こうした状況や、これまでの都の取組の成果を踏まえ、平成27年に「東京都子ども・子育て支援総合計画」、「東京都ひとり親家庭自立支援計画」及び「東京都社会的養護施策推進計画」を策定しました。
- 今後、これらのビジョンや計画等に基づき、子供と家庭の健やかな暮らしのために様々な施策を展開していきます。

東京都子供・子育て支援総合計画

【3つの理念】

- ・すべての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する。
- ・安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。
- ・社会全体で、子供と子育て家庭を支援する。

整合

整合

東京都ひとり親家庭自立支援計画 【3つの理念】

- ・ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図る。
- ・ひとり親家庭の子供の健やかな育ちを支援する。
- ・ひとり親家庭の親子が地域で安心して生活できる環境を整備する。

東京都社会的養護施策推進計画 【理念】

社会的養護が必要な子供たちが、生まれ育った環境によらず、健やかに育ち、自立できるよう、それぞれの状況や課題に応じた養育・ケアを行う。

【平成27年度の取組】

- 平成27年度においては以下の取組を推進します。

- 1 子育てと仕事の両立に向け、多様な保育サービスの整備を加速します**
- 2 妊娠期からの切れ目のない子育て支援を推進します**
- 3 特に支援を必要とする子供や家庭への対応を強化します**

1 子育てと仕事の両立に向け、多様な保育サービスの整備を加速します

増大する保育ニーズに対応するため、多様な保育サービスを拡充し、平成29年度末までに待機児童を解消します。また、多様なニーズに応じた取組を推進します。

<主な保育サービス>

(平成26年4月現在)

サービス	概 要	利用児童
認可保育所	児童福祉法に基づく認可を受けた保育所	202,008 人
認証保育所	0歳児保育や13時間以上の開所を義務付けるなど、大都市の特性に着目し都独自の設置基準を設定した、都が認証する保育施設	22,608 人
認定こども園	保護者の就労状態に関わらず受け入れて教育・保育を一体的に行う機能等を備え、認定基準を満たす施設を都道府県知事が認定する施設	※ 3,304 人
家庭的保育事業	乳児又は幼児の保育に知識及び経験を有する者がその居宅等で保育を行う事業	2,394 人
小規模保育事業	0-3歳未満児を対象とし、定員が6人以上19人以下の少人数で保育を行う事業	676 人
定期利用保育事業	パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育所等において一定程度継続的に保育を行う事業	932 人

※ 認定こども園の利用児童数は、幼保連携型を構成する幼稚園の保育に欠ける子、幼稚園型の保育に欠ける子(認証保育所利用児童を除く)の合計

主な事業展開

- ◎ 待機児童解消区市町村支援事業 6,000 百万円
 - ・ 待機児童の解消に向け、保育の実施主体である区市町村が地域の実情に応じて実施する事業を広く支援し、0~2歳児の定員拡充につながる取組を更に加速させます。
〔負担割合〕都 1/2 区市町村 1/2 (一定要件を満たす場合は、都3/4等)〕
- ◎ 保育所の施設整備費の支援による設置促進 13,360 百万円
 - ・ 保育所緊急整備事業 10,025 百万円
保育所の新設、増改築等による整備を支援します。
〔規模〕94 施設
 - ・ 賃貸物件による保育所整備事業 1,689 百万円
賃借物件の改修経費等を補助することにより、認可保育所の設置を促進します。
〔規模〕94 施設〕

- ・ 多様な主体による保育所緊急整備事業 1,646 百万円
国の整備費補助の対象となっていない株式会社や NPO 法人等の多様な主体による保育所の新設、定員増を伴う増改築等による整備を支援します。
〔（規模）13 施設〕
- ◎ 認定こども園整備事業【新規】 682 百万円
 - ・ 幼保連携型認定こども園等に対し、開設準備経費を支援することにより、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進を図ります。
〔（規模）5 施設〕
- ◎ 認証保育所事業 4,134 百万円
 - ・ 大都市の多様な保育ニーズに対応するため、0歳児保育、13時間開所を義務付けるなど、都独自の基準による認証保育所の設置を促進します。
- ◎ 小規模保育支援事業 648 百万円
 - ・ 開設準備に係る経費の一部を補助することにより、小規模保育事業を実施する区市町村を支援します。
- ◎ 事業所内保育施設支援事業 365 百万円
 - ・ 企業と連携して、事業所内保育施設の定員の一部を地域開放分（区市町村枠）として活用する取組を支援します。
 - ・ 平成 19～24 年度に開設した事業所内保育施設の運営費の一部を補助することにより、企業の次世代育成に対する取組を支援します。
〔（負担割合）都 10/10〕
- ◎ 家庭的保育事業 368 百万円
 - ・ 保育について知識及び経験を有する家庭的保育者が、自宅等で乳児又は幼児の保育を行う都独自の家庭的保育事業を実施する区市町村を支援します。
- ◎ 定期利用保育事業 701 百万円
 - ・ 認可保育所に加え、認証保育所や家庭的保育者等を活用して、パートタイム労働者等にも利用しやすい都独自の定期利用保育事業を実施する区市町村を支援します。
- ◎ 定期借地権利用による認可保育所等整備促進事業 640 百万円
 - ・ 定期借地権設定時に必要な一時金の一部を補助することにより、認可保育所等の設置促進を図ります。
〔（負担割合）都 3/4、区市町村 1/4、賃付期間 10 年以上〕

- ◎ 借地を活用した認可保育所等設置支援事業【新規】** **80 百万円**
- 国有地又は民有地を借り受けて整備を行う事業者に対して、借地料の一部を補助することにより、認可保育所等の設置促進を図ります。
- ◎ 都有地を活用した保育所等の設置促進** **—**
- 都有地の減額貸付けを行い、保育所等の設置促進を図ります（「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」）。
- ◎ 送迎保育ステーション事業** **(包括補助)**
- 自宅から遠距離にある保育所でも通えるよう、保護者にとって利便性のよい保育所等に送迎ステーションを設置し、バス等により児童の送迎を行う区市町村を支援します。
[子供家庭支援区市町村包括補助事業]
- ◎ 病児・病後児保育補助事業** **773 百万円**
- 病中又は病気の回復期の児童を、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行います。
 - 病児・病後児保育施設の改修経費等の一部を補助します。なお、自治体間の広域利用に取り組む場合、区市町村負担分を都が全額補助します。
[(負担割合) 国 1/3 都 1/3 区市町村 1/3 (一定要件を満たす場合は、都 2/3)]
- ◎ 病児・病後児保育事業実施施設の整備** **(包括補助)**
- 病児・病後児保育施設の設置促進を図るため、改修経費等の一部を区市町村が補助した場合、病児・病後児保育補助事業による補助に加えて支援します。なお、自治体間の広域利用に取り組む場合、区市町村負担分を都が全額補助します。
[(負担割合) 都 1/2 区市町村 1/2 (一定要件を満たす場合は、都 10/10)、子供家庭支援区市町村包括補助事業]
- ◎ 病児・病後児保育促進事業** **(包括補助)**
- 病児・病後児保育施設を活用して、保育所に対する病児ケアに係る情報発信する取組や、駅近郊等利便性の高い場所において広域利用等を行う場合の賃借料補助等を行う区市町村を支援します。
[子供家庭支援区市町村包括補助事業]
- ◎ 保育サービス推進事業【新規】** **7,342 百万円 包括補助**
- 認可保育所、認定こども園、小規模保育所等の特性と創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、都民の多様な保育ニーズに対応したサービスの確保と、利用者の福祉の向上を図ります。
[(負担割合) 都 10/10 又は 都 1/2 区市町村 1/2、子供家庭支援区市町村包括補助事業]

- ◎ 保育力強化事業【新規】** (包括補助)
- 都独自事業である認証保育所、定期利用保育事業、家庭的保育事業の特性と創意工夫による自主的かつ柔軟な運営を支援し、都民の多様な保育ニーズに対応したサービスの確保と、利用者の福祉の向上を図る区市町村を支援します。
- [（負担割合）都 10/10 又は 都 1/2 区市町村 1/2、子供家庭支援区市町村包括補助事業]
- ◎ 社会福祉施設等耐震化の推進（再掲 P62、73）** 366 百万円
- 昭和 56 年以前に建設された社会福祉施設等の中には、耐震性が十分ではないものもあります。震災から入所者等を守るために、民間施設を対象に、耐震診断・耐震改修及び仮設施設整備に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。
- [耐震診断 48 施設、耐震改修 33 施設]
- ◎ 社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業（再掲 P62、73）** 19 百万円
- 耐震化が必要な施設を個別に訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。
- [社会福祉施設等 147 施設]
- ◎ 児童福祉施設等耐震化促進事業（土地借料）** 2 百万円
- 耐震化に向けた改修及び改築に際して必要となる仮設施設の土地の賃借料について補助を行い、保育所等の耐震化を推進します。
- ◎ 保育施設の非構造部材耐震対策支援事業** (包括補助)
- 子供の日中の集団生活の場である保育施設の非構造部材の耐震対策に係る経費の一部を補助することにより、子供の安全確保のための取組を促進する区市町村を支援します。
- [子供家庭支援区市町村包括補助事業]

2 妊娠期からの切れ目のない子育て支援を推進します

社会全体で子育て家庭を支援するため、妊娠期から子育て家庭を支援するためのサービスや、安心して産み・育てることができる環境づくりを進めます。

主な事業展開

- ◎ 「子育て応援とうきょう会議」による気運の醸成 38百万円
 - ・ 企業やNPO、自治体等との協働により、「社会全体で子育てを応援する」取組や、仕事と子育て等の両立を可能にする「働き方の見直し」につながる取組を推進し、東京を「子育てしやすい活力ある都市として発展させる」ための気運を一層高めていきます。
- ◎ 東京子育て応援事業 20百万円
 - ・ 社会全体で少子化問題に対応するため、都の出えん及び都民や企業の寄付による基金を活用し、NPO、企業等が行う先駆的・先進的な取組を対象として、将来の自主的な運営を前提とした立ち上げを支援します。また、事業で得たノウハウや成果を広く公表し、幅広い取組を促進していきます。
- ◎ 不妊治療費の助成 4,053百万円
 - ・ 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療の費用の一部を助成します。平成27年度から、特定不妊治療に至る過程の一環として行われる男性の手術費の助成を拡充します。
- ◎ 生涯を通じた女性の健康支援事業 19百万円
 - ・ 女性の心身の健康や不妊・不育に関する悩み、妊娠・出産に関する悩みについて、電話相談等を行います。また、若い世代が妊娠適齢期や不妊等について、正確な知識を持つことができるよう、大学等を通じて普及啓発を行います。
- ◎ 妊婦健康診査受診促進事業 7百万円
 - ・ 早期の医療機関受診と妊娠の届出及び定期的な妊婦健康診査の受診を促すため、広く普及啓発を行います。
- 妊娠・出産に関する普及啓発事業【新規】 20百万円
 - ・ 妊婦に対して早期の医療機関受診と妊娠の届出及び妊婦健康診査の定期的な受診を促すため、広域的な広報を行うとともに、妊娠・出産に関する相談窓口の周知を行います。

- ◎ 子育てスタート支援事業** (包括補助)
- 家族等から出産前後のケアが受けられない等、特に支援を要する母児等に対し、専任の保健師等が相談に対応するとともに、デイケアや宿泊ケアにつなげるなど、妊娠中から切れ目ない支援を行う区市町村を支援します。また、本事業を実施するための基盤整備についても支援します。
- [子供家庭支援区市町村包括補助事業]
- 出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）【新規】** 1,200 百万円
- 全ての子育て家庭を対象として、妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、地域のワンストップ拠点へ専門職を配置する区市町村を支援します。
 - 妊娠届出時の面接等の機会に、直接「育児パッケージ（子育て用品等）」を配布し、妊娠婦等の状況を早期に把握する取組を行う区市町村を支援します。
- ◎ 一時預かり事業** 502 百万円
- 保護者の疾病や災害等に伴い、緊急・一時的な保育を必要とする時、また、育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かる事業を行う区市町村を支援します。
- ◎ 子育てひろばの充実** (包括補助)
- 地域の子育てひろばの充実のため、専用スペースを有せず事業を実施している子育てひろばを既存施設の改修等により常設に移行する区市町村を支援します。
 - 新たに子育てひろば事業を開始するため、常設の子育てひろばを整備する区市町村を支援します。
- [（負担割合）都 10/10 又は 3/4、子供家庭支援区市町村包括補助事業]
- ◎ ショートステイの充実** 57 百万円 包括補助
- 地域における子育て支援サービスの充実を図るため、ショートステイの整備を図る区市町村を支援します。なお、子供家庭支援センターにショートステイを併設する場合、区市町村負担分を都が全額補助します。
- [（負担割合）都 1/2 区市町村 1/2 等（一定要件を満たす場合は、都 10/10）、子供家庭支援区市町村包括補助事業]

◎ 学童クラブ整備費補助	353 百万円
・ 学童クラブの新設・改築等により整備促進を図る区市町村を支援します。また、夜7時以降も開設する取組を支援します。	
[（負担割合）国 1/3、都 1/3、区市町村 1/3 （一定要件を満たす場合は、都 1/2）]	
◎ 学童クラブ設置促進事業等補助	72 百万円
・ 既存施設を活用した学童クラブの設置や、既存の学童クラブ事業における障害児の受け入れ促進等を行う区市町村を支援します。	
[（負担割合）国 1/3、都 1/3、区市町村 1/3 （一定要件を満たす場合は、都 1/2）]	
○ 都型学童クラブ事業	1,011 百万円
・ 開所時間の延長や保育士等有資格者の配置など、都が定めた要件を満たす学童クラブ事業を行う区市町村を支援します。	
[（負担割合）都 1/2、区市町村 1/2]	
◎ 地域子育て支援研修	12 百万円
・ 地域の子育て支援担当職員等を対象として、子供家庭支援センター職員研修、子育てひろば職員研修等を実施し、子育て支援の質の向上を図ります。	
○ 放課後児童支援員認定資格研修【新規】	25 百万円
・ 学童クラブ事業に従事するために必要な知識や技能を習得する研修を実施し、放課後児童支援員の養成と質の確保を図ります。	

3 特に支援を必要とする子供や家庭への対応を強化します

社会的養護を必要とする子供たちが、一人ひとりの状況に応じた支援が受けられるよう、一時保護から家庭復帰や社会的自立に至るまでを視野に入れ、総合的に支援する体制を整備するとともに、要支援家庭を早期に発見し、必要な支援につなげることで児童虐待の未然防止を図ります。

また、ひとり親家庭の親と子供に対する相談対応や就労促進策等を実施し、生活の安定を図ります。

主な事業展開

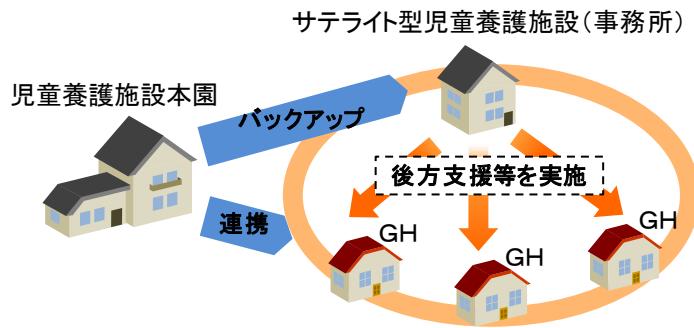
- | | |
|---|--------|
| <p>◎ 虐待対策コーディネーター事業</p> <ul style="list-style-type: none">先駆型子供家庭支援センターの虐待対応力の向上のため、虐待対策コーディネーターを配置し、先駆型子供家庭支援センターの組織的な対応力を強化するとともに、関係機関との連携を促進する取組を行う区市町村を支援します。 <p>[子供家庭支援区市町村包括補助事業]</p> | (包括補助) |
| <p>○ 医療機関における虐待対応力強化事業</p> <ul style="list-style-type: none">医療機関に対して、院内虐待対策委員会（CAPS）の設置を始めとした虐待対応体制の整備を支援するとともに、医療従事者等を対象にレベル別研修や普及啓発研修等を実施し、医療機関における虐待対応体制の核となる人材を養成します。 | 3百万円 |
| <p>◎ 要支援家庭を対象としたショートステイ事業【新規】</p> <ul style="list-style-type: none">要支援家庭において養育が一時的に困難となった場合等に、一定期間、児童を施設などで養育するとともに、保護者への支援を行い、虐待の未然防止及び地域生活の安定を図る取組を行う区市町村を支援します。 | (包括補助) |
| <p>◎ 法人型ファミリーホームの運営体制の充実【新規】</p> <ul style="list-style-type: none">養育者の住居において養育を行うファミリーホームの設置促進を図るため、法人が実施するファミリーホームの職員体制等支援の充実を図ります。 | 24百万円 |
| <p>◎ 里親支援機関事業</p> <ul style="list-style-type: none">社会的養護を必要とする児童の里親への委託を一層推進するため、児童相談所業務を補完する専門機関において、養育相談や定期巡回訪問などを行うことにより、里親委託を総合的に推進します。 | 76百万円 |

[11か所]

◎ サテライト型児童養護施設事業【新規】

42 百万円

- 施設不在区市等に本園に準じた機能を持つ「サテライト型児童養護施設」を設置し、グループホーム等への支援を拡充するとともに、地域支援や退所児童等の支援を強化します。



◎ 専門機能強化型児童養護施設制度

549 百万円

- 精神科医師や心理担当職員を配置し、治療的・専門的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の設置を促進するとともに、個別ケア職員を配置するなど、引き続き機能の充実を図ります。

[専門機能強化型児童養護施設 47 か所]

◎ 石神井学園キャンパスの再編整備

514 百万円

- 都立石神井学園において、経年により老朽化した児童棟の改築等を行います。また、児童のケア体制の充実を図り、虐待による重篤な症状を持つ児童等を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」の試行を行います。

◎ 専門養育機能強化型乳児院制度【新規】

27 百万円

- 乳児院において、問題を抱えた乳幼児の心身の回復と保護者の支援体制を強化し、家庭復帰の促進を図るため、試行的に精神科医師や治療指導担当職員等を配置して治療的・専門的ケアが実施できる体制を整備します。

[専門養育機能強化型乳児院 1 か所]

○ 乳児院の医療体制整備事業

42 百万円

- 乳児院において、看護師を 24 時間配置し、常時医療・看護が必要な病弱児等の受入体制を整備します。

◎ 児童養護施設等の整備

964 百万円

- 社会的養護の必要な児童の待遇向上や家庭的養護のニーズに対応するため、児童養護施設及び乳児院の新設、改築等を支援します。

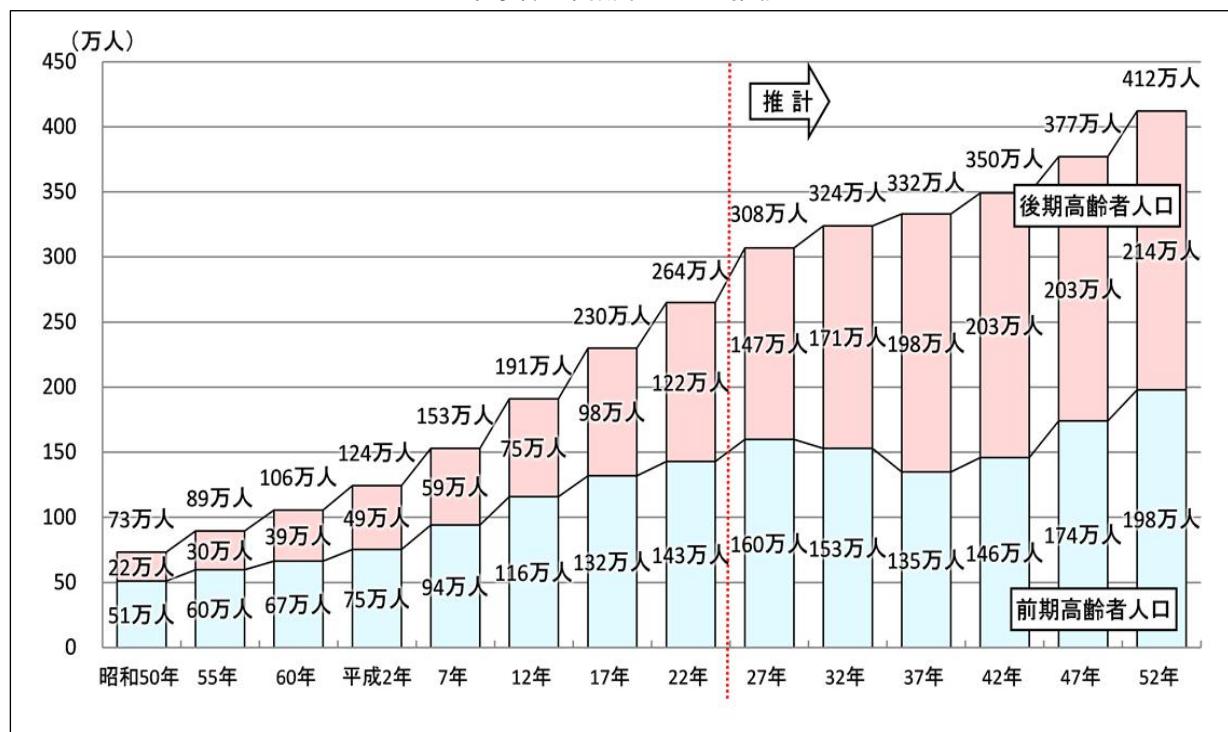
○ 社会的養護における自立支援の強化	300 百万円
・ 児童養護施設退所者等の就業支援事業	17 百万円
職業紹介を行っている企業等により、児童養護施設等の退所（予定）者に対し、適職診断、面接対策などの就職活動支援や、施設退所者が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行い、退所後の自立支援を推進します。	
・ 自立支援強化事業	283 百万円
児童養護施設において、児童の施設入所中の自立に向けた準備から施設退所後のアフターケアまで総合的な自立支援を担う職員を配置し、支援体制を強化します。	
○ 児童養護施設等入所児童に対する学習支援事業【新規】	264 百万円
・ 児童養護施設等入所児童に対し、退所後の自立支援につなげるための学習支援の充実を図ります。	
○ 児童養護施設等生活向上のための環境改善事業	14 百万円
・ 児童養護施設の入所児等の生活向上のため、老朽化遊具の更新や学習環境整備のためのパソコン購入などを支援します。	
○ ジョブ・トレーニング事業（自立援助ホーム）	13 百万円
・ 自立援助ホームにおいて、入所中又は退所した児童等の自立を図るため、就労支援及び就労定着支援を手厚く行える体制を整備します。	
○ ひとり親家庭の子供サポートモデル事業	15 百万円
・ ひとり親家庭に育つ子供を対象に、学習塾型及び家庭教師派遣型の学習支援を行うとともに、子供の悩みを聞くなど生活支援を行い、子供の自立を支援します。	
○ ひとり親家庭支援センター事業	39 百万円
・ ひとり親家庭に対して、育児・家事・健康等の生活相談、養育費相談、離婚した親と子の面会交流支援、就労支援等を実施し、自立支援と生活の安定を図ります。	
・ 在宅就業を希望するひとり親を支援するため、在宅就業の業務開拓・分配・サポート等を一定期間行い、安定的な業務の供給に取り組みます。	

第2 高齢者が健康で自分らしく暮らせる社会を目指します

(高齢者を取り巻く状況)

- 東京の高齢者人口は、平成22年の約264万人から、「団塊の世代」が後期高齢者となる平成37年には約332万人に増加すると推計されており、都民の4人に1人が高齢者となる見込みです。
- 前期高齢者、後期高齢者に分けて高齢者人口の推移を見ると、平成22年には前期高齢者が約143万人、後期高齢者が約122万人ですが、今後、後期高齢者が大幅に増加し、平成32年には後期高齢者の人口が前期高齢者を上回ると予測されています。

<東京都の高齢者人口の推移>

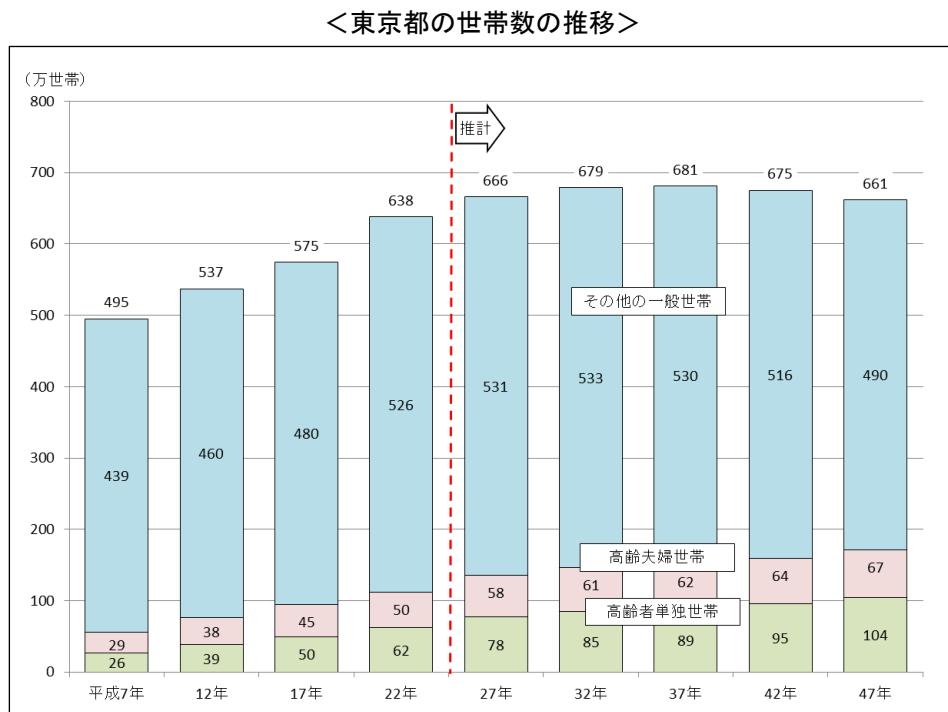


(注) 1万人未満を四捨五入しているため、内訳の合計値と一致しない場合がある。

資料：総務省「国勢調査」〔昭和50年から平成22年まで〕

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月) [平成27年から平成52年まで]

- 核家族化の進行など家族形態の変化に伴い、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加しています。



(注) 高齢者単独世帯は世帯主が65歳以上の単身世帯をいう。

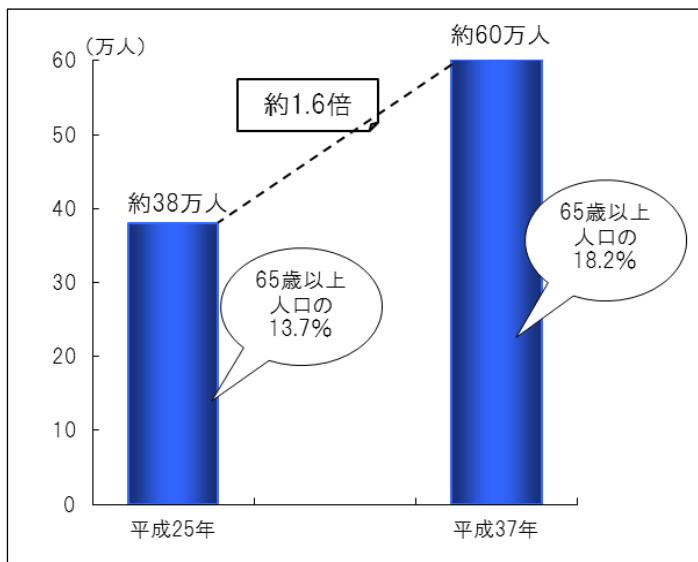
1万世帯未満を四捨五入しているため、内訳の合計値と一致しない場合がある。

資料：総務省「国勢調査」[平成7年から平成22年まで]

国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」(平成26年4月) [平成27年から平成47年まで]

- また、都内の要介護（要支援）認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人は、平成25年11月時点で約38万人に上り、平成37年には約60万人に達する見込みです。

<何らかの認知症の症状がある高齢者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ以上）の推計>



資料：東京都福祉保健局「要介護者数・認知症高齢者数等の分布調査（平成25年11月）」を基に推計

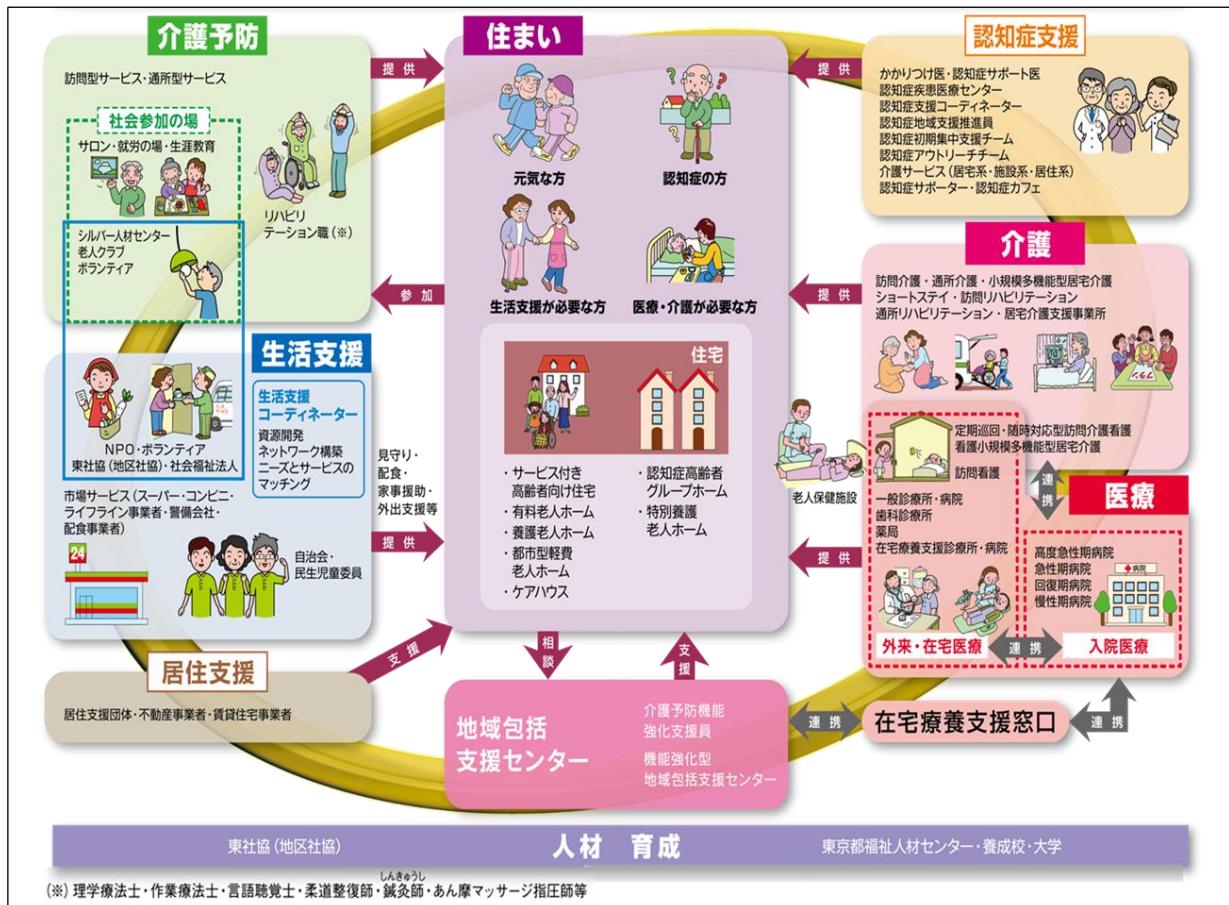
(介護保険制度の改正)

- 平成12年に創設された介護保険制度は、高齢者の暮らしを支える仕組みとして定着してきました。
- 一方、高齢化の進行とともに、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者、単身の高齢者世帯等が増加しており、こうした方々を支えるサービスや人材の確保等が課題となっています。
- 介護保険法では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を推進することが、国及び地方自治体の責務とされています。
- 平成26年6月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により、介護保険法関係では、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を目的とし、地域支援事業の充実、全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）の見直し、特別養護老人ホームの新規入所者の重点化、低所得者の保険料軽減の拡充、一定以上の所得のある利用者の自己負担引き上げなどの制度改正が平成27年4月以降に順次実施されることとなっています。
- 都は、大都市東京の特性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築に向け、保険者である区市町村による主体的な取組を支援するとともに、制度改革後の状況も踏まえつつ、介護保険制度について、必要な見直し等を国に対して働きかけていきます。

(都の取組と今後の課題)

- 都は、高齢者の住み慣れた地域での継続した生活を支えるため、在宅サービス等の充実を図るとともに、広域的な観点から必要な施設・住まいを確保し、在宅サービスと施設サービスなどの介護サービス基盤が、バランスよく整備されるよう施策を展開しています。

<東京の平成37年の地域包括ケアシステムの図（イメージ図）>



(地域包括ケアシステムの構築)

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた中核的な機関となる地域包括支援センターの機能を強化するため、職員向けの研修を実施するとともに、平成27年4月の介護保険制度改正に対応するため、区市町村による介護予防機能強化のための取組を支援しています。
- 在宅生活を支える介護保険サービスについては、小規模多機能型居宅介護事業所などの地域密着型サービスの整備を進める区市町村を支援するとともに、介護を行う家族の負担を軽減するために、ショートステイの整備も進めています。
- 単身や夫婦のみの高齢者世帯を地域で見守り、支えるために、町内会、民生委員、ボランティアなどによる声かけや、配食サービスを活用した安否確認など、地域の実情に応じて区市町村が行う取組を支援しています。
- 今後の高齢者の増加に対応するため、在宅生活を支える様々なサービスや見守り等の高齢者の生活を支える取組を充実するとともに、地域包括支援センターの機能を強化する必要があります。

(多様なニーズに対応する施設や住まいの確保)

- 特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の介護基盤について、整備率が低い地域における補助単価の加算など都独自の支援策を講じ、東京都全体の整備水準の向上と地域偏在の解消に努めています。
- さらに、これらの介護基盤の整備に必要な土地を確保するため、都有地を低廉な価格で事業者に貸し付けるとともに、公有地を活用して施設整備を行う区市町村を支援するほか、国有地・民有地を賃借する際や定期借地権を設定する際の補助、国有地の減額貸付けの国への提案要求など様々な取組を行っています。
- また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療や介護と連携したサービス付き高齢者向け住宅の普及促進を図るとともに、高齢者が多様なニーズに応じて居住の場を選択できるよう、居室面積要件の緩和等により家賃負担を軽減した都市型軽費老人ホームの設置を進めています。
- 今後の高齢者の増加を見据えながら、高齢者が、身体状態、生活形態、経済状況等に応じて住まいを選択し、安心して暮らすことのできる環境を整備する必要があります。

(認知症対策)

- 認知症高齢者グループホームについて、土地所有者が建物を整備して運営事業者に貸し付ける、オーナー型の整備に対する補助や、整備状況が十分でない地域への補助単価の加算など、都独自の支援策を講じて設置を促進しています。
- 認知症の人やその家族を支えるため、東京都認知症対策推進会議において具体的な支援のあり方について検討するとともに、普及啓発を目的に都民向けシンポジウムを開催するなど、独自の取組を進めてきました。
- さらに、12の二次保健医療圏に1か所ずつ認知症疾患医療センター*を設置し専門医療相談、地域連携の推進、かかりつけ医に対する研修を行うなど、地域の医療支援体制の充実にも取り組んでいます。

* 認知症疾患医療センター：地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図るため、専門医療相談、鑑別診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、地域連携の推進、人材育成等を実施

- また、若年性認知症に関する多岐にわたる相談のワンストップ窓口として、都独自に「東京都若年性認知症総合支援センター」を開設し、若年性認知症の人と家族の支援にも取り組んでいます。

- 平成25年度からは、認知症の疑いを早期に発見、診断し、適切な医療・介護サービス等につなげる取組や、家族介護者への支援を行う区市町村への支援を開始し、認知症の人やその家族を支える取組を進めています。
- 平成26年度に作成した「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」を盛り込んだパンフレットを関係機関や区市町村等に配布し、広く周知を図るなど、都民の認知症に対する理解の促進にも努めています。
- 高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も急速に増加することが見込まれることから、かかりつけ医と専門医療機関との連携や医療と介護との連携を強化するとともに、認知症の疑いがある人を専門医療に速やかにつなぎ、適切に対応できるよう、早期発見・診断・対応の取組を一層推進する必要があります。
- 認知症の人とその家族が地域で安心して生活できるよう、より身近な地域において、状態に応じて適切な医療・介護・生活支援等を受けることができる体制を構築することが必要です。

【平成 27 年度の取組】

- 平成27年度においては、以下の取組を推進します。

- 1 住み慣れた地域での継続した生活を支える地域包括ケアシステムの構築を推進します**
 - 2 高齢者の多様なニーズに対応する施設や住まいを確保します**
 - 3 認知症に関する総合的な施策を推進します**

1 住み慣れた地域での継続した生活を支える地域包括ケアシステムの構築を推進します

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会を実現するため、大都市東京の特性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築を推進し、利用者の状況に応じた適切なサービスやサポートを効率的・効果的に提供できる体制づくりを行います。

主な事業展開

- | | |
|--|---|
| <p>◎ 機能強化型地域包括支援センター等設置促進事業</p> <ul style="list-style-type: none">地域の拠点である地域包括支援センターの機能強化を図るため、管内の複数のセンターを統括し、サポートする「機能強化型地域包括支援センター」や、地域における見守り相談窓口を設置する区市町村を支援します。
[35か所] <p>◎ 地域包括支援センター職員研修事業</p> <ul style="list-style-type: none">地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センター職員に対し、地域におけるネットワークの構築能力や課題解決力の向上など、更なるスキルアップを図る研修を実施します。 <p>◎ 地域包括支援センターにおける介護予防機能強化推進事業【一部新規】</p> <ul style="list-style-type: none">介護予防機能の向上を図るため、地域包括支援センター等に対して、介護予防に関する専門的助言及び技術的支援を行う専門職「介護予防機能強化支援員」を配置する区市町村を支援します。
[62か所]介護予防に関する情報共有システムを立ち上げ、区市町村からの相談に対する助言や好事例などの情報共有を行うことにより、区市町村が円滑に新しい総合事業に移行できるよう支援します。 <p>◎ 介護予防における地域リハビリテーション促進事業【新規】</p> <ul style="list-style-type: none">区市町村においてリハビリテーションの専門職等を活かした効果的な介護予防事業が推進されるよう、都の指定病院にアドバイザーを設置し、区市町村への助言等を行うとともに、地域における専門人材の育成を図ります。
[4か所] | <p>985 百万円</p> <p>10 百万円</p> <p>356 百万円</p> <p>24 百万円</p> |
|--|---|

- 見守りサポーター養成研修事業** (包括補助)
- ・ 高齢者等の異変に気づき、地域包括支援センター等の専門機関に連絡するなど、地域の方が状況に応じた見守りを行えるよう、見守りサポーター養成研修を実施する区市町村を支援します。
- [高齢社会対策区市町村包括補助事業]
- 高齢者等の地域見守り推進事業** (包括補助)
- ・ 一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が地域において安心した生活を継続できるよう、地域の様々な主体が連携し、ともに支え合う仕組みを構築する区市町村の取組を支援します。
- [高齢社会対策区市町村包括補助事業]
- ふらっとハウス（地域サロン）事業** (包括補助)
- ・ 空き店舗等を利用して高齢者が気軽に立ち寄り参加できる活動の拠点を整備し、高齢者の介護予防や閉じこもり防止などに活用することで、地域福祉の向上・地域づくりに取り組む区市町村を支援します。
- [高齢社会対策区市町村包括補助事業]
- 生活支援コーディネーター養成研修事業【新規】** 12百万円
- ・ 生活支援・介護予防サービスの担い手の養成や、地域の生活支援ニーズと地域資源のマッチングなどを行う「生活支援コーディネーター」を区市町村が適切に配置し、効果的な取組が行えるよう支援します。
- 多様な主体の地域貢献活動による地域包括ケアの推進【新規】** 37百万円
- ・ 地域包括ケアシステムの構築を支援するため、東京の強みである活発な企業活動等を活かした多様な主体による、多様なサービス提供体制の確保を促進します。
- 生涯現役社会に向けたシニアの社会参加推進事業（再掲 P90）** (包括補助)
- ・ 元気高齢者を生活支援サービスの担い手と位置付け、高齢者の活動の場をつくり、生活支援サービスの充実と介護予防の両立を図る区市町村の取組を支援します。
- [高齢社会対策区市町村包括補助事業]
- 元気高齢者地域活躍推進事業【新規】（再掲 P90）** 50百万円
- ・ 高齢者が人材の不足している福祉サービスを支え、地域で自分らしく活躍できる社会を実現するため、65歳以上の元気高齢者を福祉サービスの担い手として活用する区市町村の多様な取組に対して補助を行います。

- ケアマネジメントの質の向上研修事業【新規】** **5 百万円**
- 平成 26 年 3 月に策定したガイドラインを活用した研修を実施し、介護支援専門員によるケアマネジメントの質の向上を図るとともに、保険者によるケアプラン点検の円滑な実施を支援します。
- 主任介護支援専門員を活用した地域のケアマネジメントの向上** **(包括補助)**
- 地域のケアマネジメント機能の強化を図るため、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員を活用する新たな取組を行う区市町村を支援します。
- [高齢社会対策区市町村包括補助事業]
- 地域密着型サービス等の整備** **363 百万円**
- 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護^{*}事業所及び小規模特別養護老人ホームなど、地域密着型施設の整備を促進するため、区市町村が経費の一部を補助した場合に都独自の補助を行います。
- [小規模多機能型居宅介護事業所（24 か所 141 人分）、看護小規模多機能型居宅介護事業所（5 か所 31 人分）、
小規模特別養護老人ホーム（5 か所 132 人分）]
- * 看護小規模多機能型居宅介護：平成 27 年 4 月から「複合型サービス」が改称
- 介護基盤の緊急整備特別対策事業** **1,918 百万円**
- 地域の介護ニーズに対応し、地域密着型サービス等を充実させるため、小規模多機能型居宅介護事業所等の整備に対し補助を行い、設置促進を図ります。
- 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護等推進事業** **(包括補助)**
- 小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護等の開設前後の支援や多様なサービスに対応できる人材の養成など、運営の安定化や質の向上を図ることにより、整備促進を図る区市町村を支援します。
- [高齢社会対策区市町村包括補助事業]
- ショートステイ整備費補助** **298 百万円**
- ショートステイの整備を促進するため、特別養護老人ホーム以外の事業所との併設や単独で設置するショートステイについて、運営事業者自らが整備する場合や運営事業者への貸付けを目的として土地所有者が整備する場合に補助を行います。
- [施設整備費補助 新規 53 人分]
- 訪問看護ステーション設置促進・運営支援事業** **3 百万円**
- 訪問看護の実務に詳しい経営コンサルタントが、訪問看護ステーションの開業前又は開業直後の事業者への個別相談を行い、訪問看護ステーションの運営体制等の強化を図ります。
- [53 か所]

◎ 在宅療養環境整備支援事業（再掲 P117） （包括補助）

- ・ 病院から在宅医療への円滑な移行や安定的な在宅療養生活を継続するため、在宅療養支援窓口を中心に、医療と介護の連携を強化し、医療的ケアが必要な高齢者等の在宅療養の環境整備を図ります。
- ・ 病状の急変時等に利用できる病床の確保や、夜間往診の代診体制の整備など、区市町村における地域の実情を踏まえた在宅医療の取組を支援・促進します。

[医療保健政策区市町村包括補助事業]

○ 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターへの支援 4,925 百万円

- ・ 老人医療センターと老人総合研究所を統合し、平成 21 年度に設立した地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの安定的かつ自立的な運営を支援します。

2 高齢者の多様なニーズに対応する施設や住まいを確保します

大都市東京の特性を踏まえた多様な手法により、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の介護基盤、医療・介護と連携したサービス付き高齢者向け住宅などの多様な施設や住まいの整備を促進し、高齢者の生活を支えます。

主な事業展開

◎ 特別養護老人ホームの整備

14,116 百万円

- 特別養護老人ホームについて、整備費の一部を補助するとともに、整備率の低い地域における整備費補助を加算するなど、補助制度を充実させ、整備を促進します。

[施設整備費補助 新規 24 か所 (2,511 人分)]

[整備目標]

平成 37 年度（2025 年度）末までに定員 6 万人分の特別養護老人ホームを整備

[都独自の主な整備促進策]

- 整備費の一部を補助（例：ユニット型 500 万円/床）
- 整備が十分でない地域に対し、補助単価を最大 1.5 倍に拡大
- 訪問看護ステーションや地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等）などを併設する場合に補助単価を増額
- 建築価格の高騰に緊急に対応するため、整備費補助を加算（例：ユニット型 100 万円/床）【新規（平成 26 年度補正予算）】

- 特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム（特定施設の指定を受ける施設に限る。）について、大規模改修費を補助します。

◎ 介護老人保健施設の整備

3,439 百万円

- 介護老人保健施設について、整備費の一部を補助するとともに、整備率の低い地域における整備費補助を加算するなど、補助制度を充実させ、整備を促進します。建築価格の高騰に緊急に対応するため、平成 27 年度からは整備費の加算補助を創設します。

[施設整備費補助 新規 4 か所 (480 人分)]

[整備目標]

平成 37 年度（2025 年度）末までに定員 3 万人分の介護老人保健施設を整備

[都独自の主な整備促進策]

- 整備費の一部を補助（例：ユニット型 500 万円/床）
- 整備が十分でない地域に対し、補助単価を最大 1.5 倍に拡大
- 訪問看護ステーションや地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等）などを併設する場合に補助単価を増額
- 建築価格の高騰に緊急に対応するため、整備費補助を加算（例：ユニット型 100 万円/床）【新規】

- ケアハウスの整備** **138 百万円**
- 介護専用型ケアハウスの整備を促進するため、整備費の一部を補助します。
- [施設整備費補助 新規 1か所 (31 人分)]
- 介護専用型有料老人ホームの整備** **122 百万円**
- 介護専用型有料老人ホームの設置を促進するため、整備費の一部を補助します。
- [施設整備費補助 新規 110 人分]
- 都市型軽費老人ホームの整備** **984 百万円**
- 所得の低い方でも食事や生活支援サービスを受けられるよう、地価の高い東京の実情を踏まえ、居室面積要件等を緩和した都市型軽費老人ホームについて、整備費の一部を補助します。
- [施設整備費補助 新規 260 人分]
- 医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅事業** **72 百万円**
- 医療・介護を連携させたサービス付き高齢者向け住宅の整備費用の一部を助成し、高齢者が介護や医療が必要になっても安心して住み続けることができる住まいの充実を図ります。
 - 既存ストックを有効活用するため、改修による整備も補助対象とします。
- [施設整備費補助 新規 10 か所]
- 定期借地権の一時金に対する補助** **5, 152 百万円**
- 施設用地確保のために、定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成することにより、特別養護老人ホーム等の整備促進を図ります。
- 借地を活用した特別養護老人ホーム等設置支援事業【新規】** **282 百万円**
- 国有地又は民有地を借り受けて特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設を整備する事業者に対し、賃借料の一部を補助することにより、初期費用を軽減し、整備促進を図ります。
- [事業開始 特別養護老人ホーム：平成 26 年度補正予算、介護老人保健施設：平成 27 年度]
- 公有地を活用した介護サービス基盤の整備** **—**
- 都有地の活用促進

都有地の減額貸付けを行い、介護サービス基盤の整備促進を図ります（「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」）。
 - 区市町村有地の活用促進の充実 **(包括補助)**

学校跡地など区市町村の未利用地の積極的な活用を推進するため、公有地の貸付けと独自の施設整備費補助により介護基盤を整備する区市町村を支援します。
- [高齢社会対策区市町村包括補助事業：補助基準額 200 百万円]

- 施設開設準備経費助成特別対策事業 **2,457 百万円**
- 特別養護老人ホーム等の開設の準備のために必要となる訓練期間中の職員雇上経費や、地域に対する説明会開催経費などを補助し、開設時から質の高いサービスを提供するための体制整備を支援します。
- 生活支援付すまい確保事業【新規】(再掲 P87) **24 百万円**
- 区市町村の居住支援協議会*等を活用し低所得高齢者等に対しすまいの確保と見守りなどの日常生活支援を行う区市町村を支援します。
- *高齢者、障害者、子育て家庭などの住宅の確保に配慮が必要な者（住宅確保要配慮者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方自治体の住宅部門や福祉部門、関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する協議会
- 寄りそい型宿泊所事業（再掲 P87） **146 百万円**
- 身体機能が低下し、見守りが必要となった低所得高齢者等が、本来的な居場所（介護保険施設等）を確保するまでの間も、不安なく居住できる中間的居場所（無料低額宿泊所）を整備する区市を支援します。
- 仮設用施設設置の仕組みの構築（再掲 P72） **80 百万円**
- 老朽化した特別養護老人ホーム等の建替え期間中の仮設用施設を都有地に設置し、利用を希望する事業者が交代で利用する仕組みを構築します。
- 複数の区市町村が共同で利用する特別養護老人ホームの整備 **—**
- 都市部の限られた土地を有効活用するため、複数の区市町村が共同で利用できる特別養護老人ホームの整備を進めます。
- 社会福祉施設等耐震化の推進（再掲 P43、73） **366 百万円**
- 昭和 56 年以前に建設された社会福祉施設等の中には、耐震性が十分ではないものもあります。震災から入所者等を守るため、民間施設を対象に、耐震診断・耐震改修及び仮設施設整備に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。
- [耐震診断 48 施設、耐震改修 33 施設]
- 社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業（再掲 P43、73） **19 百万円**
- 耐震化が必要な施設を個別に訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。
- [社会福祉施設等 147 施設]

3 認知症に関する総合的な施策を推進します

今後、急速な増加が見込まれる認知症の人とその家族が地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、認知症高齢者グループホームの整備促進をはじめ、認知症の人に対する介護・医療を担う人材の育成や都民への普及啓発を行うなど、地域の人的資源・社会資源を活用した支援体制を構築していきます。

主な事業展開

◎ 認知症高齢者グループホームの整備

3,133 百万円

- 都独自の促進策により整備を進めるとともに、関連サービス拠点の併設などにより地域の認知症ケアの拠点としての機能を強化します。

[123 ユニット]

[整備目標]

平成37年度（2025年度）末までに定員2万人分の認知症高齢者グループホームを整備

[都独自の主な整備促進策]

- オーナー創設型・改修型（土地・建物所有者が事業者に賃貸）の整備に対する補助
- 重点整備地域の補助単価を1.5倍に加算
- 認知症ケア拠点機能強化のための認知症対応型ティサービスや小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の併設加算

○ 認知症対策推進事業

4 百万円

- 「認知症対策推進会議」において、認知症の人とその家族に対する支援体制の在り方について、中長期的な検討を進めるとともに、認知症に対する正しい理解と地域で支える気運づくりを推進するため、都民への普及啓発を行います。

◎ 認知症疾患医療センター運営事業【一部新規】

556 百万円

- 認知症の人が地域で安心して生活できるよう、認知症疾患医療センターが医療機関同士、更には医療と介護の連携の推進役となり、地域の支援体制を構築します。
- 12の二次保健医療圏に1か所ずつ指定している認知症疾患医療センター（地域拠点型）に加え、地域拠点型が未設置の区市町村（島しょ地域を除く）に1か所ずつのセンター（地域連携型）を指定し、より身近な地域で医療と介護の連携を進めていきます。
- 地域拠点型のセンターにおいて、アウトリーチチーム*を必置とともに、地域の医療・介護関係者向けの研修を実施します。

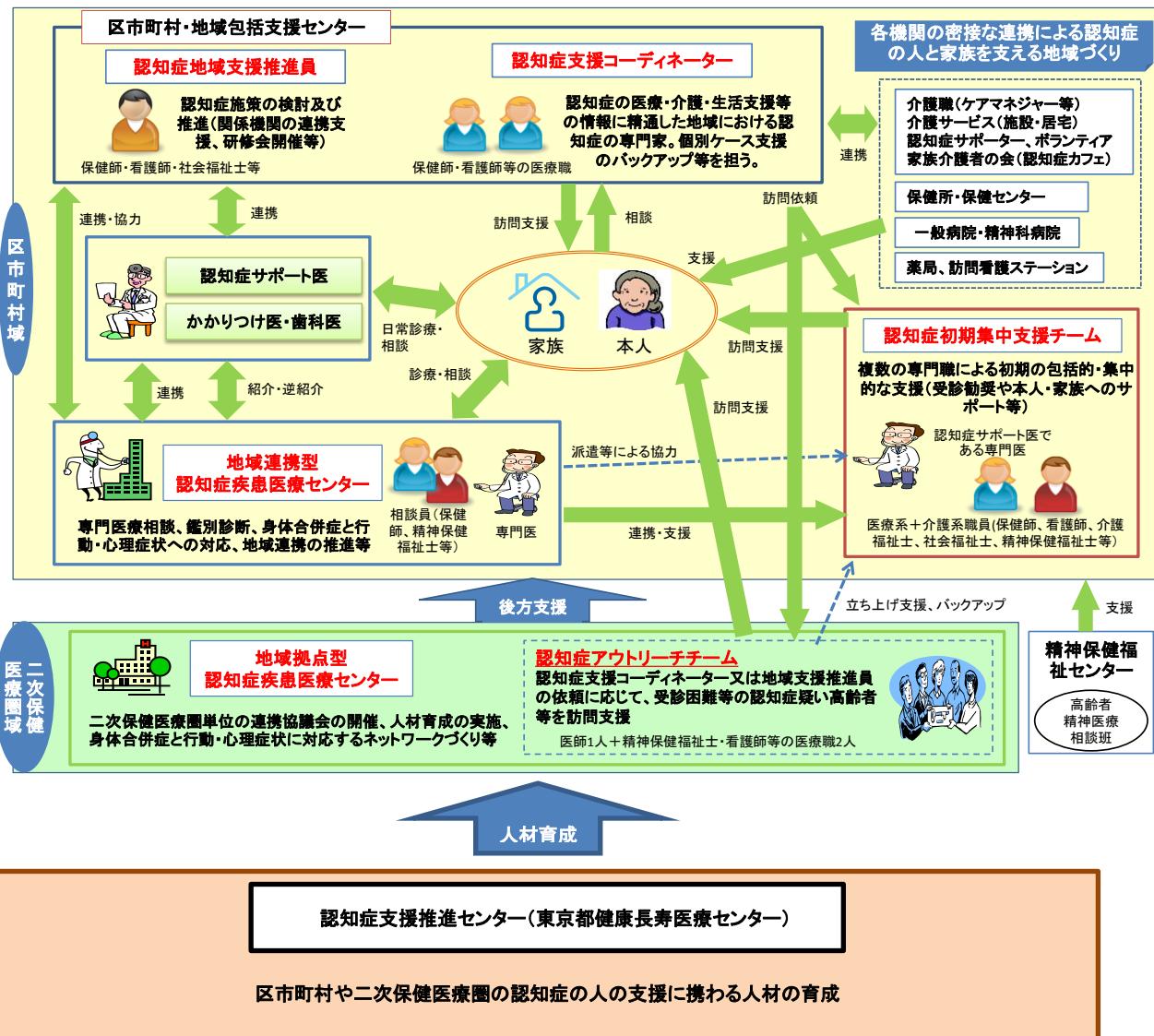
[地域拠点型 12か所、地域連携型 41か所]

* アウトリーチチーム：医師、看護師、精神保健福祉士等で構成され、認知症支援コーディネーター等からの依頼に基づき、

認知症の疑いのある受診困難者に対して、訪問支援を実施

- ◎ 認知症支援コーディネーターの配置【新規】** **259 百万円**
- 保健師等の医療職を区市町村の地域包括支援センター等に配置し、個別ケース支援のバックアップを担い、認知症の疑いのある高齢者の早期発見・診断・対応を進めることにより、地域の認知症対応力向上を図ります。
- [40か所]
- ◎ 認知症支援推進センター設置事業【新規】** **62 百万円**
- 平成27年度より、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに「認知症支援推進センター」を設置し、認知症医療従事者等に対する研修や島しょ地域への訪問研修等を行い、地域の認知症対応力の向上を図ります。
- 認知症介護者への支援** **(包括補助)**
- 認知症の診断を行っている医療機関周辺等に認知症介護者への支援拠点を設け、医療機関の専門職と連携した講座や交流会などを開催する区市町村を支援します。
- [高齢社会対策区市町村包括補助事業]
- 認知症地域支援ネットワーク事業** **(包括補助)**
- 事業者や自治体、地域住民など、地域の様々な社会資源の面的な連携により、認知症の人に対する地域における理解促進や支援について継続的な取組を行う区市町村を支援します。
- [高齢社会対策区市町村包括補助事業]
- ◎ 東京都若年性認知症総合支援センター設置事業** **24 百万円**
- 若年性認知症の人や家族の相談にワンストップで対応するとともに、地域包括支援センター等の専門機関に対して支援を行うことにより、早期に適切な支援に結びつけ、若年性認知症特有の問題解決を図ります。
- 若年性認知症の人と家族への支援** **(包括補助)**
- 若年性認知症の人の「家族会」立上げや、若年性認知症の人の活動支援拠点を整備する区市町村を支援します。
- [高齢社会対策区市町村包括補助事業]

<（参考）東京都における認知症の人と家族の生活を支える医療体制のイメージ図>

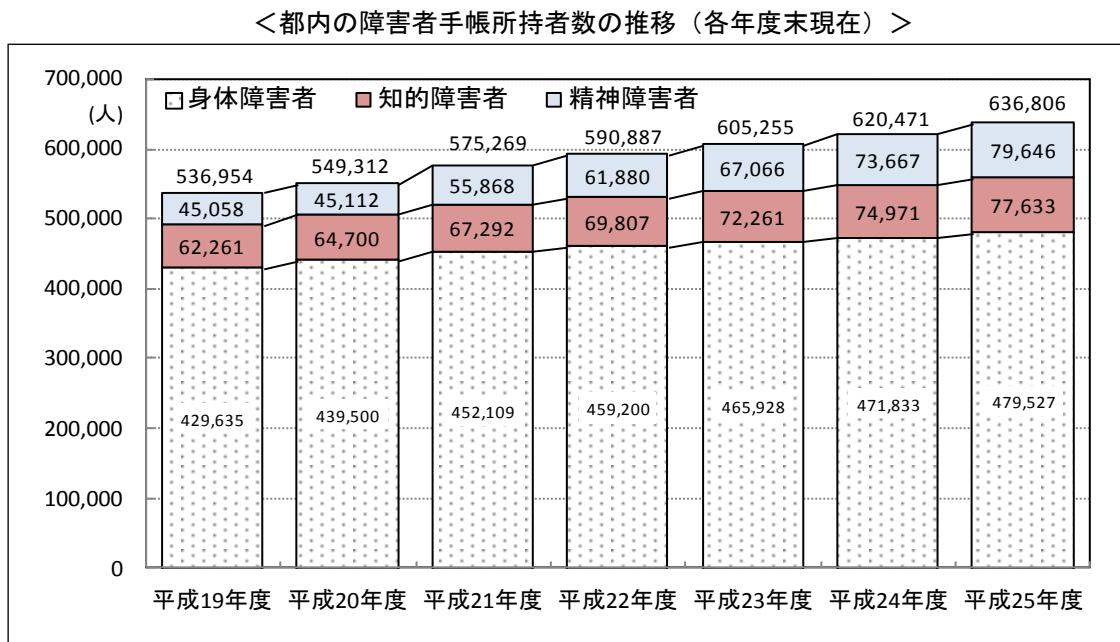


第3 障害者が安心して暮らせる社会の実現 を目指します

(障害者を取り巻く状況)

- 平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、それまで身体・知的・精神という障害種別ごとに異なる法律に基づいて実施されていた福祉サービスや公費負担医療などが共通の制度となりました。
また、地域における障害者の自立生活を実現し、その生活の質の向上を図る観点から、住民に身近な区市町村にサービスの実施主体が一元化されるとともに、就労支援が抜本的に強化されました。
- 平成21年12月、国は、障害者に関する制度の集中的な改革を行い、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図るために、障がい者制度改革推進本部を設置しました。この本部の下に設置した障がい者制度改革推進会議において、障害者の定義の見直しや差別の禁止等について検討を行い、平成23年8月に障害者基本法を改正しました。
- また、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者自立支援法等を改正し、平成24年4月から相談支援の充実や障害児支援の強化等を図っています。
- さらに、地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障害者の定義に難病等を追加し、平成26年4月から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。
- 平成26年1月、国は、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約」を批准しました。また、これに先立つ平成25年6月には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が制定され、平成28年4月に施行が予定されているなど、今後障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化されます。
- 障害者自立支援法の施行から約9年が経過しましたが、障害者の「自立」の実現に向け、支援体制や地域生活基盤の整備を一層促進するとともに、より多くの障害者が企業等で働くことができるよう支援策を充実・強化していくことが必要です。

- 都内の障害者手帳の所持者数の推移を見ると、身体・知的・精神とも増加傾向にあり、平成25年度末では約64万人となっています。特に、近年、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、高い増加率を示しています。



(都の取組)

- 都は、平成19年5月に「東京都障害者計画」（計画期間：平成19～23年度）及び「第1期東京都障害福祉計画」（計画期間：平成18～20年度）を、平成21年3月に「第2期東京都障害福祉計画」（計画期間：平成21～23年度）を、平成24年4月には「東京都障害者計画・第3期東京都障害福祉計画」（計画期間：平成24～26年度）を、平成27年4月には「東京都障害者計画・第4期東京都障害福祉計画」（計画期間：平成27～29年度）を策定し、障害者が地域で安心して暮らし、いきいきと働く社会を実現するために様々な施策を展開しています。

東京都障害者計画・第4期東京都障害福祉計画 5つの目標

- ・地域における自立生活を支える仕組みづくり
- ・社会で生きる力を高める支援の充実
- ・いきいきと働く社会の実現
- ・バリアフリー社会の実現
- ・サービスを担う人材の養成・確保

- これらの計画を推進し、障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために、「障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン」(平成18~20年度)、「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」(平成21~23年度)、「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」(平成24~26年度)、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」(平成27~29年度)を策定し、障害者(児)の地域生活を支えるサービスの基盤整備に重点的に取り組んでいます。

<障害者グループホームの定員の推移>



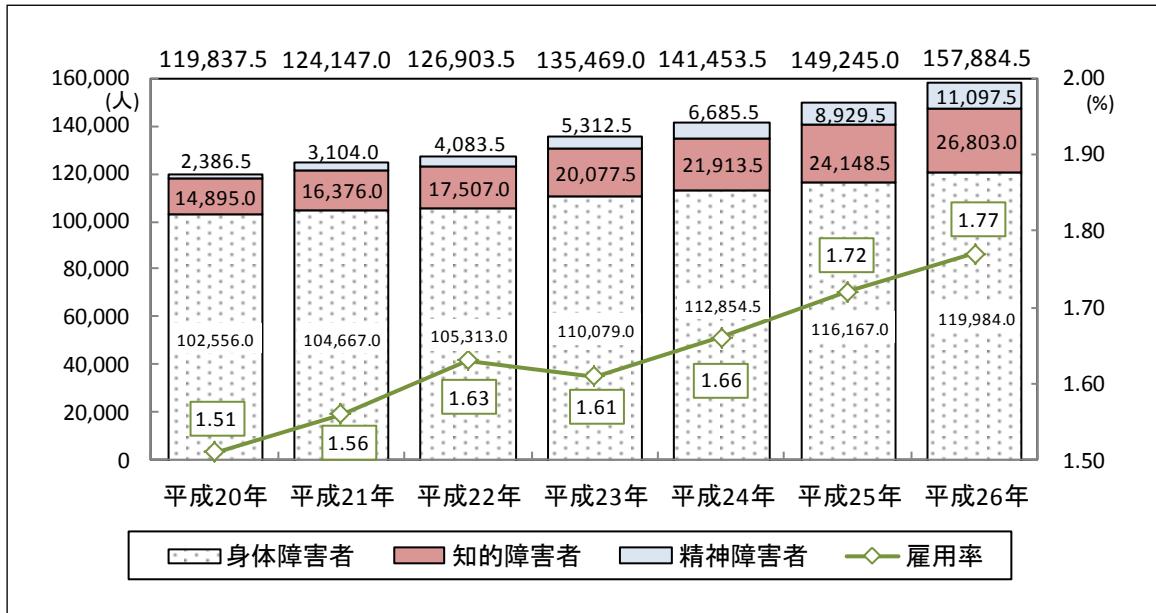
(地域生活支援)

- 地域生活へ移行を希望する長期の施設入所者等が、希望する地域で必要なサービスを利用しながら安心して暮らせるよう、地域居住の場や日中活動の場などの地域生活に必要な基盤整備を促進するとともに、入所施設にコーディネーターを配置し、区市町村等との連携・調整を進めます。
- いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進するために、入院中からの支援や退院に向けた地域との調整、グループホームを活用した体験宿泊などを行い、円滑な地域移行と退院後の安定した地域生活に向けた体制を整備するとともに、新たに長期入院とならないための取組も進めます。
- 医療機関の相互連携や、医療機関と相談支援機関との連携確保等により、精神障害者が必要な時に適切な医療が受けられる環境を整備し、地域での安定した生活を支援する必要があります。
- 重症心身障害児(者)については、在宅療育支援体制の整備がまだ十分ではなく、NICU等医療機関から在宅への移行が必ずしも円滑には進まない状況にあります。また、発達障害児(者)、高次脳機能障害者についても、地域での支援体制が十分には整備されておらず、地域の実情に応じて多様な施策展開を図ることが重要です。

(就労支援)

- 障害者がいきいきと働くことができる社会の実現を目指し、雇用機会を拡大するとともに安心して働き続けられるように支援していく必要があります。しかし、都内における民間企業の障害者雇用率は、平成26年6月現在1.77%（全国平均1.82%）であり、法定雇用率2.0%と比べて依然低い数値となっています。

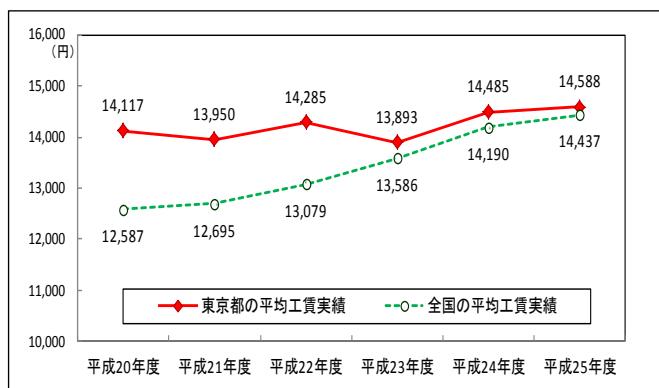
＜都内民間企業における障害者雇用状況（各年6月1日現在）＞



資料：東京労働局「平成26年 東京労働局管内における障害者雇用状況の集計結果」等より作成

- 都は、区市町村を実施主体として、職業相談や就職準備、職場定着などの就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する「区市町村障害者就労支援事業」等様々な施策を推進しており、平成26年度についても、都内における雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新しましたが、引き続き就労促進に取り組んでいくことが必要です。
- 福祉施設で働く障害者が、働く喜びや達成感を得ながら、地域で自立した生活を実現できるよう、就労支援に取り組む福祉施設を対象にセミナーの開催や経営コンサルタントの派遣などにより経営努力を促すとともに、生産性を向上させるための設備整備を補助するなど、工賃水準の向上を目指しています。

＜各年度の工賃実績（月額）＞



資料：平成25年度工賃（賃金）の実績について（厚生労働省）等より作成

- 平成25年4月の障害者優先調達推進法の施行を受け、都は、「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定しました。この方針に基づき、府内関係局と連携しながら、障害者就労施設等の受注機会の拡大を図っています。

【平成 27 年度の取組】

- 平成 27 年度においては以下の取組を推進します。

- 1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します**
- 2 医療支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します**
- 3 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します**

1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します

居住の場や在宅サービスなど地域生活基盤の充実を図るとともに、長期の施設入所者や、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促します。

主な事業展開

◎ 障害者・障害児地域生活支援3か年プラン【新規】 5,291百万円

- 障害者（児）の地域生活を支えるサービス基盤の充実を図るため、施設整備に係る設置者負担の1/2を特別助成し、平成29年度末までに、グループホームや経済的自立に向けた就労のための訓練の場等について、6,720人分の定員を新たに確保します。
また、特別助成の対象に児童発達支援センターを新たに追加し、障害児支援充実のための基盤整備の促進を図ります。

[計画期間：平成27～29年度]

種別	整備目標
地域居住の場（グループホーム）	2,000人増
日中活動の場（通所施設等）	4,500人増
在宅サービス（短期入所）	220人増
児童発達支援センター	10か所増

◎ 定期借地権の一時金に対する補助 174百万円

- 施設用地確保のために、定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成することにより、グループホーム等の整備促進を図ります。

◎ 借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業【新規】 12百万円

- 障害者（児）施設の整備を促進するため、国有地又は民有地を借り受けた整備を行う事業者に対して、借地料の一部を補助します。

○ 都有地を活用した障害福祉サービス基盤の整備 一

- 都有地の減額貸付けを行い、障害福祉サービス基盤の整備促進を図ります（「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」）。

◎ 短期入所開設準備経費等補助事業【新規】 20百万円

- 短期入所を新設又は増設する事業者に対して、家屋を借り上げる際に必要な権利金等の開設準備経費の一部を補助することにより、整備の促進を図ります。

- ◎ 地域移行促進コーディネート事業** 63 百万円
- ・ 入所施設に配置した地域移行促進コーディネーターによる施設入所者への働き掛けやグループホームの体験利用、相談支援事業者や区市町村との連携強化などにより、施設入所者の地域生活への移行を促進するとともに、都内施設と都外施設相互の連携を図り、都外施設入所者の地域移行も促進します。
- ◎ 障害者地域生活移行・定着化支援事業** (包括補助)
- ・ 障害者が地域で安心して暮らせるよう、重度の障害者等を受け入れたグループホームによる相談援助や区市町村による地域の実情に応じた普及啓発等の取組について支援を行うとともに、都外施設利用者の地域移行を支援する相談支援事業所に対し、支援に要する経費の一部を補助することにより、都内への地域移行の促進・相談支援事業所の機能強化を図ります。
- [障害者施策推進区市町村包括補助事業]
- ◎ グループホーム地域ネットワーク事業【新規】** (包括補助)
- ・ 小規模なサービス提供体制といったグループホームの特徴を踏まえ、グループホームに対する巡回・相談支援や、事業所間で課題を共有するための運営会議を実施することにより、地域におけるグループホームのネットワークを構築し、利用者への援助の質の向上を図ります。
- [障害者施策推進区市町村包括補助事業]
- ◎ 精神障害者地域移行体制整備支援事業** 68 百万円
- ・ いわゆる「社会的入院」の状況にある精神障害者への働き掛けや病院と地域との調整を行うコーディネーターの配置、グループホームへの体験入居などにより、入院中の精神障害者の円滑な地域移行やその後の安定した地域生活を支えるための体制整備を図ります。
- 精神障害者早期退院支援事業【新規】** 78 百万円
- ・ 医療機関と地域援助事業者との連携体制を整備することで、精神障害者の長期入院を防止し、早期退院を支援します。
- 精神保健福祉士配置促進事業【新規】** 194 百万円
- ・ 精神科医療機関において、精神障害者の退院支援の役割を担う精神保健福祉士の配置促進を図ることで、精神障害者の早期退院を支援します。
- ◎ 仮設用施設設置の仕組みの構築（再掲 P62）** 80 百万円
- ・ 老朽化した特別養護老人ホーム等の建替え期間中の仮設用施設を都有地に設置し、利用を希望する事業者が交代で利用する仕組みを構築します。

- ◎ 社会福祉施設等耐震化の推進（再掲 P43、62）** **366 百万円**
- 昭和 56 年以前に建設された社会福祉施設等の中には、耐震性が十分ではないものもあります。震災から入所者等を守るため、民間施設を対象に、耐震診断・耐震改修及び仮設施設整備に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。
- [耐震診断 48 施設、耐震改修 33 施設]
- ◎ 社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業（再掲 P43、62）** **19 百万円**
- 耐震化が必要な施設を個別に訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。
- [社会福祉施設等 147 施設]
- ◎ ヘルプマークの推進** **15 百万円 包括補助**
- 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からぬ方々が、援助を得やすくなるよう、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」の普及啓発を行います。
 - 区市町村が地域の実情に応じて実施するヘルプマークの配布や公共施設等における活用等に対して補助することにより、ヘルプマークの普及を図ります。
- [障害者施策推進区市町村包括補助事業]
- ◎ ヘルプカード活用促進事業** **(包括補助)**
- 障害者が緊急時や平時に周囲へ支援を求める際に活用する「ヘルプカード」の活用を促進するため、区市町村におけるヘルプカードに関する学習会・セミナー等の普及啓発、ヘルプカードを活用した防災訓練の実施などの取組を支援します。
- [障害者施策推進区市町村包括補助事業]
- ◎ 障害者理解促進事業** **2 百万円**
- 障害及び障害のある方への理解を促進するため、WEB サイト等により広く都民に対して普及啓発を行います。
- ◎ 手話のできる都民育成事業** **33 百万円**
- 手話のできる都民育成事業** **12 百万円**
手話に関する普及啓発を行うことにより、手話人口の裾野を拡大するとともに、聴覚障害者に対する理解を促進します。
 - 手話通訳者養成事業** **11 百万円**
手話等の指導を行うことにより、手話通訳者及び手話のできる都民を養成し、聴覚障害者の福祉増進を図ります。

- ・ 外国語手話普及促進事業 10 百万円
　　外国語手話の技術習得に係る経費の一部を助成することにより、外国語手話の普及促進を図ります。
- 中等度難聴児発達支援事業 28 百万円
 - ・ 身体障害者手帳の認定基準に該当しない中等度難聴児が、早期の補聴器の装用により、言語を習得し、生活能力やコミュニケーション能力を身につけられるよう、区市町村の取組を支援します。
- 聴覚障害者意思疎通支援事業 7 百万円
 - ・ 聴覚障害者の広域的な移動を円滑にするため、意思疎通支援に係る連絡調整体制を整備することなどにより、聴覚障害者の福祉の増進を図ります。
- 重度訪問介護等の利用促進に係る区市町村支援事業 4,229 百万円
 - ・ 重度障害者の割合が著しく高い等の理由で、訪問系サービスの給付費が国庫負担基準を超えている区市町村に対し財政支援を行うことで、障害者の地域生活を支援します。

2 医療支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します

精神障害者、重症心身障害児（者）、発達障害児（者）及び高次脳機能障害者への支援について、医療と密接に連携し強化することで、一層の充実を図ります。

主な事業展開

○ 地域精神科身体合併症救急連携事業【新規】 26百万円

- 一般救急との円滑な連携を構築し、精神身体合併症患者をできる限り地域で受け入れられるようするため、地域における精神科の拠点となる医療機関に医師等を配置するとともに、地域の精神科医療機関相互の連携体制を構築するための会議を設置することにより、拠点医療機関を核とした、地域の精神科医療機関の相談、受入体制の整備を図ります。

[5圏域]

○ 精神科医療地域連携事業 49百万円

- 精神障害者が地域で必要なときに適切な医療が受けられる仕組みを構築するため、地域連携を推進するための協議会を設置するとともに、圏域ごとに地域連携会議を設置し、連携ツールの検討・活用などの取組を行い、精神疾患に関する地域連携体制の整備を図ります。

[9圏域]

○ アウトリーチ支援事業 6百万円

- 地域定着が難しい精神障害者に対して、区市町村等関係機関からの要請を受け、精神保健福祉センターに設置する「アウトリーチ支援チーム」が区市町村・保健所等関係機関と密接に連携して、地域での安定した生活の確保に向け、計画的かつ集中的な支援を行うとともに、関係機関に対して援助技法の普及を図ります。

[中部総合精神保健福祉センター、多摩総合精神保健福祉センター、精神保健福祉センター]

○ 精神疾患早期発見・早期対応推進事業 6百万円

- 精神疾患患者を早期に適切な支援につなげられるよう、地域の内科等の医師に対し、精神疾患に関する知識や法制度等についての研修を行います。

- ◎ 重症心身障害児（者）在宅医療ケア体制整備モデル事業** 13百万円
- 在宅重症心身障害児（者）の診療を行うかかりつけ医を増やすため、療育施設が中心となり、専門医療機関、診療所等に対する研修等を行うとともに、患者家族等の介助者や医療関係者等に対して療育や診療に関する情報発信を行います。
- ◎ 重症心身障害児在宅療育支援事業** 196百万円
- 在宅重症心身障害児（者）の健康の保持、安定した家庭療育の確保を図るため、専門医等による健康管理及び看護師等による在宅看護サービスを提供するとともに、NICU等に入院している重症心身障害児について、在宅での生活を希望した際に円滑に移行できるよう、重症心身障害児とその家族への早期支援や相談等を実施することなどにより、重症心身障害児への支援の充実を図ります。
- [事業内容]
- | | |
|-----------------------|-------------|
| ・重症心身障害児在宅療育支援センターの設置 | ・訪問看護師等育成研修 |
| ・訪問看護及び訪問健康診査 | ・在宅療育相談 |
| ・在宅療育支援地域連携会議の開催 | |
- ◎ 医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児（者）への支援** 50百万円
- 障害者（児）ショートステイ事業（受入促進員配置） 30百万円
ショートステイ実施施設において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児（者）の積極的な受入れを促進します。
 - 重症心身障害児通所委託（受入促進員配置） 20百万円
民間の通所施設（医療型）において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児（者）の積極的な受入れを促進します。
- ◎ 重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業** (包括補助)
- 在宅の重症心身障害児（者）に対し、訪問看護師が自宅に出向いて一定時間ケアを代替し、当該家族の休養を図ることにより、重症心身障害児（者）の健康の保持とその家族の福祉の向上を図ります。
- [障害者施策推進区市町村包括補助事業]
- 重症心身障害児（者）通所運営費補助事業** (包括補助)
- 在宅の重症心身障害児（者）が地域で安定して生活できるよう、適切な療育環境の確保を図るため、区市町村を通じて通所施設を支援します。
- [障害者施策推進区市町村包括補助事業]

◎ 重症心身障害児施設における看護師確保対策事業 18 百万円

- 重症心身障害児施設で働く看護師に対し、研修及び資格取得の機会を提供するとともに、勤務環境の改善及び看護師募集対策の充実に取り組むことにより、看護師の確保・定着を図ります。
- 看護師レベルアップ制度
 - 重症心身障害プロフェッショナルナース育成研修
[規模 40 名 2 年コース]
 - 認定看護師認定派遣研修
[都立 4 施設・民間 5 施設]
 - 新人看護師基礎講座
[都立 4 施設・民間 5 施設]
- 職場勤務環境改善
 - 看護宿舎の借り上げ
[都立 2 施設]
 - 業務委託により作業負担を軽減
- 普及キャンペーンの支援
 - 都外就職説明会の参加等の支援
[都立 4 施設]
 - 看護学校公開講座
[都立 7 校]

◎ 府中療育センターの改築 329 百万円

- 老朽化している府中療育センターの全面改築に向けた実施設計等を行います。

◎ 発達障害者支援体制整備推進事業 8 百万円 包括補助

- 発達障害者支援体制整備推進事業 8 百万円

発達障害児（者）のライフステージを通じた支援手法の開発に係る区市町村モデル事業の成果を普及するとともに、区市町村の相談支援員や医療機関従事者など専門的人材の育成等を行うことで、発達障害者支援体制の整備を推進します。
- 区市町村発達障害者支援体制整備推進事業 （包括補助）

発達障害に対する支援拠点の整備や関係機関の連携促進など、区市町村が行う発達障害児の早期発見や支援体制の構築を支援します。

また、支援を要する成人の発達障害者に対し、社会参加や就労などに関する取組を行う区市町村を支援します。

[障害者施策推進区市町村包括補助事業]

○ 発達障害者支援センター運営事業 45 百万円

- 発達障害児（者）とその家族に対する総合的支援拠点として、相談、普及啓発、研修などを行い、発達障害児（者）の地域生活をサポートします。

◎ 高次脳機能障害者支援普及事業 37 百万円

- ・ 高次脳機能障害者への支援を行うことを目的として、地域生活や就労などの専門的な相談支援、区市町村や関係機関等の地域ネットワークの構築、人材育成を図る研修等を実施するとともに、地域において高次脳機能障害に対応した専門的リハビリテーションを提供できる体制の充実を図ります。

○ 区市町村高次脳機能障害者支援促進事業 73 百万円

- ・ 区市町村に高次脳機能障害者支援員を配置し、関係機関と連携を図りながら障害者とその家族に対する相談支援を行うなど、身近な地域での支援を充実します。

[40 区市町村]

3 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します

障害者がそれぞれの状況に応じて、安心して働き続けられるよう、行政・企業・福祉施設が一体となって支援していきます。

主な事業展開

◎ 東京都障害者就労支援協議会等

42 百万円 包括補助

- 就労支援協議会の開催

4 百万円

経済団体、企業、労働・福祉・教育関係機関、就労支援機関、学識経験者等で構成する「東京都障害者就労支援協議会」を通じて関係機関の連携を強化し、社会全体で障害者雇用の拡大に取り組む気運を醸成します。

[年2回]

- 雇用にチャレンジ事業

37 百万円

知的障害者、精神障害者が一般企業への就職に向けた職場経験を積むため、都庁におけるチャレンジ雇用（非常勤職員雇用、臨時職員雇用）を推進します。

[非常勤職員雇用4名、臨時職員雇用21名]

- 就労支援体制レベルアップ事業

1 百万円

区市町村障害者就労支援センターのコーディネーターや就労移行支援事業所の支援員等を対象に、障害者の就労支援を行う上で必要な知識、情報、技術、コミュニケーション能力の習得に資する体系的な研修を行います。

- 企業就労意欲促進事業

(包括補助)

福祉施設等からの職場実習等を受け入れようとする企業等に対し、受入れのために必要な企業内の設備整備等に要する経費を補助することにより、実習等の受入先を確保するとともに、障害者の一般就労への意欲促進を図ります。

[障害者施策推進区市町村包括補助事業]

◎ 区市町村障害者就労支援事業

(包括補助)

- 区市町村が設置する「区市町村障害者就労支援センター」において、職業相談や就職準備、職場定着など就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供し、身近な地域での相談・支援体制を強化します。また、地域開拓促進コーディネーターの配置を支援し、就労希望者の掘り起こしと企業側に対する障害者雇用の働き掛けを推進します。

[障害者施策推進区市町村包括補助事業]

- ◎ 就労支援機関等スキル向上事業【新規】** 4 百万円
- 就労支援機関等を対象に、障害者を雇用しようとする企業へのアプローチ・マッチング等のスキルを付与するための実践的な研修や、障害特性に応じた支援等に関する専門研修等を実施することで、就労支援機関等の支援力の向上を図ります。
- ◎ 精神障害者就労支援連携強化事業【新規】** 20 百万円
- 精神障害者の就職及び安定的な就労継続に向け、就労支援機関や医療機関等を対象として、精神障害者を雇用する企業などへの見学会のコーディネート等を行うことにより、精神障害者に対する就労支援の更なる理解促進と連携強化を図ります。
- ◎ 福祉施設における工賃アップの推進** 2 百万円 包括補助
- 経営コンサルタント派遣等事業 (包括補助)
- 区市町村が意欲ある事業所に対して経営コンサルタントを派遣する経費及び工賃アップ推進経費を補助することで、都内の福祉施設の工賃水準の向上を目指します。
- [障害者施策推進区市町村包括補助事業]
- 工賃アップセミナー事業 2 百万円
- 都内の福祉施設の工賃水準を向上するため、工賃引上げのための研修を実施することにより、施設職員の経営意識と利用者のモチベーションを高め、工賃向上に向けた気運の醸成を図ります。
- [（負担割合） 国1／2、都1／2]
- ◎ 受注促進・工賃向上設備整備費補助事業** 50 百万円
- 受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備を整備する福祉施設に対して補助を行います。
- ◎ 共同受注マッチングモデル事業** 10 百万円
- 障害者福祉施設における受注の拡大や工賃向上を図るため、共同受注体制の基盤づくりをモデル的に実施し、広域的な共同受注体制について検証します。
- ◎ 福祉・トライアルショップの展開【新規】** 70 百万円
- 就労継続支援B型事業所等における自主製品の販路拡大及び工賃向上を図るため、自主製品に係る実態調査等を実施するとともに、製品を販売するトライアルショップの開設に向けた準備を行います。

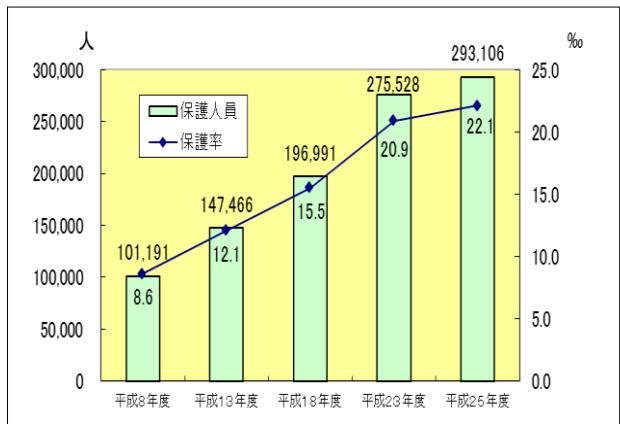
第4 都民の生活を支える取組を推進します

(低所得者・離職者対策)

- 都は、生活安定・正規雇用への意欲と可能性を持つ人を支援するため、一定所得以下の方を対象に、平成20年度から、3か年の緊急事業として、生活安定化総合対策事業を実施し、区市町村に設置した相談窓口において、低所得者や離職者の生活・就労相談に応じるほか、職業訓練や生活資金の貸付け等を行ってきました。
- こうした取組は、国を動かし、職業訓練や生活資金の貸付け及び住宅手当等、第二のセーフティネットの構築につながりました。また、ハローワークを中心として、生活・就労・住宅支援ができるよう、住居・生活支援アドバイザーや生活福祉・就労支援協議会なども設置されました。
- こうした取組に加え、平成23年度からは、住民に身近なサービスを提供する区市町村が主体的に取り組む低所得者・離職者対策に対して支援をするとともに、引き続き、学習塾受講料等の貸付けを行っています。
また、住居喪失不安定就労者や離職者等に対する生活・居住・就労相談等を行うためにサポートセンターを設置するなど、様々な支援を実施しています。
- しかしながら、依然として厳しい雇用情勢が続いており、また、生活・雇用に関するセーフティネットは基本的に国の責任で対応すべきであることから、第二のセーフティネットの一層の機能強化を国に提案要求してきました。
- 国は、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大しており、国民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっている状況に対応するため、生活保護受給者の就労・自立を促進する就労自立給付金の創設等を内容とする生活保護法の改正を行うとともに、生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等の内容を盛り込んだ「生活困窮者自立支援法」を制定（平成25年12月成立、平成27年4月施行）しました。
- 今後都は、生活困窮者支援の主体となる区市において、必須事業である自立相談支援の窓口設置に限らず、地域の実情やニーズに応じて、就労準備支援、家計相談支援、子供の学習支援などの任意事業も含めた取組が行えるよう支援を行い、生活困窮者の総合的な支援体制を都内全域で整備していきます。

<生活保護の動向>

- 被保護人員・保護率の推移



- 被保護世帯の推移



資料：東京都福祉保健局「福祉衛生統計年報」

(地域生活定着促進)

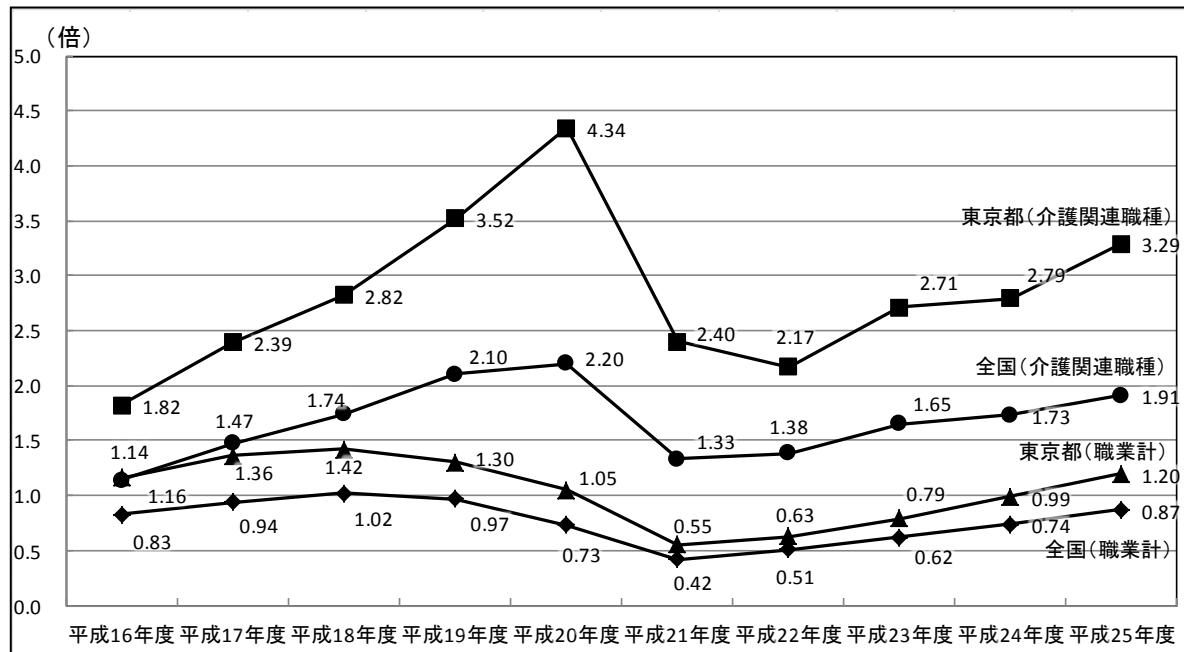
- 高齢又は障害を有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者等について、退所後直ちに福祉サービス等につなげることを目的として、国は、平成21年に地域生活定着支援事業を創設しました。

都は、平成23年5月に地域生活定着支援センターを設置し、矯正施設退所予定者等が適切な場で必要な支援を受けられるよう、保護観察所と協働するとともに、区市町村や他の道府県センター等の関係機関と連携して、退所後の社会復帰を支援しています。

(福祉人材の確保・育成・定着)

- 高齢化の進展により今後更に増加が見込まれる介護分野をはじめ、保育分野や障害福祉分野などの福祉サービスへのニーズに対応していくためには、福祉人材を安定的に確保し、質・量ともに充足させていく必要があります。
- しかしながら、少子化による若年労働人口の減少に加え、福祉系職種の求人状況は、経済情勢や他の業種の動向に影響されやすく、また離職率も高いことから、福祉サービスを支える人材の確保等はますます困難な状況となっています。
- 以前と比べ状況は改善しているものの、平成22年度以降、介護関連職種では有効求人倍率が高くなっています。平成25年度の有効求人倍率は3.29倍と、全職業の1.20倍を大きく上回っています。

<職業紹介状況（有効求人倍率）>



資料：厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」

- 都は、これまで、福祉の仕事の魅力を発信するとともに、合同採用試験や就職説明会等による採用支援、各種研修による能力向上の促進などを行ってきましたが、このような状況に対応するため、福祉人材の確保・育成・定着に向けた取組を更に進めていく必要があります。
- また、医療的ケアを必要とする福祉サービス利用者が増加しています。こうした状況に対応するため、社会福祉士及び介護福祉士法等の改正により認められた、介護職員によるたんの吸引や経管栄養が安全かつ確実に行えるよう、研修や事業者等の登録を円滑に行っていく必要があります。
- 加えて、在宅療養生活を支える質の高いケアマネジメントやサービスを確保するためには、介護職員等が基本的な医療知識を習得することが不可欠です。
- 保育人材の確保については、待機児童解消に向け、保育サービスの拡充を進める上で重要であり、地域の実情に応じた多様な保育サービスを展開するためには、保育士だけではなく、家庭的保育者や子育て支援員など、様々な人材が必要です。

(福祉のまちづくりの推進)

- 高齢者、障害者を含めたすべての人が自由に行動し、社会参加できるまちづくりを実現するため、平成7年に「東京都福祉のまちづくり条例」を制定しました。

- 平成21年には、福祉のまちづくり条例を従来のバリアフリーによる考え方からユニバーサルデザインの考え方を基本とした内容に改正し、年齢、性別、障害等にかかわらず、すべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりに取り組んでいます。
- 平成26年には、平成30年度までの5年間を計画期間とした新たな「東京都福祉のまちづくり推進計画」を策定し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据え、ユニバーサルデザインの先進都市東京の実現に向け、一層の施策の充実に努めることとしています。
- 今後は、ハード面でのバリアフリー整備を着実に進めるとともに、様々な障害特性等に配慮した情報バリアフリーの充実や、思いやりの心を醸成するための心のバリアフリーの推進などの取組も一層進めていきます。

【平成 27 年度の取組】

- 平成27年度においては以下の取組を推進します。

- 1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けて支援します**
 - 2 福祉人材の確保・育成・定着への取組を充実します**
 - 3 ユニバーサルデザインの考え方立ったまちづくりを進めます**

1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けて支援します

低所得者・離職者の就労・住居の確保、生活の安定に向けて、第二のセーフティネットの活用や都独自の区市町村支援等を行うことで、国・区市町村等と連携して効果的な施策を開いていきます。また、障害等のある矯正施設退所予定者の社会復帰を支援します。

主な事業展開

◎ 生活困窮者支援体制整備事業【新規】

(包括補助)

- 平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法により、生活困窮者自立支援の主体となる区市において、必須事業である自立相談支援だけでなく、就労準備支援、家計相談支援や学習支援などの任意事業に取り組めるよう支援を行い、生活困窮者の総合的支援体制を都内全域に整備していきます。

[地域福祉推進区市町村包括補助事業]

○ 生活困窮者自立支援事業【新規】

45 百万円

- 都内町村部において、生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施することで、生活困窮者等に対する支援を行います。

◎ 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業

623 百万円

- 都内に拠点相談所を設置し、インターネットカフェなどで生活を余儀なくされる低所得者・離職者等に対する生活・居住・就労相談等を実施するとともに、区市町村の相談窓口への後方支援を行います。

◎ 受験生チャレンジ支援貸付事業

1,189 百万円

- 低所得世帯の子供たちの進学に向けた取組を支援するため、学習塾等の受講料及び大学等の受験料の負担が経済的に困難な低所得世帯に対して、貸付けを行います。

[（貸付限度額）学習塾等受講料：20万円（1年間）、高校受験料：2万7千4百円、大学等受験料：10万5千円]

◎ ホームレス対策の強化

1,611 百万円

- 自立支援センター事業

路上生活者が自立就労し、地域で安定した生活を営むことができるよう支援するため、都区共同で自立支援センターを運営します。

- 巡回相談事業

路上生活者に対する巡回相談や自立支援センターの退所者に対して訪問による相談助言等を行います。

◎ 生活支援付すまい確保事業【新規】(再掲 P62) 24 百万円

- 区市町村の居住支援協議会*等を活用し低所得高齢者等に対しすまいの確保と見守りなどの日常生活支援を行う区市町村を支援します。

*高齢者、障害者、子育て家庭などの住宅の確保に配慮が必要な者（住宅確保要配慮者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方自治体の住宅部門や福祉部門、関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する協議会

◎ 寄りそい型宿泊所事業 (再掲 P62) 146 百万円

- 身体機能が低下し、見守りが必要となった低所得高齢者等が、本来的な居場所（介護保険施設等）を確保するまでの間も、不安なく居住できる中間的居場所（無料低額宿泊所）を整備する区市を支援します。

○ 地域生活定着促進事業 50 百万円

- 高齢又は障害を有するために福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等に対して、地域生活定着支援センターにおいて、社会復帰と地域への定着を支援します。

2 福祉人材の確保・育成・定着への取組を充実します

今後の高齢者の増加等に伴う福祉人材の需要増加に対応するため、福祉の仕事の魅力・やりがいを高めるとともに、人材確保や早期離職防止に関する介護事業者の取組を支援するなど、福祉人材の確保・定着を図ります。また、質の高い福祉サービスを提供できる人材を育成するために、効果的な支援策を実施します。

主な事業展開

◎ 福祉人材センターによる就労支援の強化

220 百万円

- ・ 福祉の仕事イメージアップキャンペーン

福祉の仕事の魅力、やりがいをアピールするイベントを実施し、福祉・介護従事者の社会的評価の向上を目指します。

- ・ 福祉人材確保ネットワーク事業

都内の福祉施設がネットワークを組んで、合同採用試験、採用時合同研修、法人間人事交流を実施することで、福祉・介護人材の確保や定着、育成を図ります。

- ・ キャリアカウンセリング・再就職支援研修

介護福祉士等の有資格者を対象として、民間就職支援会社等を活用したキャリアカウンセリングや再就職支援研修を実施し、介護分野への再就職を支援します。

- ・ 福祉・介護人材のマッチングの強化

東京都福祉人材センターの相談員がハローワーク等に出向き、求職者の相談に応じて就職を支援するとともに、事業者の求人開拓を行います。

◎ 将来に向けた人材育成・活用プロジェクト事業

118 百万円

- ・ 東京都福祉人材センター多摩支所の運営

東京都福祉人材センターの多摩支所（立川市）を運営し、福祉の仕事の紹介・あっせんを行います。

- ・ 次世代の介護人材確保事業

福祉・介護業界への進学や就職に対する興味関心を高めるため、中・高校生向けの学校訪問セミナーや、高校生と保護者向けの福祉・介護施設への見学バスツアーを開催します。

- ・ 人材定着・離職防止に向けた相談支援事業

福祉・介護事業所で働く者を対象に、仕事・職場等に関する相談助言を行うとともに、業界内での転職支援等を行い、人材の定着と離職を防止します。

- ・ 事業所に対する研修実施支援事業

事業所が企画する職場内研修に講師を派遣し支援することにより、事業所職員のキャリアアップや資質の向上及び職場定着を図ります。

◎ 介護人材確保に向けた学校説明会の実施【新規】	18 百万円
• 介護の仕事に興味・関心をもつ方を増やしていくため、養成施設を利用した説明会を開催します。また、魅力的な職場づくりを行っている施設等を紹介する学習教材用 DVDを作成し、福祉職場のイメージアップを図っていきます。	
◎ 介護人材確保対策事業	1,073 百万円
• 職場体験事業 介護業務を経験したことのない者を対象として、職場体験の機会を提供します。	
• 介護職員初任者研修資格取得支援事業 介護業界への就労を希望し、職場体験事業を経た者を対象として、介護職員初任者研修の資格取得を支援します。	
• トライアル雇用事業 介護業務への就労を希望する無資格者を対象として、介護施設等での雇用先確保と資格取得支援を合わせて行います。	
◎ 潜在的介護職員活用推進事業【新規】	126 百万円
• 紹介予定派遣を活用し、雇用のミスマッチの解消と派遣期間中の継続的な支援により、潜在的有資格者の就業の促進と介護人材の安定的な確保を図ります。	
◎ 東京都介護職員キャリアパス導入促進事業【新規】	1,073 百万円
• 国の「介護キャリア段位制度」を活用し、職責に応じた待遇を実現するキャリアパスの導入に取り組む事業者を支援し、介護人材の定着・育成等を図ります。	
◎ 福祉用具の活用による人材定着支援	13 百万円
• 福祉・介護事業所に対して研修等を実施し、福祉用具の積極的な活用等により介護負担を軽減し、腰痛等による離職を防止し職場定着を図ります。	
◎ 人材バンクシステムの構築	21 百万円
• 福祉人材に関する情報を一元的に管理し、ライフステージに応じた効果的な情報提供や職業紹介等を行う人材バンクシステムの構築に向けた調査を行います。	
◎ 福祉人材の確保・定着モデル事業（再掲 P121）	53 百万円
• 職員の事務負担を軽減し、専門業務に注力できる環境を整備するため、事務職員を新たに配置する訪問看護ステーションを支援します。	

- 福祉・介護人材キャリアパス支援事業 13百万円
 - ・ 介護福祉士等の養成施設の教員が事業所に巡回・訪問して実施する研修を支援することにより、事業所職員のキャリアアップや資質の向上及び職場定着を図ります。

- 現任介護職員資格取得支援事業 13百万円
 - ・ 現任介護職員の育成及びサービスの質の向上を図るため、介護施設・事業所で働く介護職員の介護福祉士国家資格取得を支援します。

[225人]

- 介護職員スキルアップ研修事業 11百万円
 - ・ 介護職員を対象に、医療的知識や高齢者特有の身体的特徴、緊急時の対応などの研修を実施し、安全で適切な介護サービスの提供を促進します。

[900人]

- 代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業 355百万円
 - ・ 介護保険事業所等が、介護職員等に研修を受講させる場合、代替職員を派遣し、介護職員等の資質の向上を図ります。

- 介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業 145百万円
 - ・ 特別養護老人ホーム等の施設や在宅において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するため、研修を実施するとともに、事業者及び従事者の登録等を行います。

- 外国人看護師・介護福祉士候補者の受入支援 45百万円
 - ・ 我が国とインドネシア、フィリピン及びベトナムとの経済連携協定等に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて、国際協力の観点から、都内の民間施設での受入れに対する支援に取り組んでいきます。

- 生涯現役社会に向けたシニアの社会参加推進事業（再掲 P57） (包括補助)
 - ・ 元気高齢者を生活支援サービスの担い手と位置付け、高齢者の活動の場をつくり、生活支援サービスの充実と介護予防の両立を図る区市町村の取組を支援します。

[高齢社会対策区市町村包括補助事業]

- 元気高齢者地域活躍推進事業【新規】（再掲 P57） 50百万円
 - ・ 高齢者が人材の不足している福祉サービスを支え、地域で自分らしく活躍できる社会を実現するため、65歳以上の元気高齢者を福祉サービスの担い手として活用する区市町村の多様な取組に対して補助を行います。

◎ 保育人材確保事業【一部新規】 133 百万円

- ・ 保育士OB等の有資格者等に対して、身近な地域で就労が可能となるよう、就職支援研修と就職相談会を一体的・効果的に実施します。また、都内全域及び他道府県在住の保育士等を対象に、事業者の情報収集の場を提供し、併せて保育の魅力を伝える「保育のおしごと応援フェスタ」を実施することで、保育人材の確保を図ります。

[規模 6回×100人]

- ・ 保育施設勤務未経験者やブランクの長い有資格者に対して、就職に必要な知識を習得するための講座や、現場実習を実施することにより、一人ひとりの状況に応じた多様な就職支援を行います。

[規模 10回×40人]

- ・ 保育人材・保育所支援センターに「保育人材コーディネーター」を配置し、求職者のニーズに合った就職先の提案等を行うだけでなく、就職後のフォローまでを実施することで、就労定着を支援します。
- ・ 事業者に対して、潜在保育士雇用に当たっての施設側の留意点や改善点、現役保育士を育成・定着させるためのノウハウ等に関する研修を実施します。
- ・ 保育士を目指す高校生に対して、保育施設での職場体験を行い、保育士の仕事への理解・興味を深め、将来の保育人材の確保に寄与します。

◎ 東京都保育士等キャリアアップ補助【新規】 8,876 百万円

- ・ 保育サービス事業者における保育人材のキャリアアップを支援し、人材の確保、定着及び離職防止を図るとともに、保育サービスの質の向上を図ります。

◎ 保育従事職員宿舎借り上げ支援事業【新規】 1,341 百万円

- ・ 保育事業者に対し、保育従事職員用の宿舎の借り上げに要する経費の一部を補助し、保育人材の確保及び離職防止を図る区市町村を支援します。

◎ 現任保育従事職員等資格取得支援事業 14 百万円 包括補助

- ・ 保育所等に勤務する保育従事者等が保育士資格を取得する際に要する経費の一部を支援することにより、人材の確保を図ります。

[子供家庭支援区市町村包括補助事業]

◎ 保育士修学資金貸付事業 426 百万円

- ・ 指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し、修学資金を貸し付けることにより、保育士の確保を図ります。

○ 保育体制強化事業【新規】 37 百万円

- ・ 認可保育所において、保育士資格を有しない者を保育に係る周辺業務に活用することで、保育士の負担を軽減し、保育士の就業継続及び離職防止を図ります。

- 認証保育所等研修事業 **19百万円**
- ・ 認証保育所施設長研修、認証保育所中堅保育士研修、家庭的保育者研修、認可外保育施設職員研修を実施し、保育の質の向上を図ります。
- ◎ 子育て支援員研修【新規】 **49百万円**
- ・ 育児経験豊かな主婦等を対象として、小規模保育事業、家庭的保育事業及び子育て支援分野に従事するために必要な知識や技能を習得する研修を実施し、子育て支援員の養成と質の確保を図ります。

3 ユニバーサルデザインの考え方方に立ったまちづくりを進めます

ユニバーサルデザインの考え方を理念とした福祉のまちづくり条例に基づき策定した推進計画を着実に実施し、区市町村、事業者、都民等と連携しながら、すべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる福祉のまちづくりをより一層推進します。

主な事業展開

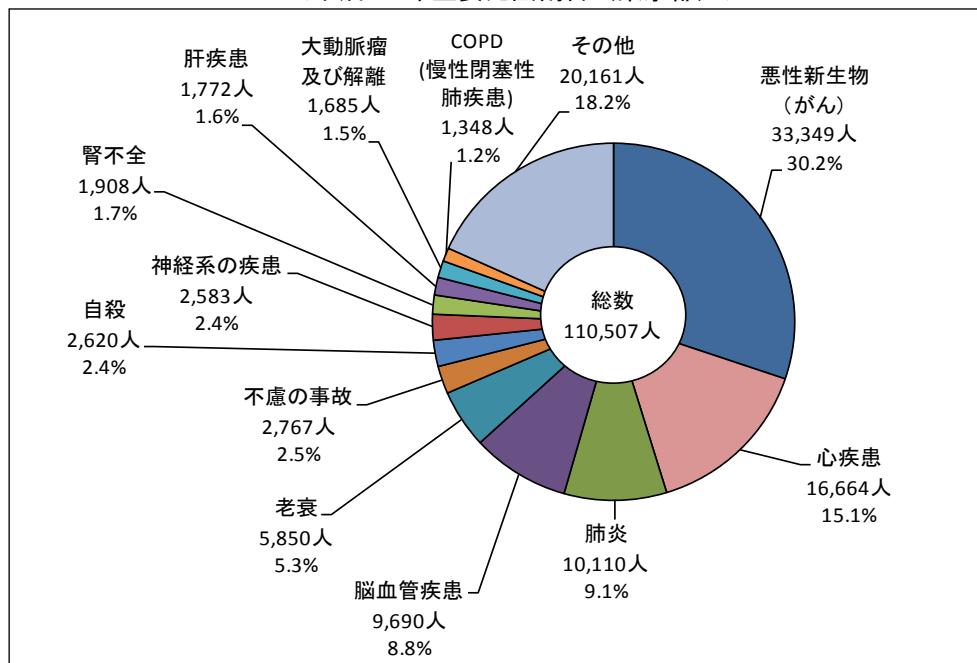
- 福祉のまちづくりの普及・推進 13百万円
 - ・ 福祉のまちづくり推進協議会等を運営し、都民、事業者及び区市町村等と連絡調整を図りながら施策を進めます。
 - ・ すべての人が自由に行動し、社会参加できるまちづくりの実現のため、都民、事業者等に対し、福祉のまちづくりの理念などの普及・推進活動を行います。
 - ・ 障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン等により、普及啓発を図ります。
- ユニバーサルデザインに関する情報サイトの構築【新規】 5百万円
 - ・ 公共交通機関、民間建築物等における段差のないルートや車いすに対応したトイレなど、様々なウェブサイトに掲載されているユニバーサルデザイン情報を一元化し、すべての人が外出に必要な情報を容易に収集できるポータルサイトを構築します。
- 情報バリアフリーに係る充実への支援【新規】 (包括補助)
 - ・ 地域のバリアフリーマップの作成やICTを活用した歩行者の移動支援、コミュニケーション支援ボードの普及など、区市町村の様々な取組を支援し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備します。
- [地域福祉推進区市町村包括補助事業]
- 心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援【新規】 (包括補助)
 - ・ 心のバリアフリーに関するガイドラインを活用するなどし、学校や地域でのユニバーサルデザイン教育や福祉のまちづくりサポーターの養成、事業者の接遇向上に向けた普及啓発等の様々な取組を行う区市町村を支援し、思いやりの心の醸成と障害者等の社会参加を図ります。
- [地域福祉推進区市町村包括補助事業]

第5 ライフステージを通じた健康づくりの取組を推進します

(都民の健康をめぐる状況)

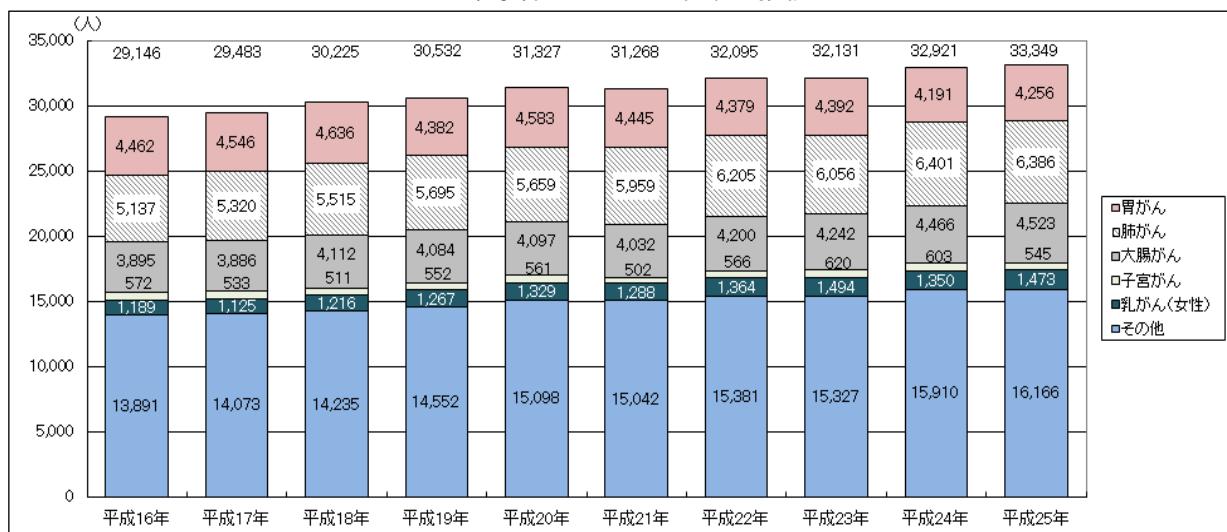
- 我が国の疾病構造は、生活水準の向上や医療技術の進歩に伴い、かつての結核などの感染症から大きくシフトし、がん・心疾患・脳血管疾患・糖尿病などの生活習慣病が大きな割合を占めるようになりました。主要な死因のうち、がん、心疾患、脳血管疾患が5割以上を占めています。

<平成25年主要死因割合(東京都)>



資料：厚生労働省「人口動態統計」より作成

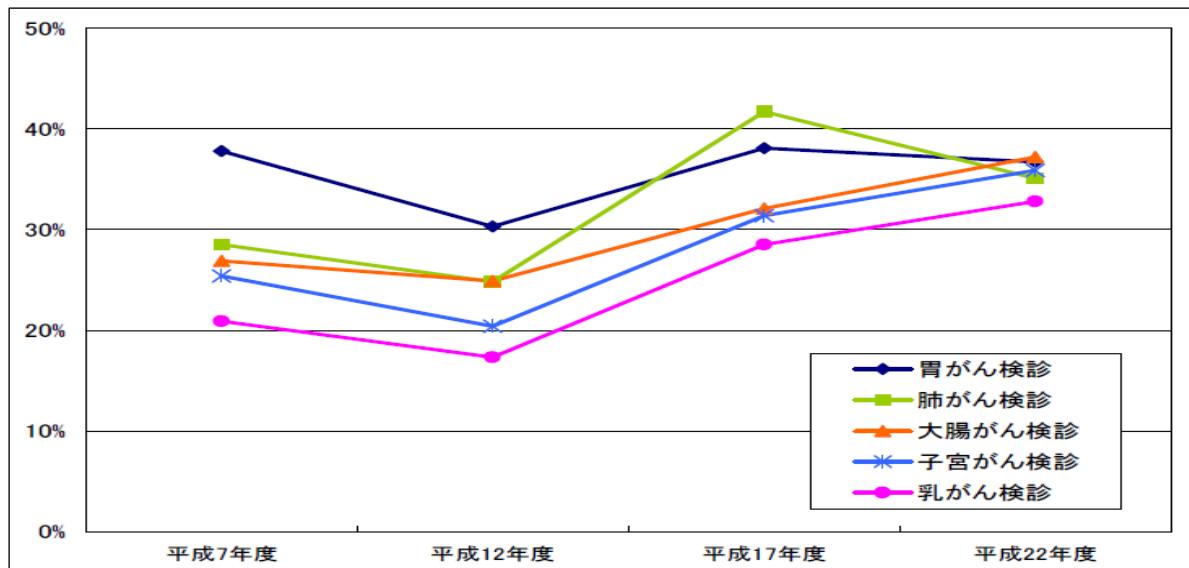
<東京都がん別死亡者数の推移>



資料：厚生労働省「人口動態統計」より作成

- がんの死亡率減少のためには、生活習慣改善による予防や、定期的ながん検診の受診による早期発見が重要ですが、都民のがん検診受診率は、上昇傾向にあるものの、依然として30%台にとどまっているため、一層の受診率向上が必要です。

＜都民のがん検診受診率の推移＞



資料：東京都福祉保健局「平成22年度健康増進法に基づくがん検診の対象人口率等調査」

- 40歳から74歳までの都民の約3人に1人は糖尿病又はその予備群と推計されていますが、都民の食生活や運動の状況の調査結果では、適切な量（1日350g以上）の野菜を摂取している人の割合が低く、塩分や脂肪の摂りすぎの人の割合は高くなっています。また、20歳以上の都民の1日の歩数は全国平均を上回っていますが、目安となる1日8,000歩以上歩いている人の割合は、20歳から64歳の都民では半分程度となっています。
- 今後、高齢化の進展に伴い、生活習慣病に罹患する都民の増加が予想されますが、高齢になっても、病気や障害によって日常生活が制限されないで、健やかに暮らせる期間（健康寿命）を延ばすことが課題となっています。
- そのためには、日常生活の中での適切な量と質の食事、適度な身体活動・運動等を確保することや、特定健康診査等の健康診断を定期的に受診することにより、生活習慣病を予防することが必要です。
- 健康づくりは、個人の自覚と実践が基本であり、都民自らが積極的に取り組むことが求められますが、区市町村や関係団体等を含めた社会全体で都民の健康づくりを支援することも重要です。

(難病対策の見直し)

- 国は、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（プログラム法）」に基づく措置として、難病患者に対する医療費助成など公平かつ安定的な制度の確立等を図るため、難病対策の見直しを進め、平成26年5月に、「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が成立しました。

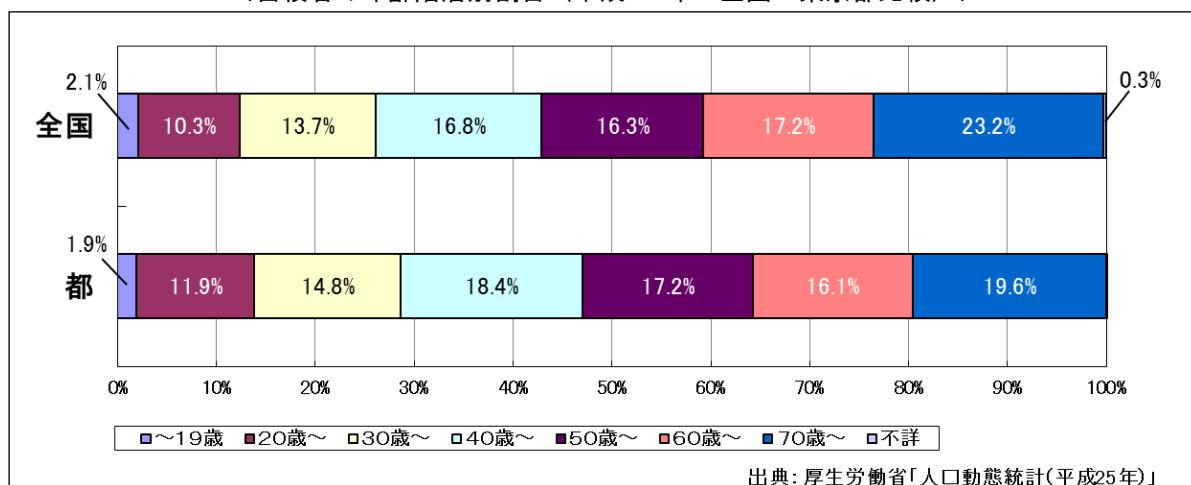
この法律に基づき、平成27年1月から新たな医療費助成制度に移行し、対象疾病の大幅な拡大などがなされました。平成27年夏にはさらなる対象疾病の拡大が予定されているほか、国は、平成27年度に難病患者の療養環境の整備に関する基本方針を定めることとしています。

(自殺対策)

- 全国の自殺による死亡者数は、国の人ロ動態統計によると、平成25年に約2万6,000人と4年連続で減少していますが、依然として高い水準にあります。また、都内においては、ここ数年約2,500人から2,900人で推移しています。そのような中で、都では、30歳代以下の自殺者が約3割を占め、全国と比較して若年層における自殺者の割合が高く、自殺死亡率も増加しています。

自殺対策を効果的に実施するには、自殺の原因・動機や背景等を具体的に把握し、実態に即した防止対策等を総合的に講じる必要があります。

<自殺者の年齢階層別割合（平成25年 全国・東京都比較）>



(都の取組)

(健康づくりの推進)

- 「東京都健康推進プラン21（第二次）」（平成25年3月）に基づき、都民一人ひとりはもとより、区市町村や企業等とも連携しながら、健康づくりに関する取組を進めています。

また、健康づくりは生涯を通じて行うことが重要ですが、性別や職業、ライフステージごとに健康に関する課題は異なるため、それを踏まえた支援を行っています。

(がんの予防、早期発見)

- 「東京都がん対策推進計画（第一次改定）」（平成25年3月）に基づき、がんの早期発見・早期治療につなげるため、がんの種別や対象年齢等に応じたキャンペーンなどの普及啓発を実施するなど、がん検診の受診促進を図るとともに、区市町村や職域における科学的根拠に基づくがん検診の実施、受診率・精度管理の向上に向けた取組を支援しています。

(糖尿病、メタボリックシンドローム対策)

- 職場での健康づくりを推進するため、メタボリックシンドローム予防対策や、糖尿病の発症予防、早期発見・早期治療・治療継続による重症化予防の重要性等に関する普及啓発を進めています。

また、給食施設に対する適切な食事摂取の啓発活動や飲食店における野菜たっぷりメニューの提供（野菜メニュー店）等の取組を推進しています。

(難病対策)

- 難病患者の療養生活を支援するため、都は、国の対象疾病に加え、都独自の対象疾病について医療費助成を行うとともに、在宅難病患者の支援のための事業を実施しています。

新たな医療費助成制度への移行に当たっては、区市町村や関係団体と連携して患者・家族へ周知を行うなど適切に対応しています。また、今後国が策定する基本方針等を踏まえ、療養生活の環境整備について施策を検討していきます。

(自殺対策)

- 自殺の背景には様々な社会的要因があります。自殺の未然防止を図るため、社会全体による取組を促進する観点から、総合的な自殺対策を推進しています。

【平成 27 年度の取組】

- 平成27年度においては以下の取組を推進します。

1 がんを含めた生活習慣病の予防、健康づくりを支援します

2 難病患者の療養生活を支援します

3 自殺対策を総合的に推進します

1 がんを含めた生活習慣病の予防、健康づくりを支援します

がんの早期発見の鍵となるがん検診の受診率の向上に向け、検診受診の重要性について普及啓発を行うとともに、都民が質の高いがん検診を受診できるように体制を整えます。

生活習慣の改善や早期治療・治療継続に向けた意識を高める取組を行うなど、生活習慣病対策を推進し、都民の健康寿命の延伸を図ります。

主な事業展開

- | | |
|--|--------------------|
| ◎ がん予防・検診受診率向上事業【一部新規】 | 48 百万円 |
| • 予防・早期発見普及啓発事業 | 41 百万円 |
| 5つのがん（胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん）検診の一層の受診促進を図るため、マスメディアや関係団体等と協働したキャンペーンやターゲットを絞った効果的な普及啓発を行います。 | |
| • 職域がん検診支援事業 | 7 百万円 |
| がん検診の受診促進などのがん対策に取り組む事業者団体を協力団体として認定し取組を促すとともに、都が構築する「職域におけるがん対策取組モデル」をもとに積極的な取組を行う企業等を選定し、その取組の効果を検証するなど、職域におけるがん検診の受診率向上を図ります。 | |
| ○ がん検診認知度向上事業【新規】 | 20 百万円 |
| • がん検診の認知度向上に向け、20代から30代の無関心層に対し普及啓発を行い、検診受診への意識醸成を図ります。 | |
| ◎ がん検診実施体制の整備 | 18 百万円 包括補助 |
| • 地域の受診率・精度管理向上事業 | 4 百万円 包括補助 |
| 検診受託機関に対する講習会を実施するとともに、区市町村連絡会や技術的指針等を活用して、関係機関との連携方法や受診率・精度管理向上の効果が確認された取組についての情報の共有化を進めるなど、区市町村のがん検診を技術的に支援します。 | |
| がん検診の案内の個別通知や未受診者への再受診勧奨などの受診促進、検診機関をえたがん検診の精度管理に関する検討会の実施、がん検診要精検者の精密検査結果把握及び精密検査未受診者への受診勧奨を行う区市町村の取組を支援します。 | |
- [医療保健政策区市町村包括補助事業]

- マンモグラフィ読影医師等養成研修 14百万円
マンモグラフィによる乳がん検診に従事する医師や診療放射線技師の読影・撮影能力の向上を図ることにより、乳がん検診の実施体制を整備します。
[読影医師養成研修 100人 撮影技師養成研修 100人]
- がん検診対象人口率調査【新規】 11百万円
 - 職場で実施する検診等を含めた都民全体のがん検診受診状況を調査し、区市町村が行う検診の対象者の割合を正確に把握することで、健康増進法に基づき区市町村が実施するがん検診を効果的・効率的に推進します。
- 地域がん登録事業 47百万円
 - 預防から治療に至るがん対策全般の評価や企画立案に活用するため、都内の罹患・治療実績等を把握する地域がん登録を推進します。
- たばこによる健康影響防止対策の推進 14百万円
 - 未成年者の喫煙防止に向けた普及啓発や受動喫煙防止の取組を推進します。
- 飲食店等における受動喫煙防止対策事業【新規】 50百万円
 - 飲食店等における受動喫煙防止対策の取組状況を調査するとともに、利用者のニーズや施設の態様に応じた店頭表示を推進します。
- ウィルス肝炎対策の推進 1,512百万円
 - 肝がんへ進行する可能性のあるウィルス性肝炎について、職域に対する正しい知識の普及啓発や、肝炎ウィルス検査の実施、肝疾患診療連携拠点病院を中心とした肝炎診療ネットワークによる医療連携の推進、医療費の一部助成などにより、感染者を早期に発見し、適切な治療へつなげていきます。
- 糖尿病予防対策事業 8百万円
 - 糖尿病の発症や重症化・合併症を予防するため、食事・運動等の生活習慣の改善や健診受診の必要性、継続的に治療を受けることの重要性などについて、企業の健康管理担当者等を対象とした講演会や従業員の意識啓発のための映像作成により普及啓発を行い、職域における取組を支援します。
- C O P D（慢性閉塞性肺疾患）対策 5百万円
 - 職域に対し、C O P D（慢性閉塞性肺疾患）について映像・ポスター作成により普及啓発を行い、従業員の疾患に対する認知度の向上を図り、発症予防、早期発見・早期治療につなげます。

- 「東京都健康推進プラン21（第二次）」の推進 20百万円
- ・ 「東京都健康推進プラン21（第二次）」（平成25年3月）の着実な推進と実効性の確保に向け、区市町村や民間団体が取組を進めるための環境整備を行うとともに、区市町村等における指導的役割を担う人材の育成を図っていきます。
- ◎ ウェルネス・チャレンジ 11百万円
- ・ 都民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図るため、都民自らが負担感のない生活習慣の改善と健康づくりの実践を行えるよう、区市町村や民間企業と連携し、普及啓発と環境整備を行います。
- 区市町村等が行う特定健康診査等への支援 3,454百万円
- ・ 特定健康診査等負担金等 2,232百万円
特定健康診査・特定保健指導が適切に実施されるよう、国民健康保険の保険者である区市町村及び国民健康保険組合が行う特定健康診査等の実施を支援します。
 - ・ 後期高齢者医療健康診査事業 1,222百万円
75歳以上の後期高齢者に対する健康診査について支援します。

2 難病患者の療養生活を支援します

難病は、長期の療養を要し、患者や家族の負担も大きいことから、質の高い医療と安定した療養生活の確保を図るため、医療費助成や在宅難病患者の療養支援を実施します。

今後、国が策定する基本方針や、難病患者に対する医療、介護、障害の各種サービス等の実態調査結果を踏まえ、難病患者の療養生活の質の向上を図っていきます。

主な事業展開

- | | |
|--|------------|
| ○ 難病等医療費助成 | 26,713 百万円 |
| ・ 国の指定難病及び都独自の対象疾病について、医療費の自己負担の一部を助成します。 | |
| ○ 社会資源実態調査【新規】 | 18 百万円 |
| ・ 在宅難病患者対策の充実を図るため、難病患者が複合的に利用する医療、介護、障害の各種サービスの充足状況等について実態調査を行います。 | |
| ○ 在宅難病患者訪問診療 | 177 百万円 |
| ・ 医療の確保と療養環境の向上を図るため、寝たきり等により専門的な診療を受けることが困難な在宅難病患者に対して、専門医等による訪問診療を実施します。 | |
| ○ 一時入院事業 | 127 百万円 |
| ・ 家族等の介護者の疾病や事故等により、一時的に介護を受けられない場合に入院できる体制を整備し、安定した療養生活の確保を図ります。 | |
| ○ 神経難病医療ネットワーク事業 | 25 百万円 |
| ・ 神経難病の患者に対し、急性期の入院から在宅療養までの適切な医療等の提供が行えるよう、医療機関等の連携による医療体制の整備を図ります。 | |
| ○ 難病相談・支援センター事業 | 29 百万円 |
| ・ 難病患者等の日常生活における相談・支援等の拠点である難病・相談支援センターにおける相談体制の充実や就労支援の強化を図り、療養生活の質の向上を支援します。 | |

3 自殺対策を総合的に推進します

効果的に対策を進めるため、自殺予防に係る都民意識の向上、関係機関の連携強化、ハイリスク者に対する支援などの自殺のリスクに応じた対策を総合的に推進し、安心して生きられる社会の実現を目指します。

主な事業展開

◎ 自殺総合対策東京会議

1 百万円

- ・ 保健、医療、福祉、労働、教育、警察などの様々な分野の関係機関が連携し、都内における自殺の予防、自殺念慮・未遂者への危機介入、自死遺族への支援に関する社会的な取組を着実に推進するために必要な検討を行います。

◎ 自殺防止！東京キャンペーン

2 百万円

- ・ 自殺に関する正しい認識や、自殺は社会的な取組で減少させ得ること、悩みを解決するための様々な相談・支援機関があることなどを広く都民に伝えていくために、必要な普及啓発を重点的に行っていきます。

◎ こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク

20 百万円

- ・ 自殺念慮者や未遂者がその悩みに応じた相談・支援を受けられるよう、関係機関によるネットワークを構築し、自殺の未然防止を図ります。
- ・ 救急医療機関に搬送された未遂者の自殺再企図を防止するための「東京都こころといのちのサポートネット」による支援を行います。
- ・ 若年層における自殺の現状を周知するとともに抱えている悩みを解決し、必要な支援に繋げるための若年層に対する講演会等を実施します。
- ・ 自死遺族の方々が抱える心の悩みや、相続などの法的な問題に対応できる様々な相談窓口に関する情報提供を行います。

○ うつ診療レベルアップ研修

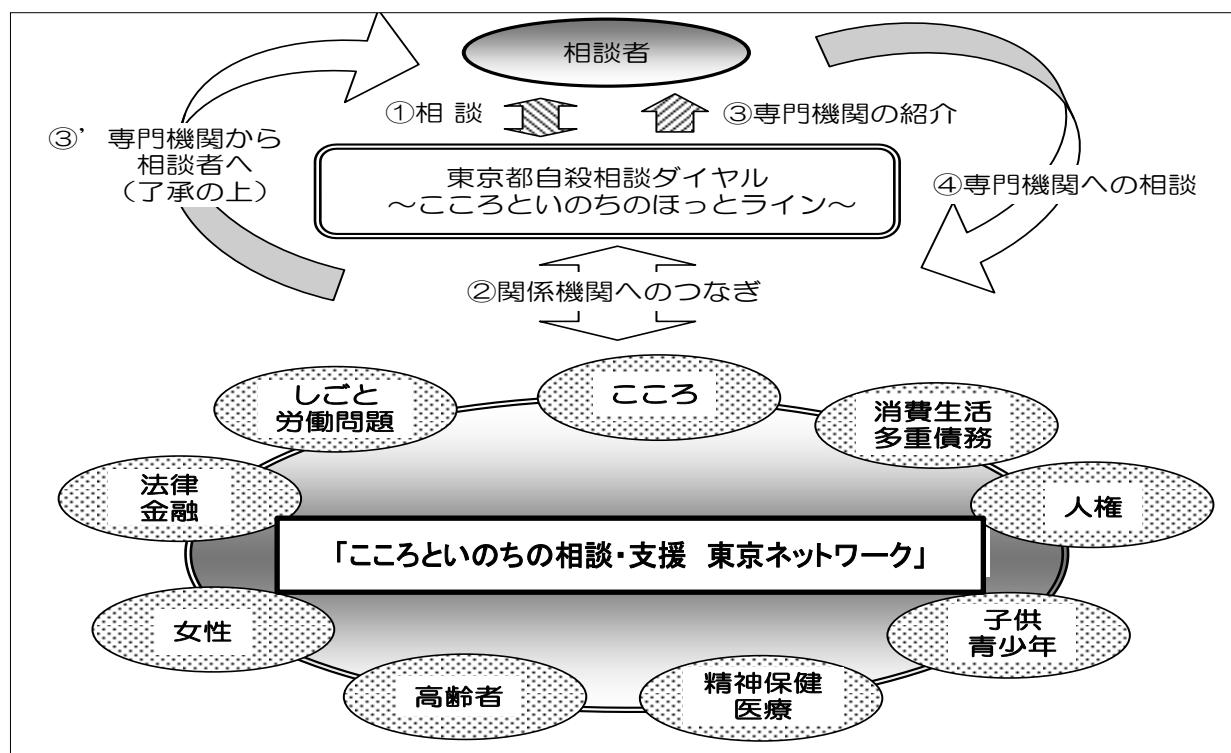
7 百万円

- ・ 身近なかかりつけ医等に対して、自殺予防に関する知識や、うつの発見など精神疾患の治療に関する知識等を付与し、自殺の未然防止を図ります。

◎ 東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～

56 百万円

- ・ 自殺相談専用の相談電話を設置し、自殺念慮の背景となる問題に応じて相談者の悩みを傾聴するとともに、「こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク」参加機関と連携し、問題の解決を目指して相談者への積極的な支援を実施します。



第6 超高齢社会に対応するため、都民の安心を支える医療提供体制の整備を進めます

(医療をめぐる状況)

- 我が国においては、国民皆保険制度の下、誰もが必要な医療を受けることができる医療提供体制が整備されてきました。
しかし、急速な少子高齢化に伴い、救急搬送の増加や、がんや生活習慣病など慢性疾患の患者の増加など、医療ニーズが増大しており、社会保障制度の安定的な運営が課題となっています。
- このため、国は、社会保障と税の一体改革に取り組んでおり、平成25年12月に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（プログラム法）」に基づき、各分野での具体的な改革が始まっています。
- 医療分野では、急性期、回復期、慢性期など患者の状態に応じて適切な医療が受けられるよう、地域の実情に応じたバランスのとれた病床の機能分化と連携を進めるとともに、発症から入院、回復期、退院までの流れを円滑にし、病気になっても安心して療養できるよう、医療と介護の連携を推進することが求められています。
- 平成26年6月には、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための法律」が成立し、効率的で質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を目指して、都道府県は、2025年に目指すべき医療提供体制とそれを実現するための施策などを内容とする地域医療構想を平成27年度以降策定することとなっています。
- また、今後の在宅療養など医療ニーズの増大に対応するため、産科、小児科、救急医療、へき地医療等、不足する医療分野の医師の確保をはじめ、医師や看護師等の医療人材の安定的な確保が重要となっています。

(都の取組)

- 都は、東京都保健医療計画（平成25年3月改定）等に基づき、救急・災害医療、周産期・小児医療、がん医療、在宅医療、脳卒中や糖尿病など疾病ごとの医療連携体制の整備など、都民が安心して質の高い医療が受けられるよう、医療提供体制の整備に取り組んでいます。

また、急速に進展する超高齢社会に対応するため、平成26年12月に設置した「東京都地域医療介護総合確保基金」を活用して、今後策定する地域医療構想を踏まえ、病床の機能分化・連携、在宅療養の推進等医療基盤の充実と医療人材の確保等に取り組んでいきます。

(救急医療対策)

- 24時間365日の安心を支えるため、休日や夜間の救急医療体制を確保するとともに、高齢化の進展等に伴う救急搬送の増加に対応するため「救急患者の迅速な受け入れ」、「トリアージの実施」、「都民の理解と参画」からなる「救急医療の東京ルール」の取組を進めています。

(災害医療対策)

- 災害時に多数の重症者を受け入れる「災害拠点病院」や、災害発生現場等で救命処置を実施する災害派遣医療チーム（東京DMAT）の整備を進めるとともに、災害医療コーディネーターを中心とした連絡・調整体制の構築や、医療機関におけるBCPの策定の促進など、災害時の医療提供体制の強化に取り組んでいます。

(周産期医療対策)

- 晩産化の進行等に伴うハイリスク妊産婦や低出生体重児の増加に対応するため、スーパー総合周産期センター*や周産期連携病院**の指定、周産期医療ネットワークグループによる円滑な搬送体制の構築等により、医療機関の機能分担と相互の連携を進め、総合的な周産期医療提供体制の整備を進めています。

* スーパー総合周産期センター：緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる施設

** 周産期連携病院：ハイリスクの妊産婦・新生児に対応する周産期母子医療センターとの連携の下、ミドルリスクの妊産婦に対応する病院

(小児医療対策)

- 重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、小児特有の症状に対応した高度な救命治療を行う「東京都こども救命センター」を中心として、地域の病院・診療所等における小児医療ネットワークの構築を支援し、小児救急医療提供体制の充実を図っています。

(がん医療対策)

- 「東京都がん対策推進計画（平成25年3月改定）」に基づき、国が指定する「がん診療連携拠点病院」に加え、同等の診療機能を有する「東京都がん診療連携拠点病院（旧認定がん診療病院）」を独自に指定し、がん診療連携協力病院と協力して、都におけるがん医療水準の向上を図っています。

また、患者・家族等への支援体制の整備や、地域連携クリティカルパス（東京都医療連携手帳）を活用した医療連携の促進、地域での緩和ケア提供体制の充実、小児がん診療に携わる医療機関のネットワークの整備などに取り組んでいます。

（疾病ごとの医療連携体制）

- 脳卒中、糖尿病、急性心筋梗塞について、疾病別の医療連携体制を構築するとともに、これを支える地域の実情に応じた区市町村の取組等を支援しています。

（在宅療養支援）

- 地域における在宅療養の基盤整備を推進するため、区市町村における支援窓口の設置等の取組を支援するとともに、医療機関における在宅移行に向けた転退院支援を行う人材の育成や配置を支援するなど、在宅療養支援体制の整備を進めています。

（医療人材対策）

- 医師の確保が困難な地域や診療科等に従事する医師を確保するため、東京都地域医療支援センターを設置し、医療機関における医師の負担軽減や勤務環境の改善、復職支援等の取組を支援するとともに、都独自の奨学金制度や東京都地域医療支援ドクター事業などにより医師確保に努めています。

また、都内医療機関、福祉施設等に必要とされる看護職員を安定的に確保するため、養成対策・定着対策・再就業対策を柱に総合的な確保対策に取り組んでいます。

【平成27年度の取組】

- 平成27年度においては以下の取組を推進します。

- 1 都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します**
- 2 安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を整備します**
- 3 がんを含めた生活習慣病の医療連携体制や、在宅療養支援体制の整備を進めます**
- 4 医療人材の確保、育成を支援します**

1 都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します

急速な高齢化や核家族化等の社会構造の変化に伴う救急搬送の増加等に的確に対応した、救急医療体制の整備を進めます。

首都直下地震等の大規模災害時の医療提供体制を強化します。

主な事業展開

◎ 「救急医療の東京ルール」の推進 596 百万円

- 確実に救急患者を受け入れ、救急搬送時間の短縮を図るために、地域における救急医療の中核となる二次救急医療機関を東京都地域救急医療センターに指定するとともに、医療機関の選定に時間を要している事案について、受入医療機関やその後の転院先の調整等を行う救急患者受入コーディネーターを配置し、緊急性を有する患者への迅速な医療の確保を図ります。

[東京都地域救急医療センター指定施設 85 施設（平成27年4月現在）]

東京ルールⅠ 「救急患者の迅速な受入れ」

東京ルールⅡ 「トリアージの実施」

東京ルールⅢ 「都民の理解と参画」

○ 休日・全夜間診療事業 3,399 百万円

- 365日24時間救急患者に対応するため、休日及び夜間における救急入院が可能な病床を確保します。

◎ 救急看護認定看護師の配置促進 130 百万円

- 東京都地域救急医療センターにおけるトリアージ機能を強化するため、救急看護の認定看護師資格の取得を支援します。

○ 東京都災害医療協議会の運営等 231 百万円

- 災害の発生直後から迅速かつ円滑に医療を提供するため、東京都災害医療協議会を運営し、災害医療体制の強化を図ります。また、二次保健医療圏ごとに設置する「地域災害医療連携会議」において、地域の実情に応じた医療救護体制の整備を進めます。
- 災害時における都内全ての医療施設の役割分担を明確化し、重症患者に対応する災害拠点病院の拡充を行うとともに、中等症患者等を受け入れる災害拠点連携病院を指定し、医療提供体制の強化を図ります。

- ・ 他県からの医療支援チームの受け入れや、患者の搬送調整等災害時に必要な医療が迅速・円滑に提供されるよう、都及び各二次保健医療圏に災害医療コーディネーターを中心とした連絡・調整体制を整備します。

◎ 医療施設耐震化の促進 6,621 百万円

- ・ 災害時の医療体制を確保するため、救急医療機関など都内全ての病院について、新築建替、耐震補強、耐震診断に必要な経費の一部を補助し、耐震化を促進します。

○ 「東京DMAT」の整備 53 百万円

- ・ 大震災等の自然災害や大規模な交通事故、NBC 災害等の現場で、救命措置を実施する災害医療派遣チーム（東京 DMAT）を救命救急センター等に編成しています。

[東京 DMAT 指定病院 25 病院]

<東京DMATの活動>



○ 東京都災害拠点強靭化緊急促進事業【新規】 204 百万円

- ・ 災害拠点病院が大規模災害発生時に多数の負傷者を受け入れるため必要となるスペースや備蓄倉庫等の整備に要する経費の一部を補助します。

○ 広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）の整備 70 百万円

- ・ 災害時において被災地内での対応が困難な患者を被災地外へ広域医療搬送するための拠点整備を行います。

○ 医療施設防火対策緊急整備事業 858 百万円

- ・ 消防法によるスプリンクラーの設置義務がない医療施設に対し、スプリンクラー等の設置に要する経費を補助することにより、防火対策を強化し、患者等の安全・安心の確保を図ります。

○ 災害医療計画策定支援事業 (包括補助)

- ・ 大規模災害発生に備え、区市町村災害医療コーディネーターを中心とした地域災害医療の確立を支援します。

[医療保健政策区市町村包括補助事業]

2 安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を整備します

安心して子供を産み、育てられるよう、中核病院と地域の医療機関等が役割分担と連携により、リスクに応じて的確に医療を提供する周産期医療・小児医療体制を構築します。

主な事業展開

- | | |
|---|-----------|
| ○ 周産期医療システムの整備【一部新規】 | 1,131 百万円 |
| • ハイリスク妊婦や高度医療が必要な新生児等に対する医療を確保するため、周産期母子医療センターの運営費を補助します。 | |
| • NICU 入院児支援コーディネーターを配置し、NICU 等に入院している小児等の円滑な在宅療養移行に向け入院の早期から支援を行います。 | |
| • 周産期母子医療センターにおいて、ハイリスク新生児の望ましい成長発達等を図るため、理学療法士の配置を支援します。 | |
| ○ 母体救命対応総合周産期母子医療センターの運営 | 219 百万円 |
| • 総合周産期母子医療センターにおいて、救急部門の医師と連携を取り、緊急に母体救命処置が必要な妊娠褥婦を必ず受け入れる、いわゆる「スーパー総合周産期センター」を運営します。 | |
| [5施設] | |
| ○ 周産期搬送コーディネーターの設置 | 36 百万円 |
| • 総合周産期母子医療センターのブロック内では受入困難な事例等について、地域間の搬送調整等を行うコーディネーターを東京消防庁に設置し、緊急性を有する母体・新生児を迅速に医療施設につなぎます。 | |
| ○ 周産期連携病院（休日・全夜間診療事業） | 164 百万円 |
| • ミドルリスクの患者に対応できる周産期連携病院を指定し、休日や夜間における妊娠婦の救急搬送受入体制を確保します。 | |
| [9施設] | |

○ 多摩新生児連携病院 12 百万円

- 周産期母子医療センターの少ない多摩地域において、ハイリスクに近い新生児に対応可能な医療機関を指定し、新生児受入体制を確保します。

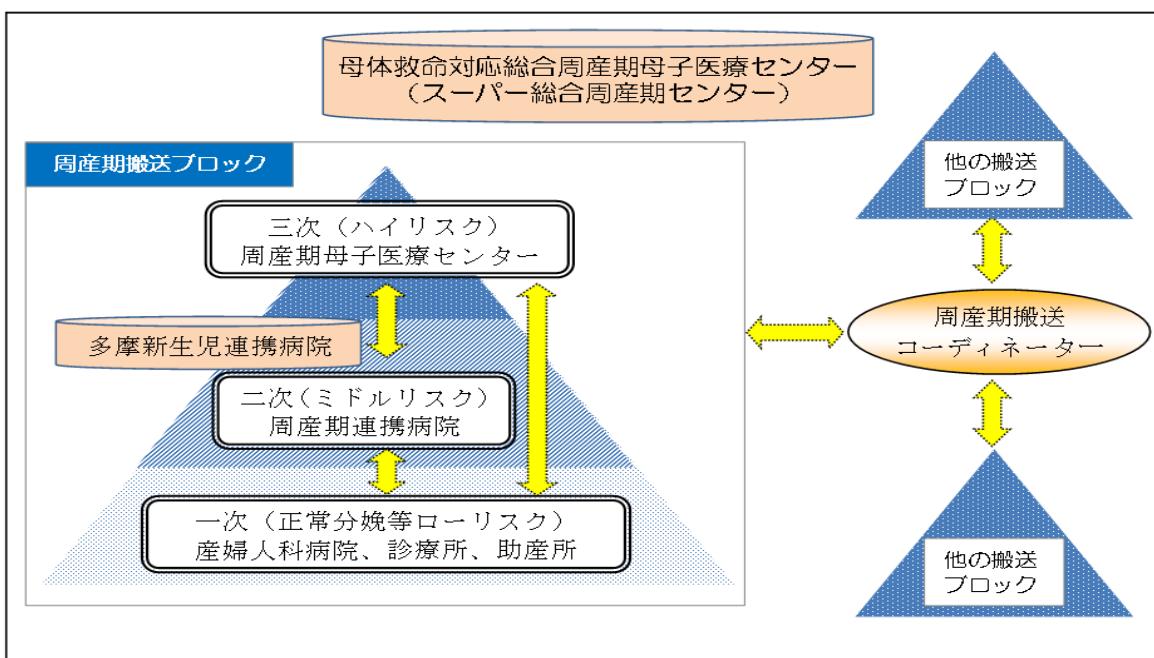
[1 施設]

○ 周産期医療ネットワークグループの運営 15 百万円

- 一次から三次までの医療機関等の機能分担と相互の連携により、身近な地域でリスクに応じた周産期医療が提供されるネットワークグループを運営します。

[8 グループ]

<東京都における周産期搬送体制>



○ 在宅移行支援病床運営事業 125 百万円

- NICU や GCU（回復期治療室）に長期入院している小児等について、NICU・GCU と在宅療養の間に中間的な病床として在宅移行支援病床を設置し、在宅生活への円滑な移行を促進します。

○ 在宅療養児一時受入支援事業 27 百万円

- NICU 長期入院児等の退院後の在宅医療における定期的医学管理及び保護者のレスパイトケアを行います。

○ 小児等在宅移行研修事業 5 百万円

- 周産期母子医療センターにおける NICU の確保及び在宅療養等への円滑な移行を促進するため、入院児の在宅移行に関わる医師・看護師・MSW 等に対し研修を実施します。

○ 産科救急研修【新規】 3百万円

- ・ 分娩取扱施設の医師及び看護師等を対象とした産科救急に関する研修を実施し、初期対応の強化を図ります。

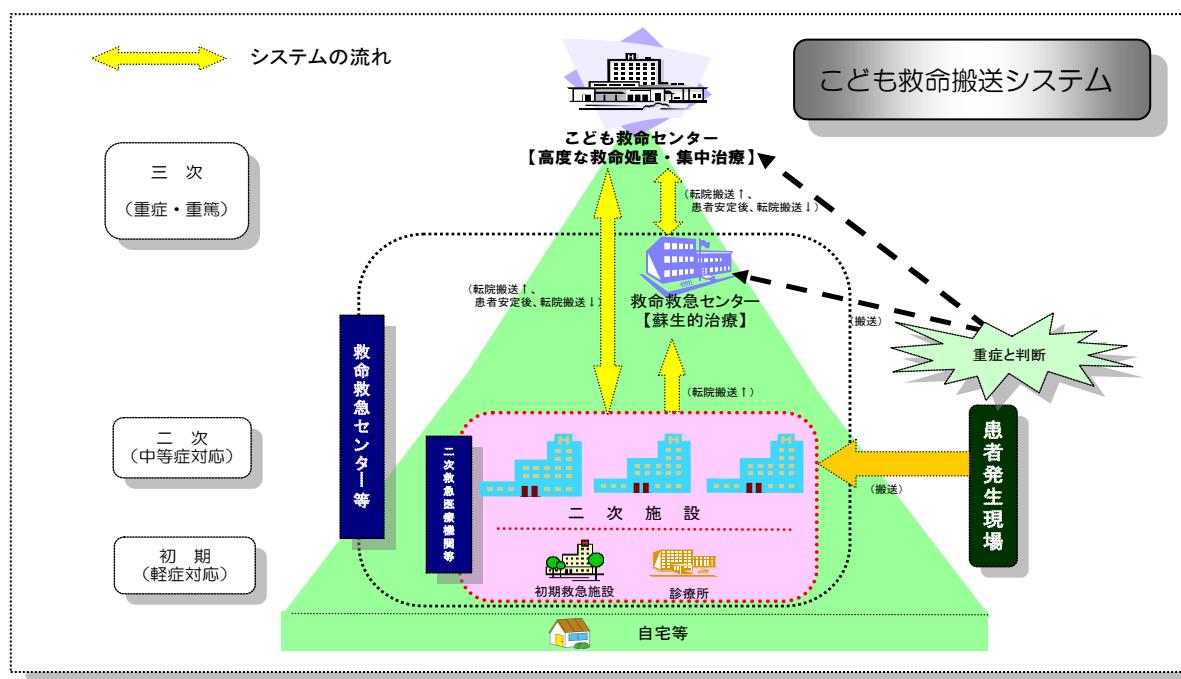
○ 産科医等確保支援事業 238百万円

- ・ 産科医等の処遇を改善し、その確保を図るため、分娩手当等を支給する分娩取扱機関への支援を行います。

○ 東京都こども救命センターの運営 194百万円

- ・ 重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、高度な救命治療を行う「東京都こども救命センター」を中心に、こども救命搬送システムによる、小児特有の症状に対応した適切な医療提供体制を構築します。[4施設]

また、退院支援コーディネーターをモデル配置し、円滑な転・退院を支援します。



○ 小児救命救急センター 71百万円

- ・ 小児救命救急センターに対し運営費を補助し、重篤な小児救急患者の医療を確保します。

○ 小児二次救急医療機関におけるトリアージシステムの実施 38百万円

- ・ 休日・全夜間診療事業（小児）を行う医療機関に対して、緊急性の高い患者の命を守るために、救急医療の要否や診療の順番を判断する「トリアージ」の実施を支援し、迅速に適切な医療につなげる体制を整備します。

[7施設]

- 救急専門医等養成事業（小児）** **31百万円**
- 救急告示医療機関に勤務する医師等に対し、小児の救命救急に関する専門的な研修を行うことで、小児救急医療全体のレベルアップを図ります。
- [240名]
- 小児集中治療室医療従事者研修事業** **6百万円**
- 小児の集中治療に係る専門的な研修を実施し、小児の救命救急医療及び集中治療に従事する医師を養成します。
- 地域において小児救急医療を担う人材の養成・確保** **17百万円**
- 地域の中核的病院において、診療所の医師を対象とした小児救急医療に関する臨床研修等の実施、症例報告・疾病別発生動向等の情報交換を行う地域研修会を実施します。

3 がんを含めた生活習慣病の医療連携体制や、在宅療養支援体制の整備を進めます

「東京都がん対策推進計画」に基づき、がん診療連携拠点病院や東京都がん診療連携拠点病院等を整備し、高度で専門的ながん医療提供体制を確保するとともに、脳卒中や糖尿病等疾病別の医療連携体制を構築し、地域で安心して診療を受けられる体制を整備します。

また、東京の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を進め、切れ目ない医療・介護サービスを受けながら暮らし続けられる体制を整備します。

主な事業展開

◎ がん診療連携拠点病院 410 百万円

- 質の高いがん医療の提供と地域のがん医療水準の向上を図るため、「がん診療連携拠点病院」を指定し、かかりつけ医等も含め、医療機関の役割を明確化し、緩和ケアを含め、患者の症状に的確に対応できるがん医療提供体制を整備します。

[がん診療連携拠点病院 26 病院]

- 拠点病院を中心に、二次保健医療圏内の緩和ケアの連携体制・支援体制を構築します。
- 仕事をしながら治療を行う患者やその家族の利便性に配慮し、がん診療連携拠点病院の相談支援センターの一部で相談時間を休日や夜間にも拡大して実施しています。

◎ 東京都がん診療連携拠点病院の整備 91 百万円

- 国が指定するがん診療連携拠点病院と同等の機能を有する医療機関を、「東京都がん診療連携拠点病院」として都独自に指定し、高度な診療機能、研修機能、地域医療連携機能等を充実します。

[東京都がん診療連携拠点病院 9 病院]

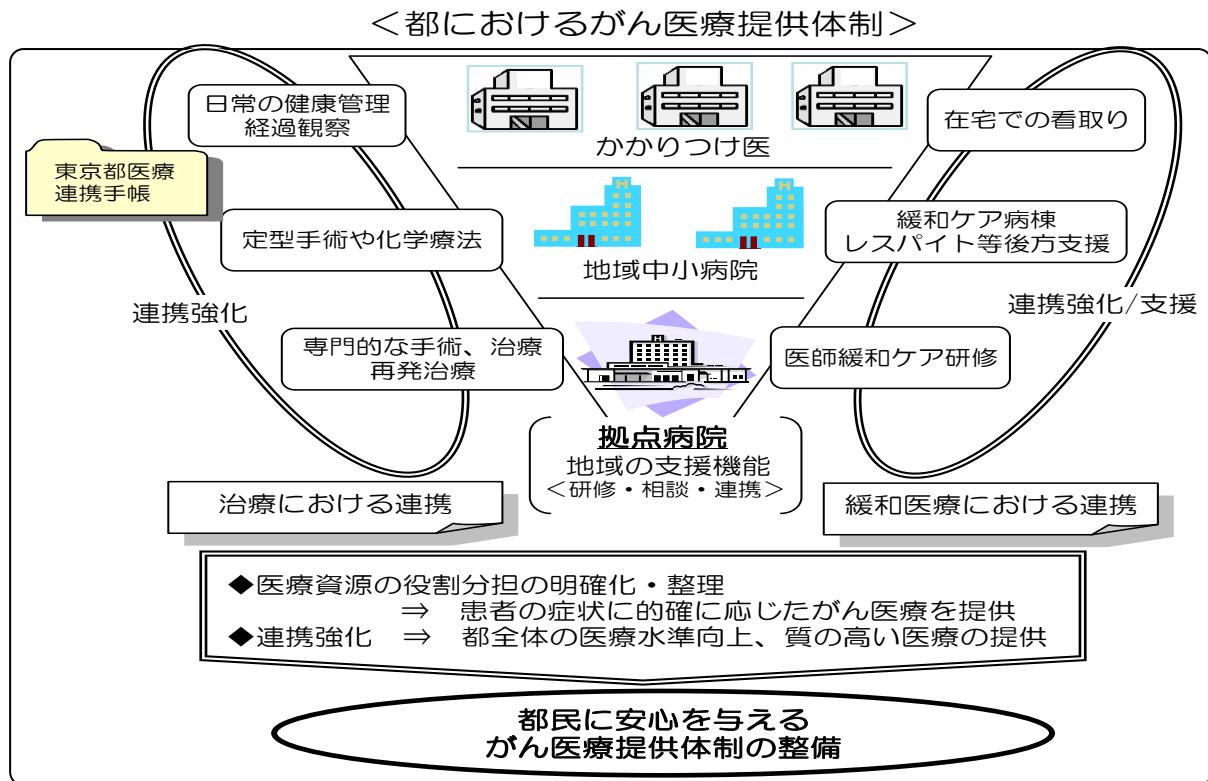
○ 地域がん診療病院事業【新規】 11 百万円

- がん診療連携拠点病院が指定されていない二次保健医療圏において、緩和ケア、相談支援等の基本的ながん診療機能を確保した病院を指定し、質の高いがん医療提供体制を確保します。

[地域がん診療病院 1 病院]

○ 東京都小児がん診療連携推進事業 12 百万円

- 都における小児がん医療水準向上のため、都内の小児がん診療に携わる医療機関による診療連携・相互支援のためのネットワークを整備します。



○ がん患者就労等普及啓発事業

8百万円

- がん患者が、安心して働きながら、治療を受けることのできる療養環境を整備するため、事業所の経営者や人事労務管理者等を対象に、がん患者の就労等に関する正しい理解を広めます。

○ がん患者在宅移行支援事業

23百万円

- 初期治療を終えたがん患者を地域の病院等で受け入れ、治療を継続しながら退院に向けた準備を行えるよう支援し、安心かつ適切ながん医療が提供される体制を確保します。

○ がん対策研究の推進

100百万円

- 公益財団法人東京都医学総合研究所において、これまでの研究成果を活用した各種がんの早期診断法及び適切な病勢診断（治療効果測定）の確立に向けた研究を進めます。

○ 疾病ごとの医療連携体制の整備

100百万円

- 脳卒中医療連携推進事業

27百万円

脳卒中を発症した患者を速やかに急性期医療機関に救急搬送するとともに、地域において切れ目のない医療・介護サービスを受けることができる仕組みを構築します。

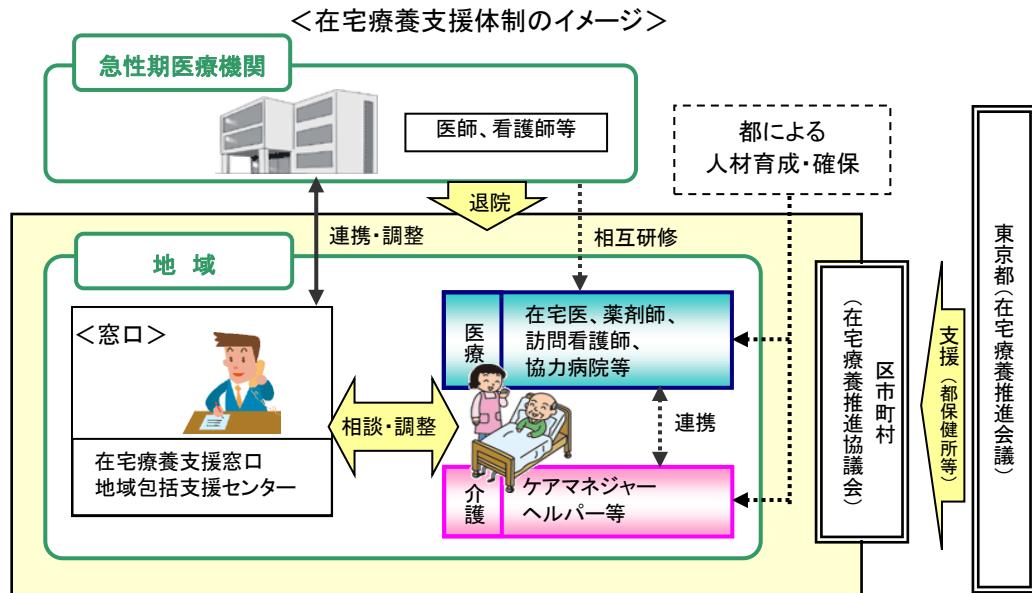
- 糖尿病医療連携推進事業

32百万円

糖尿病に関する専門医療の提供が可能な医療機関の確保、合併症予防の取組、地域における病院・診療所間の医療連携の仕組みづくりを推進します。

- 心臓循環器救急医療体制整備事業 41 百万円
CCU*協議会の実施、CCU 医療従事者等への研修等、CCU 救急医療機関のレベルアップと連携体制を確立し、心臓循環器患者の生命の安全を図ります。

*主に急性心筋梗塞等の冠状動脈疾患の急性危機状態の患者を収容し、厳重な監視モニタ下で持続的に管理する部門



◎ 在宅療養普及事業 11 百万円

- 都民が身近な場所で安心して在宅療養できる仕組みを構築するとともに、病院からの円滑な退院支援を充実させ、都内全域で地域の実情に応じた在宅療養の推進を図ります。

◎ 在宅療養移行支援事業 158 百万円

- 救急医療機関の入院患者を円滑に在宅へ移行するとともに、在宅療養患者の病状変化等にも対応可能な医療提供体制の構築を支援します。

◎ 在宅療養移行体制強化事業 799 百万円

- 入院中の高齢者等が円滑に在宅移行できるよう支援する人材を育成し、住み慣れた地域で安心して療養できる体制を強化します。

◎ 在宅療養推進基盤整備事業【新規】 193 百万円

- 在宅療養患者の支援体制を整備するために多職種が一堂に会する検討会や、在宅療養に関する都民の理解を深めるための普及啓発を実施します。また、多職種の関係者がICTを活用して効果的に情報共有できるネットワークの構築を支援します。

◎ 区市町村在宅療養推進事業【新規】 620 百万円

- 在宅療養と介護の連携推進に当たり区市町村が実施する取組への支援を行い、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

- 在宅療養推進区市町村支援事業 **200 百万円**
- 在宅療養を取り巻く環境の変化によって生じた新たな課題に対応するため、区市町村が実施する地域の実情に応じた取組を支援し、各課題の解決を推進します。
- 在宅療養環境整備支援事業（再掲 P59） **(包括補助)**
- 病院から在宅医療への円滑な移行や安定的な在宅療養生活を継続するため、在宅療養支援窓口を中心に、医療と介護の連携を強化し、医療的ケアが必要な高齢者等の在宅療養の環境整備を図ります。
 - 病状の急変時等に利用できる病床の確保や、夜間往診の代診体制の整備など、区市町村における地域の実情を踏まえた在宅医療の取組を支援・促進します。
- [医療保健政策区市町村包括補助事業]
- 在宅医等相互支援体制構築事業 **25 百万円**
- 在宅医が訪問看護ステーション等と連携し、又は在宅医が相互に補完し合いながらチームとして 24 時間の診療体制を構築することで、在宅療養におけるネットワークの中核である在宅医の確保を図ります。
- 東京都地域医療連携 ICT システム整備支援事業【新規】 **40 百万円**
- 地域の病院と診療所等医療機関間で ICT を活用して医療情報の共有化を図る取組を支援し、地域医療連携を推進します。
- 在宅療養研修事業 **18 百万円**
- 地域における在宅療養を担う人材の育成を行う「在宅療養地域リーダー」を養成するとともに、養成したリーダーを中心とする多職種連携の強化など、地域の実情に応じた研修を実施します。
- 退院支援人材育成事業【新規】 **10 百万円**
- 退院支援専門部署を設置していない医療機関に対して、退院支援に必要な知識を習得する研修を実施し、退院支援業務に従事する人材の確保を図ります。
- 周術期口腔ケア体制の基盤整備 **4 百万円**
- 周術期における口腔ケアの重要性を広く普及し、医科・歯科連携のための基盤を整備します。
- 病床機能分化推進事業 **43 百万円**
- 回復期リハビリテーション病棟等への転換に係る取組を支援するとともに、回復期リハビリテーション病棟等を有する病院管理者に対する経営研修を行うことで、都における病床機能分化を促進します。

- 病床機能分化推進事業（施設設備整備）【新規】 2,229 百万円
- ・ 医療療養病床、回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟の適正な病床数を確保していくため、一般病床等からの移行等に要する経費の一部を補助します。
- 地域リハビリテーション支援事業【一部新規】 40 百万円
- ・ 地域において様々な形態で実施されているリハビリテーション事業を支援することにより、保健・医療・福祉が連携した地域におけるリハビリテーションのシステム化を図ります。
 - ・ 都が指定する地域リハビリテーション支援センターにおいて、都内医療機関等に従事する若手の理学療法士及び作業療法士の実習生を受け入れることにより、リハビリテーション医療体制の充実のための支援を行います。
- 外国人旅行者等への医療情報提供体制整備【新規】 10 百万円
- ・ 外国人旅行者等が都内の医療機関を利用する際の現状の問題点及びニーズを把握し、2020年オリンピック・パラリンピック開催に向けて、利用しやすい医療情報サービス等の充実を検討します。

4 医療人材の確保、育成を支援します

都内において小児科、産科、救急医療、へき地医療等に従事する医師確保に努めるとともに、看護師の定着や再就業支援など総合的な人材確保対策に取り組みます。

主な事業展開

- | | |
|---|---------|
| ○ 医師奨学金制度の充実 | 900 百万円 |
| ・ 都内で小児科、産科、救急、へき地医療に従事する医師を確保するため、都が指定する医学部の定員増を行うとともに、これらの医療に従事する意志のある学生を対象に奨学金を貸与します。 | |
| ・ 即効性のある対策として、東京都独自に都内 13 大学医学部の 5、6 年生を対象に、奨学金を貸与します。 | |
| ○ 医師の勤務環境改善や復職支援 | 252 百万円 |
| ・ 病院勤務医の勤務環境を改善し、医師の離職防止及び定着を図るとともに、出産や育児などにより職場を離れた医師の復職に向けた取組を行う地域の中核を担う病院に対する支援を行います。 | |
| ○ 医療勤務環境改善支援センター事業 | 12 百万円 |
| ・ 働きやすい環境整備に向けた医療機関の取組を支援し、医師・看護師等の医療スタッフの勤務環境を改善することにより、医療安全の確保及び医療の質の向上を図ります。 | |
| ○ 特定機能病院勤務医等負担軽減支援事業【新規】 | 192 百万円 |
| ・ 高度な医療を提供する特定機能病院において、専従の医師事務作業補助者の配置を支援し、病院勤務医の負担軽減を図ります。 | |
| ○ 東京都地域医療支援センター事業 | 3 百万円 |
| ・ 都内医療機関の実態調査や医師確保支援、へき地医療等に従事する医師のキャリア形成支援など、都の特性を踏まえた総合的な医師確保支援対策を推進します。 | |
| ○ 東京都地域医療支援ドクター事業 | 17 百万円 |
| ・ へき地及び多摩地域の医療提供体制を安定的に確保するため、地域医療の支援に意欲のある医師を「東京都地域医療支援ドクター」として都が採用し、周産期、小児、救急等医師不足が深刻な市町村公立病院及びへき地医療機関に派遣します。 | |

- 看護職員定着促進のための巡回訪問事業 71百万円
 - ・ 二次保健医療圏ごとに就業協力員を配置し、各施設の取組を支援することにより、就業を継続できる仕組みを構築し、看護職員の定着促進等を図ります。

 - 新人看護職員研修体制整備事業 106百万円
 - ・ 「新人看護職員研修ガイドライン」に基づく研修を実施する医療機関への支援や研修責任者等の研修を行うなど、新人研修の充実を図ります。

 - 看護外来相談開設研修事業 4百万円
 - ・ 患者の生活に密着したきめ細かなケアや療養指導等を行う看護外来相談の実施を促進し、地域における在宅療養患者の支援を充実するとともに、看護外来相談の実施を通じて看護職員の資質向上や労働意欲の向上による定着を促進します。

 - ◎ 島しょ看護職員定着促進事業【新規】 10百万円
 - ・ 島しょで働く看護職員に対する出張研修や、看護職員が一時的に島を離れる際の短期代替看護職員の派遣を実施することにより、島しょ看護職員の定着促進を図ります。

 - 看護職員地域確保支援事業 80百万円
 - ・ 離職した看護師等が身近な地域で復職支援研修や就業相談を受けられるよう「地域就業支援病院」を指定し、再就業を支援します。また、復職支援研修において訪問看護ステーションコースを実施することにより、訪問看護ステーションの人材確保を支援します。〔地域就業支援病院 31施設〕

 - 届出制度を活用した看護職員復職支援事業【新規】 22百万円
 - ・ 看護職員が離職時に都道府県ナースセンター（東京都ナースプラザ）に届け出る制度（平成27年10月開始予定）について、医療機関等に広く周知するとともに、地域に密着した就職相談会を開催することにより、離職する看護職員の潜在化を防止し、再就業を支援します。

 - 助産師出向支援導入事業【新規】 2百万円
 - ・ 助産師の実践能力の向上や実習施設の確保を図るため、医療機関間における助産師の出向を支援します。

 - 訪問看護人材確保育成事業 58百万円
 - ・ 訪問看護サービスの安定的な供給を図るため、地域における新任訪問看護師の育成や認定訪問看護師資格取得支援等を実施し、訪問看護に係わる看護師の確保・育成・定着を図ります。〔教育ステーション*9か所、管理者・指導者育成セミナー対象者 350名〕
- * 教育ステーション：地域において訪問看護師の育成支援機能を担う訪問看護ステーション

- | | |
|--|---------------|
| ◎ 訪問看護師勤務環境向上事業 | 35 百万円 |
| • 中小規模の訪問看護ステーションに勤務する看護職の勤務環境向上の一環として、現任訪問看護師が研修受講する場合に必要な代替職員を雇用する経費の一部を補助します。 | |
| ◎ 訪問看護師定着推進事業 | 30 百万円 |
| • 訪問看護ステーションの看護職の定着を図るため、現に雇用されている訪問看護師が産休・育休・介休を取得する場合に必要な代替職員を雇用する経費の一部を補助します。 | |
| ◎ 福祉人材の確保・定着モデル事業（再掲 P89） | 53 百万円 |
| • 職員の事務負担を軽減し、専門業務に注力できる環境を整備するため、事務職員を新たに配置する訪問看護ステーションを支援します。 | |

第7 多様化する健康危機から都民を守ります

(健康危機に備えて)

- 新型インフルエンザ、デング熱やエボラ出血熱をはじめとする新興・再興感染症等の脅威、若者を中心とした危険ドラッグの乱用、食中毒や食品の不適正表示など、近年、都民の健康と安全に関わる問題が次々と発生しています。
- また、いまや国民病と言われるほど、多くの人が悩まされている花粉症をはじめとするアレルギー疾患も、多くの原因が複雑に絡み合って起こるとされており、都市化に伴う様々な生活環境の変化も一因と考えられています。
- 多様化する健康危機から都民を守るために、食品・医薬品・生活環境・飲用水等の安全を確保するとともに、新たな危機に備えて体制を充実します。

日々の安全確保		健康危機の例
食品	食品などの監視・検査 飲食店等の許可・監視指導 食中毒対策、食品表示の適正化	・食中毒 ・残留農薬 ・放射性物質
医薬品	薬物乱用防止対策、薬事関係免許 医薬品等の許可・監視指導 医薬品等広告の適正化	・危険ドラッグ ・医薬品医療機器等法*違反の健康食品
環境	環境に係る健康影響対策 生活衛生対策、動物愛護管理 建築物・水道事業の監視指導	・アレルギー疾患 ・レジオネラ症 ・放射性物質
感染症	感染症サーベイランス 結核・HIV／エイズ等の予防対策 動物由来感染症対策	・新型インフルエンザ ・デング熱・エボラ出血熱 ・中東呼吸器症候群（MERS）

* 医薬品医療機器等法：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の略称

(都の取組)

(新型インフルエンザ対策)

- 平成21年に発生した新型インフルエンザへの対応を踏まえ、平成23年4月に「新型インフルエンザ保健医療体制ガイドライン」をとりまとめるとともに、都民の60%相当分の抗インフルエンザウイルス薬（タミフル・リレンザ）の備蓄、サーベイランス体制の充実、地域保健医療体制の確保などの取組を進めてきました。

- さらに、平成25年4月の「新型インフルエンザ等対策特別措置法」施行、同年6月の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」策定を踏まえ、同年11月に「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、発生段階に応じた地域保健医療体制の構築等に取り組んでいます。

(蚊媒介感染症対策)

- 平成26年夏に、蚊媒介感染症であるデング熱の国内感染事例が、約70年ぶりに発生しました。都は、都内公園等での蚊のウイルス保有調査、患者検体の遺伝子検査等を行うとともに、有識者等からなる東京都蚊媒介感染症対策会議を立ち上げ、都をはじめ、関係機関や都民が取り組むべき対策について取りまとめるなど、患者発生に備えた体制の強化に取り組んでいます。

(エボラ出血熱対策)

- エボラ出血熱は、平成26年3月以降、西アフリカの3か国（ギニア、リベリア、シエラレオネ）を中心に流行が続いている、未だ収束の目途が立たない状況にあります。都は、感染症指定医療機関の指定や患者搬送車両の整備を行うとともに、指定医療機関への患者受入訓練の検証結果や疑似症患者の発生事例を踏まえた対応マニュアルを作成するなど、患者発生に備えた体制を整備しています。

(危険ドラッグ対策)

- 都は、平成17年に全国に先駆けて薬物濫用防止条例を制定し、知事指定による薬物の規制を開始しました。国においても、平成19年から薬事法（平成26年11月25日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に改称。以下、「医薬品医療機器等法」という。）に基づく全国的な規制が行われるようになり、都は国等に対し知事指定薬物の情報を提供するなど、危険ドラッグの規制の強化に取り組んでいます。

- また、国内・海外で流行している未規制薬物の動向把握、国や警視庁等の関係機関と連携した合同立入検査の実施など販売店舗への監視指導の強化、若者を対象とした効果的な普及啓発の実施など、危険ドラッグの速やかな排除に向けた取組を推進しています。

(HIV/AIDS対策)

- 相談・検診を実施するとともに、医療体制の整備や専門相談員の派遣等、患者の療養生活を支援するほか、普及啓発活動の充実・強化にも努めています。

(結核対策)

- 健康診断、予防接種の支援、普及啓発を実施するなど、結核の早期発見・感染拡大防止を図っています。また、治療完了に向けて、患者に対する療養支援や医療費の公費負担等を実施しています。

(食品の安全確保対策)

- 東京都食品安全条例に基づき、「東京都食品安全推進計画」を策定し、食品の安全確保に向け、事業者による自主的衛生管理の推進、生産から販売に至る監視指導、食品の安全に関する情報発信など、様々な施策を推進しています。
- また、食品事業者の自主的な衛生管理を積極的に評価し、食品施設の衛生管理水平の向上を図るため、都独自の食品衛生自主管理認証制度の充実・普及拡大に取り組んでいます。

(環境保健対策)

- 大気汚染や室内環境、食品や食器に含まれる化学物質などが健康に与える影響が懸念されており、これらを未然に防ぐための保健施策、調査研究を実施しています。

(動物愛護管理)

- 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、「東京都動物愛護管理推進計画（ハルスプラン）」を策定し、動物の適正飼養や終生飼養の徹底とともに、動物由来感染症への対応強化など危機管理への的確な対応に係る施策も実施しています。

【平成 27 年度の取組】

- 平成27年度においては以下の取組を推進します。

- | |
|--|
| 1 新型インフルエンザ、デング熱やエボラ出血熱をはじめとする
新興・再興感染症等の発生・流行に備え万全の対策を講じます |
| 2 危険ドラッグの速やかな排除を目指し、
規制、監視指導、普及啓発を強化します |
| 3 健康危機から都民を守る体制の充実を図ります |

1 新型インフルエンザ、デング熱やエボラ出血熱をはじめとする新興・再興感染症等の発生・流行に備え万全の対策を講じます

新型インフルエンザの発生に備え、地域保健医療体制の強化、抗インフルエンザウイルス薬・個人防護具等の備蓄などに着実に取り組んでいきます。

また、デング熱等の蚊媒介感染症については、平時からの蚊の発生抑制対策とともに、サーベイランスや検査体制の強化などを図り、早期発見・まん延防止に取り組んでいきます。

エボラ出血熱については、患者発生に備え、関係機関との連携強化とともに、二次感染防止のための装備の充実や定期的な訓練の実施などにより、万全の対策を講じていきます。

主な事業展開

◎ 新型インフルエンザ対策

3,889 百万円

- 都はこれまで、抗インフルエンザウイルス薬（タミフル・リレンザ）及び個人防護具の備蓄、サーベイランス体制の充実、地域保健医療体制の強化などの取組を進めてきました。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法等により定められた都の役割を踏まえ、地域医療体制の強化やワクチン接種体制の構築など、保健医療体制の整備を進めています。

- 地域医療体制の強化

49 百万円

新型インフルエンザ等対策特別措置法、東京都新型インフルエンザ等対策行動計画等を踏まえ、都内を10のブロックに分けて設置した協議会を活用して、海外発生期から都内発生早期までの初動体制や都内感染期の感染症地域医療体制について、感染症指定医療機関を中心に保健所、区市町村及び医療機関等の関係機関による連携強化を図ります。

<感染症地域医療体制のブロック分け>



- 疑い患者等一時受入医療機関確保事業 8百万円
確定診断が出るまでの間、疑い患者*が待機する医療機関を確保することにより、感染症医療体制の強化を図ります。
* 疑い患者：新型インフルエンザ等の症例定義に当てはまるが、確定診断が出ていない患者
- 普及啓発活動の実施 6百万円
新型インフルエンザに関する正しい知識や対応方法等について周知するため、パンフレット等を配布し、効果的に情報発信を行っていきます。
- 個人防護具等の更新 3,288百万円
新型インフルエンザ発生早期における対策用として、患者と濃厚接触することが想定される医療関係者等の感染防御を目的とした個人防護具等の備蓄を行います。
- 基礎研究の推進 202百万円
公益財団法人東京都医学総合研究所において、有効な予防法及び治療法の確立に向けた基礎研究を推進します。

<東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（保健医療分野）の概要>

	未発生期	海外発生期	国 内 発生早期	都内発生早期	都内感染期			小康期				
					第一ステージ (通常院内体制)	第二ステージ (院内体制強化)	第三ステージ (緊急体制)					
サーバイランス・情報収集	<input type="radio"/> インフルエンザサーバイランス(インフルエンザ定点419医療機関) <input type="radio"/> ウイルスサーバイランス (病原体定点41医療機関) <input type="radio"/> 入院サーバイランス (基幹定点 25医療機関)											
	【都独自】東京感染症アラート 											
	<table border="1"> <tr> <td>クラスター（集団発生）サーバイランス</td> <td>クラスターサーバイランス</td> </tr> </table>								クラスター（集団発生）サーバイランス	クラスターサーバイランス		
クラスター（集団発生）サーバイランス	クラスターサーバイランス											
インフルエンザ様疾患発生報告（学校・保育園等）／感染症等集団発生時報告（社会福祉施設）												
相談体制		新型インフルエンザ相談センター設置 										
予防接種		■特定接種 ・医療の提供、国民生活・国民経済の安定を確保するために実施する臨時の予防接種 ■住民接種 ・区市町村が実施主体となり、原則として集団的接種で行われる予防接種										
医 療	外来		新型インフルエンザ専門外来 (ウイルス検査実施) 			全ての医療機関が対応 (基本は、かかりつけ医)						
	入院		 									

◎ 蚊媒介感染症対策【一部新規】 210 百万円

- ・ デング熱等の蚊媒介感染症については、今後の対策の方向性について取りまとめた東京都蚊媒介感染症対策会議報告書をもとに、蚊の発生抑制の取組やサーベイランスや検査体制の強化など平時からの備えを万全にするとともに、国内感染患者発生時には感染拡大を未然に防止します。
- ・ 蚊の発生抑制対策の推進（平時における対策）
平時からの蚊の発生抑制対策を推進するため、「蚊の発生防止強化月間」の設定や、公開講座の開催、啓発冊子の作成配布などにより、広く都民等に普及啓発します。
- ・ 感染症媒介蚊のサーベイランスの強化（平時における対策）
これまでの都内 16 施設に加え、行事開催等で多くの人が訪れる都市型公園 9 施設を新たに重点監視地点として選定し、蚊の発生状況の監視を強化します。
- ・ 検査・医療体制の整備（平時における対策）
迅速診断キットの承認等について国に求めていくとともに、健康安全研究センターにおいて患者検体の遺伝子検査を行う体制の整備や海外渡航者等の診療を行う医療機関との情報共有を図ります。
- ・ 発生時における対策
国内感染事例の発生時には、発生状況等の調査を迅速に行うとともに、推定感染地等における蚊のモニタリング調査やデング熱の専門家の知見を踏まえ、施設管理者や市町村への助言、蚊の駆除の指示等を行い、感染拡大を防止します。
- ・ 基礎研究の推進 100 百万円
公益財団法人東京都医学総合研究所において、デング熱に有効な予防法の確立に向けた基礎研究を推進します。

◎ エボラ出血熱対策【新規】 106 百万円

- ・ エボラ出血熱の患者発生に備え、今後とも、国や関係機関と緊密に連携し、情報共有等を図るとともに、患者移送時や感染症指定医療機関における装備の充実、対応マニュアルに基づく定期的な訓練の実施等の対策を講じていきます。
- ・ 患者移送体制の整備
感染症指定医療機関への患者の移送・受入訓練の定期的な実施や、ソフトアイソレーターなどの感染防止資器材の整備等により、患者発生時に、確実な感染防御のもと、円滑に移送できる体制を整備します。
- ・ 医療体制の整備
感染症指定医療機関、検疫所、東京消防庁等による連絡会議を定期的に開催し、緊密な連絡体制を確保するとともに、医療従事者の防護資器材の整備などを行うことにより、医療体制の充実を図ります。

◎ 感染症全般に係る対策【新規】 23 百万円

・ 都民等への普及啓発

　海外旅行者や企業等に対し、感染症に関する正しい知識や対応方法等を周知し、感染症対策の普及に取り組みます。

・ 医療機関における対応強化

　院内研修用DVD教材の配布や、外国人患者対応の講習会の実施などにより、一般医療機関での対応を支援します。

2 危険ドラッグの速やかな排除を目指し、規制、監視指導、普及啓発を強化します

若者を中心に乱用が拡大し、法の規制を逃れて次々と出現している危険ドラッグの脅威から都民を守るための対策を強化します。

主な事業展開

◎ 危険ドラッグ対策【一部新規】

138 百万円

- ・ 危険ドラッグの国内・海外での流行動向を把握し、速やかに規制する体制を強化します。あわせて、インターネット店舗を含む販売店舗等に対する監視指導と都民への普及啓発を推進し、薬物乱用防止対策を一層強化します。
- ・ 規制の強化

高度な成分分析機器の導入等により、人体への影響が確認できた薬物を速やかに知事指定薬物に指定し、同時に国等へ情報提供を行い、全国的な規制につなげることで、危険ドラッグの流通拡大を防ぎます。

- ・ 監視指導等の強化

流通実態調査やビッグデータ解析*、海外文献情報の収集等による、国内・海外で流行している製品やインターネット店舗を含む販売店舗等の把握、国や関係機関と連携した立入検査等により、新たな乱用薬物等の流通を防ぎます。

* ビッグデータ解析：Twitter 等のソーシャルメディア等を調査対象として危険ドラッグに係る情報を収集・分析し、流行製品や販売店舗等を把握することにより、より効率的・効果的な監視指導を実施する。

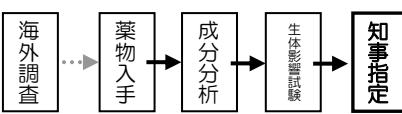
- ・ 普及啓発の強化

若者を引き付ける啓発動画の制作・放映、インターネット上の啓発用サイトの充実やキーワード連動広告の拡充、大学生等の若者と連携した効果的な普及啓発活動等に取り組み、危険ドラッグの有害性を訴えていきます。

規制の強化

- 都条例の積極的な適用

海外流行薬物の事前規制を含め、未規制薬物を都条例により迅速に規制する。



- 国等への情報提供

国等へ情報提供を行い、医薬品医療機器等法による全国的な規制へ繋げていく。

監視指導の強化

- ビッグデータ解析の実施

SNS 等のデータ解析により流行製品や販売店舗等を把握し、効果的な監視を実施する。

- 亂用薬物の実態把握

試買調査等による流通実態の把握

- 監視指導の強化

収去権の活用や、国や関係機関と連携した立入検査を実施する。

普及啓発の強化

- ネット等を通じた啓発の強化

若者を引き付ける啓発動画の配信、キーワード連動広告による購入者等への警告や、啓発用サイトにより、危険ドラッグの有害性について情報を発信する。

- 若者と連携した普及啓発活動

若者と連携して普及啓発用資材を作成することにより、若者の視点に立った啓発を行うとともに、若者自らに問題意識を醸成させる。

危険ドラッグの速やかな排除

3 健康危機から都民を守る体制の充実を図ります

HIV／エイズや結核等の感染症、大気汚染など生活環境に起因する健康影響、食中毒や不適正表示等の食の安全性に関する問題など、様々な危機から都民の生命と健康を守ります。

また、大気、食品、水道水等に対する放射能測定・検査を継続して行い、ホームページ等を通じて都民に情報提供します。

主な事業展開

◎ アジア大都市との感染症対策共同事業及び海外派遣研修の実施 31百万円

- アジア感染症対策プロジェクトの参加都市間において、共通する感染症の課題に協力して取り組み、共同で調査研究を実施するなど各都市の対策に活用します。
- 専門職を参加都市に派遣し、日本では症例の少ない感染症等についての対応策を学ぶことにより、それらの感染症が都内で発生した際の対応力の強化に役立てます。

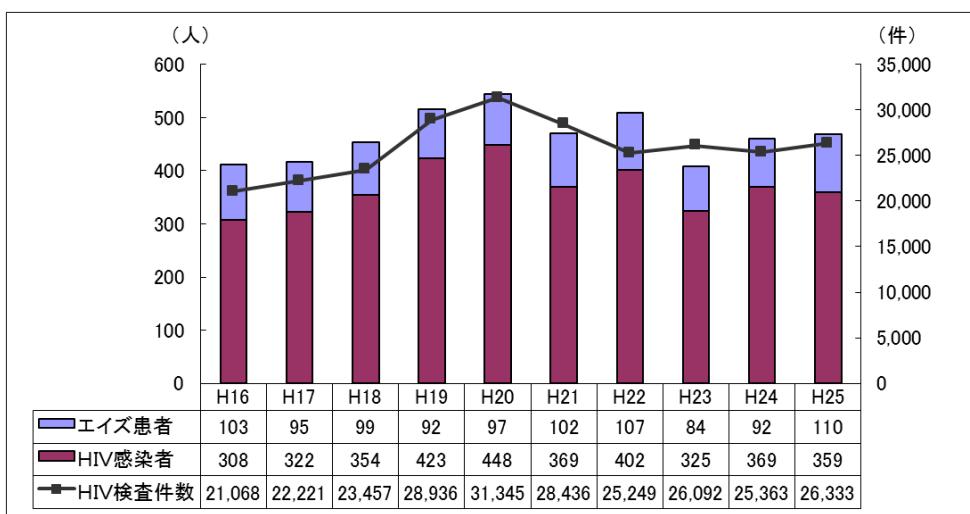
○ HIV／エイズ啓発拠点事業の充実 37百万円

- 繁華街に集まる若者をターゲットとして、若者・NPO 法人等との連携の強化などにより、効果的な予防啓発活動を進めます。

○ HIV／エイズ検査・相談体制の充実 224百万円

- 感染者の早期発見・早期受療に結びつくよう、東京都南新宿検査・相談室では、平日夜間・土日にHIV通常検査を実施し、東京都多摩地域検査・相談室では毎週土曜日にHIV即日検査を実施しています。

< HIV感染者・エイズ患者新規報告数及び保健所等でのHIV検査件数の推移（東京都）>



資料：「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく報告より作成

- 結核地域医療ネットワーク推進事業** **13 百万円**
- ・ 地域連携パスノート*を用いた結核医療ネットワークを都内全域に展開し、医療機関、保健所等、地域の関係機関が連携して患者を支援する体制を構築します。
- * 地域連携パスノート：結核患者の治療状況等の情報を関係機関が記録し、共有することにより、退院後も確実に服薬が続けられるよう支援するためのツール。
- 大気汚染医療費助成の実施** **4,611 百万円**
- ・ 大気汚染の影響を受けていると推定される患者を対象とした医療費助成を実施していきます。
- 花粉症対策の推進** **9 百万円**
- ・ 花粉自動測定・予報システムを運用し、「とうきょう花粉ネット」としてインターネット等で都民に情報を提供します。
- 食品の監視・指導の着実な実施** **—**
- ・ 飲食に起因する衛生上の健康被害の発生を防止するため、食品衛生法に基づき、監視指導の基本方針、重点監視指導項目や実施体制について定めた「東京都食品衛生監視指導計画」を策定し、実施します。
 - ・ 我が国最大の消費地であり、流通拠点でもある東京都の地域特性を踏まえ、食中毒防止や輸入食品等に関する監視指導等を重点的に実施していきます。
- 食品衛生自主管理認証制度の普及促進【一部新規】** **17 百万円**
- ・ 食品事業者の自主的な衛生管理の取組を認証する「東京都食品衛生自主管理認証制度」を普及することにより、製造施設や販売店、飲食店等における衛生管理水準の向上を促進します。
 - ・ 特に、食中毒リスクの高い業種などの重点対象事業者や、商店街等のユニットの取組を促進するため、認証取得に向けた段階的評価の活用を促進するとともに、認証取得支援講習会や衛生管理向上のための実地講習会、認証取得に必要なマニュアル作成のセミナーを実施します。
- 放射能測定体制及び情報発信の推進** **46 百万円**
- ・ 空間放射線量の測定
- 都内8か所に設置したモニタリングポストにより、空間放射線量を継続的に測定します。また、測定機器の貸出しや技術的助言により、区市町村による測定を支援します。

<モニタリングポストの設置場所>



<モニタリングポスト>



空間放射線量を 24 時間
連続して自動測定

- 食品等の放射性物質の検査の実施

ゲルマニウム半導体核種分析装置等により、都内の小売店等に流通している食品について、都民が日常的に摂取する食品及び子供が継続的に摂取する食品を中心に、モニタリング検査を実施するほか、芝浦と場でと畜した牛肉の全頭検査を行います。また、水道原水・飲用井戸等の検査についても計画的に実施します。

- 情報発信の推進

放射能に関する測定・検査結果について、随時ホームページで公表し、携帯電話、スマートフォンにも対応した情報提供をしていきます。また、都民の関心の高いテーマを題材とした都民フォーラムを開催します。

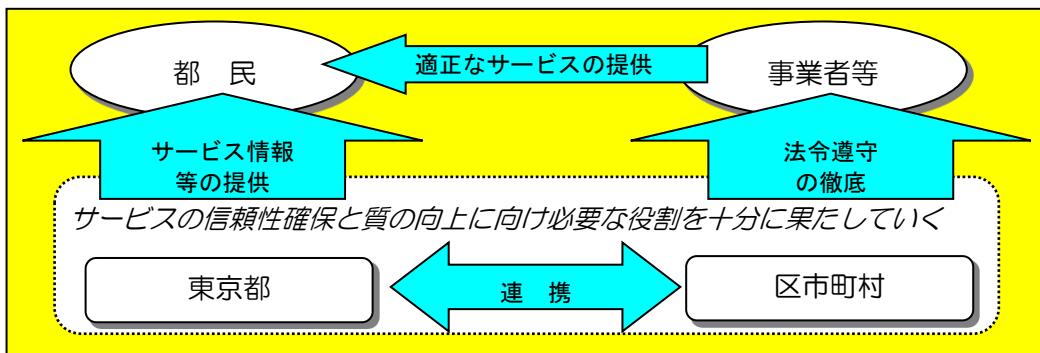
- | | |
|--|---------------|
| ○ 動物愛護事業 | 47 百万円 |
| ・ 動物愛護精神の普及を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するため、動物教室の開催や動物愛護推進員の活動の支援等を行い、動物愛護精神の発揚と適正飼養による動物から人への危害防止を推進します。 | |
| ○ 動物由来感染症対策 | 5 百万円 |
| ・ 動物病院におけるモニタリング調査など、飼い主や動物取扱業者への的確な情報提供や指導により、動物由来感染症の発生及びまん延を防止します。 | |
| ・ 狂犬病検査技術の向上と狂犬病対策の体制強化を図るため、狂犬病調査を実施します。 | |

第8 広域的な自治体としての役割を着実に果たします

(必要な役割を確実に実施)

- 多様な事業者等が提供する様々な福祉・保健・医療サービスの中から、利用者自らが必要なサービスを選択し、利用することができるようになるためには、事業者やサービス内容に関する情報提供、第三者評価など、利用者の選択を支援する取組をこれまで以上に進めいく必要があります。
- 同時に、サービスの提供主体である事業者等が、法令を遵守し、適正なサービスを提供するよう、ルール遵守の徹底を図ることが不可欠です。そのためには、行政が、関係法令等に基づく適切な指導検査を実施し、良質な事業者等を育成していくことが重要となります。
- 事業者等が不正を行った場合には、迅速・的確に対策を講じるとともに、住民やサービス利用者に身近な区市町村と連携しながら、サービスの信頼性確保と質の向上に向けて、広域自治体として必要な役割を果たしていきます。

<区市町村と連携したサービスの信頼性確保と質の向上への取組>



【平成27年度の取組】

- 平成27年度においては以下の取組を推進します。

- 1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します
- 2 区市町村の主体的な施策展開を支援します
- 3 新たな時代に合わせた都立施設改革を推進します

1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します

福祉・保健・医療サービスを提供する多様な事業主体に対して、法令基準等に基づき適正にサービスを提供するよう指導検査体制を充実するとともに、事業者等が提供するサービスの質の向上に向けた更なる取組を推進します。

主な事業展開

- | | |
|--|--|
| <p>○ 社会福祉法人経営適正化事業</p> <ul style="list-style-type: none">社会福祉法人の適正な運営が確保されるよう、課題を抱える法人を早期発見、早期対応する取組を行い、福祉サービスが長期にわたり安定的に提供されることを目指します。 <p>○ 区市町村と連携した不正防止対策等の強化</p> <ul style="list-style-type: none">都と区市町村による指導検査の合同実施など、区市町村と連携し、不正防止の徹底に向けて指導検査の強化を図ります。また、専門的な知識付与のための指導検査支援研修会を行います。都から区市への社会福祉法人に係る指導検査の権限移譲に伴い、区市における社会福祉法人及び法人が運営する施設・事業所への検査の充実を支援するため、専門相談の実施や専門員の活用等に対して、必要な経費を補助します。 <p>[地域福祉推進区市町村包括補助事業]</p> <p>○ 福祉サービス第三者評価の効果的な活用</p> <ul style="list-style-type: none">評価対象の拡大や評価項目の見直しを行うとともに、評価結果の公表方法を工夫するなど、事業者、都民の双方がより活用しやすい制度にするため改善を行っていきます。あわせて、指導検査の対象選定に評価結果を活用するなど、指導検査との連携に取り組みます。 <p>○ 積極的な情報提供の実施</p> <ul style="list-style-type: none">社会福祉法人、社会福祉施設及び保険医療機関等に対する指導検査の実績や、その内容と結果、不正の実態等について、ホームページや指導検査報告書等により、分かりやすく都民や事業者に明らかにし、問題点の早期発見と改善への取組に役立てます。 | <p>30 百万円</p> <p>3 百万円 包括補助</p> <p>60 百万円</p> <p>—</p> |
|--|--|

2 区市町村の主体的な施策展開を支援します

地域の実情に応じて、創意と工夫により、主体的な施策を展開する区市町村を包括補助事業を活用して支援していきます。

また、子育て家庭への支援や超高齢化への対応などの福祉先進都市実現に向けた施策を推進します。

主な事業展開

○ 福祉保健区市町村包括補助事業 31,875 百万円

- 国における様々な制度変更等の環境の変化に柔軟に対応し、地域の実情に応じた主体的な施策を展開する区市町村を一層支援していきます。

[子供家庭支援包括補助 8,794 百万円、高齢社会対策包括補助 3,780 百万円、障害者施策推進包括補助 13,235 百万円、医療保健政策包括補助 2,500 百万円、地域福祉推進包括補助 3,566 百万円]

<福祉保健区市町村包括補助事業の概要>

事業名	概要	要
先駆的事業	新たな課題に取り組む試行的事業	補助率 10/10 上限 1 千万円（最長 3 年）
選択事業	都が示す政策分野の中から区市町村が選択・実施	補助率 1/2
一般事業	既存の個別事業	ポイントによる算定

<区市町村に対する補助金改革の取組>

平成 12 年度	【福祉改革推進事業】※平成 19 年度福祉保健区市町村包括へ統合 地域における独自の取組により福祉改革を推進するための包括補助
平成 16 年度	【高齢者いきいき事業】※平成 16 年度に福祉改革推進事業へ統合 高齢者在宅サービスを中心とした包括補助
平成 18 年度	【市町村地域保健サービス推進事業】※平成 19 年度福祉保健区市町村包括へ統合 市町村の先導的な取組を対象とした包括補助
平成 19 年度	【子育て推進交付金】 保育所運営費など使途が細分化された補助を再構築した交付金
平成 20 年度	【子育て支援基盤整備包括補助事業】※平成 21 年度子ども家庭支援区市町村包括へ統合 地域の実情に応じて行う子育て支援基盤整備を対象とした包括補助
平成 21 年度	【福祉保健区市町村包括補助事業】 高齢、障害、保健・医療の 3 分野に関する包括補助。従来、事業ごとに行ってきていた個別補助を整理・統合。
	【ひとり親家庭支援区市町村包括補助事業】※平成 21 年度子ども家庭支援区市町村包括へ統合 ひとり親家庭の自立を総合的に支援することを目的とした包括補助
	【福祉保健区市町村包括補助事業の再構築】 地域福祉推進区市町村包括補助事業と子ども家庭支援区市町村包括補助事業を創設。福祉保健基盤等区市町村包括補助事業を廃止し、基盤整備（ハード）とサービスの充実（ソフト）とを一体化させた分野別包括補助事業に再構築。

<包括補助事業の補助対象例>

分 野	補助対象の主なもの
子供家庭支援	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援家庭を対象としたショートステイ事業（P47） ・保育サービス推進事業（P42） ・保育力強化事業（P43）
高齢社会対策	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りサポーター養成研修事業（P57） ・主任介護支援専門員を活用した地域のケアマネジメントの向上（P58） ・小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護等推進事業（P58） ・認知症地域支援ネットワーク事業（P64）
障害者施策推進	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村ヘルプマーク活用推進事業（P73） ・ヘルプカード活用促進事業（P73） ・グループホーム地域ネットワーク事業（P72） ・障害者地域生活移行・定着化支援事業（P72）
医療保健政策	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診精度管理向上事業（P98） ・災害医療計画策定支援事業（P109） ・在宅療養環境整備支援事業（P59、117） ・飼い主のいない猫対策 飼い主のいない猫を増やさないための様々な取組を支援
地域福祉推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者支援体制整備事業（P86） ・情報バリアフリーに係る充実への支援（P93） ・心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援（P93） ・成年後見活用あんしん生活創造事業 成年後見制度の利用を促進するための体制整備及び事業の実施を支援

○ 福祉先進都市実現基金積立金【新規】

40,000 百万円

- ・ 子育て家庭への支援や超高齢化への対応などの福祉先進都市実現に向けた施策を推進するため、新たに基金を設置します。

3 新たな時代に合わせた都立施設改革を推進します

これまで「福祉・健康都市 東京ビジョン」における「都立施設改革のさらなる展開」の方針に基づき、都立施設改革を進めてきました。

これまでの取組と成果

- 都立施設は、民間によるサービス提供が不十分な時代には、サービスの絶対量の確保という点で重要な役割を担うとともに、民間施設では対応が困難な都民ニーズに応えるなど、先駆的、専門的な機能を果たしてきました。
- しかしながら、近年では民間施設の整備が進み、多様なニーズに対応したきめ細かなサービス提供や、柔軟で効率的な施設運営を行う民間事業者の参入等が進んでいます。こうした中で、「民間でできることは民間に委ねる」という原則に立ち、都立施設について、そのあり方を見直すことが必要となりました。

<取組の歴史>

- ・ 「福祉サービス提供主体の改革への取組について」（平成14年7月）
22施設について、平成19年度に向けた改革の基本方針を提示
- ・ 福祉保健局の発足（平成16年8月）
都立「福祉」施設改革から、「都立施設改革」へと実施施設を拡大
- ・ 指定管理者制度の本則適用（平成18年度）
公の施設の管理を、民間事業者にも委託することが可能に。管理委託施設については、法に基づいて受託者を指定
- ・ 「福祉・健康都市 東京ビジョン」（平成18年2月）
「利用者本位のサービス徹底のため、民間でできることは民間に委ねる」との原則の下、所管80施設の改革方針「都立施設改革のさらなる展開」を策定
- ・ 東京の福祉保健の新展開2007～2012、東京の福祉保健 分野別取組2013, 2014
社会的養護需要や法改正の状況など、新たな状況変化に対応するため、必要な改革に取り組む

- この結果、民間移譲等改革が進んだ施設においては、各々の地域や利用者のニーズに合った支援の充実、建物の改築に伴う利用定員の拡大など、利用者サービスの向上が図られています。

<「都立施設改革のさらなる展開」の取組状況>

福祉・健康都市 東京 ビジョン	改革済又は方針決定済 (42)			都道府県による設置、運営等 (24)			今後の 取組 (14)
	民間 移譲	独法化 等	廃止	直営 義務	運営 義務	その他	
高齢者施設	5	1	3	1			
児童・母子 婦人施設	16	6		1	3		6
障害者施設	49	27	2	1	5		6
医療施設・看 護専門学校等	10					7	3
計	80	34	5	3	8	7	9
							14

今後の取組等について

これまでの成果を踏まえるとともに、「民間で出来ることは民間に委ねる」という考え方を基本に、地域社会における共生の実現や家庭的養護の推進など、施設の役割の変化に対応するため、今後、必要な改革に取り組みます。

○ 民間移譲等を予定している施設 [5施設]

平成28年4月（民間移譲）

- 江東通勤寮、豊島通勤寮、立川通勤寮、町田通勤寮（障害福祉サービス事業所）

平成29年度末（民設民営に転換）

- 東村山ナーシングホーム（介護保険施設）

○ 今後、さらなる改革に取り組む施設 [14施設]

- 今後とも都立施設の一層のサービス向上を目指して、指定管理者の評価を行うなど、適切な管理運営に努めていくとともに、次の施設について、さらなる改革に取り組んでいきます。

施設種別	施設名
児童養護施設	石神井学園、小山児童学園、船形学園、八街学園、勝山学園、片瀬学園
福祉型障害児入所施設	東村山福祉園
福祉型障害児入所施設、障害者支援施設	七生福祉園、千葉福祉園
障害者支援施設	八王子福祉園、練馬障害者支援ホーム 視覚障害者生活支援センター、八王子自立ホーム 清瀬喜望園

○ 直営運営義務等がある施設 [15 施設]

事項	施設種別
直営義務（8 施設）	児童自立支援施設②、更生相談所②、婦人相談所、精神保健福祉センター③
運営義務（7 施設）	看護専門学校⑦

○ その他、都の指定管理、直営施設 [9 施設]

事項	施設名
指定管理施設	リハビリテーション病院、心身障害者口腔保健センター、東大和療育センター、東部療育センター
直営施設	北療育医療センター、府中療育センター、多摩療育園、障害者福祉会館、薬用植物園

施設種別ごとの今後の主な取組

(児童養護施設)

近年の社会的養護の需要増を踏まえ、虐待による重篤な症状を持つ児童等に対する支援を充実していきます。また、都外の施設については、養護需要を見ながら、民間移譲等を検討していきます。

○ 石神井学園

- ・ 児童ケアの充実を図るため、虐待による重篤な症状を持つ児童等を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」の試行を行います。

○ 小山児童学園

- ・ 情緒、行動上の問題を抱える中高生を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として機能の強化を進めていきます。

○ 船形、八街、勝山、片瀬学園

- ・ 社会的養護需要の状況を踏まえつつ、民間移譲等を検討していきます。

(障害児施設)

児童福祉法の改正を受け、過年齢児への対応や利用者の状況、今後の動向等を踏まえ、強度の行動障害がある知的障害児等に対する支援の在り方や施設規模、老朽化した建物整備の検討等を含め、改革を進めていきます。

○ 東村山福祉園

- ・ 過年齢児の状況を踏まえ、障害児施設と障害者施設2施設に分割し、障害者施設は、平成29年度以降に民間移譲します。
- ・ 障害児施設は、利用状況や今後の動向を踏まえつつ、強度の行動障害がある知的障害児等を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として準備を進めます。

○ 七生、千葉福祉園

- ・ 利用状況や今後の動向を踏まえつつ、施設のあり方や定員規模の適正化を行い、民間移譲等を検討していきます。

(障害者施設)

地域社会における共生の実現を目指し、各施設の在り方や適切な施設規模、老朽化した建物整備の検討等を含め、改革を進めていきます。

○ 八王子自立ホーム

- ・ 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設移行後の運営状況に配慮しつつ、平成29年度以降の民間移譲に向けた条件整備を進めています。

○ 八王子福祉園

- ・ 障害程度が重く、医療ケアを必要とする利用者が入所している現状や、今後の利用者ニーズ等を踏まえた民間移譲の手法等を検討し、民間移譲等に向けた条件整備を進めています。

○ 七生、千葉福祉園

- ・ 今後の利用者ニーズを踏まえ、施設のあり方や適正規模等民間移譲に向けた検討をしています。

○ 練馬障害者支援ホーム

- ・ 高次脳機能障害者の受け入れ状況や新体系移行後の運営状況に配慮しつつ、平成29年度以降の民間移譲に向けた条件整備を進めています。

○ 清瀬喜望園

- ・ 今後の利用者ニーズと施設のあり方を踏まえつつ、民間移譲等に向けた条件整備を進めています。

○ 視覚障害者生活支援センター

- ・ 今後の利用者ニーズと施設のあり方を踏まえつつ、平成29年度以降の民間移譲に向けた条件整備を進めています。

社会福祉事業団改革

東京都監理団体であり、児童養護施設及び障害者（児）施設の指定管理者である社会福祉事業団については、これまで職員の固有化や人事・給与制度の見直しなど様々な改革を行ってきました。今後、より一層の自立的な経営を目指した社会福祉事業団自らの取組に対し支援をしていきます。